

平成 22 年度事後評価シート（平成 21 年度に実施した施策）

施策名	3. 大気・水・土壌環境等の保全	評価年月日	平成 22 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	水・大気環境局 総務課長 木村祐二		

① 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第 2 部)			平成 21 年度版環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ(※323 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	2 章	地球環境、大気環境、水環境、土壌環境、地盤環境の保全
施策(節)	1 節	2 大気環境の保全 3 水環境、土壌環境、地盤環境の保全 5 化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策		4 章	化学物質の環境リスクの評価・管理
その他関連する個別計画					

※環境・循環型社会・生物多様性白書「平成 21 年度環境の保全に関する施策・平成 21 年度循環型社会の形成に関する施策・平成 21 年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」から該当箇所を記載

② 施策について

施策の方針	大気汚染・騒音・振動・悪臭に係る大気環境基準、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する水質環境基準等の目標の達成・維持を図るとともに、地盤環境の保全を図り、また、土壌汚染による環境リスクを適切に管理することにより、生活環境を保全し、国民の安全と安心を確保する。				
予算動向		H19 年度	H20 年度	H21 年度	<備考>
	金額(単位:百万円)	4,895	4,485	4,203	
	一般会計	4,895	4,485	4,203	
	特別会計	-	-	-	
施策を構成する具体的手段	【大気環境の保全】				
	<ul style="list-style-type: none"> 科学的知見の集積を通じた、大気環境基準等の目標の設定。 固定発生源からの大気汚染に関する規制や自主的取組の促進など多様な措置の実施。 自動車排出ガス等による大気汚染に関する規制、助成、税制措置、普及啓発など多様な措置の実施。 大気環境に係る科学的知見の充実その他基礎調査の実施。 大気環境に係る的確かつ効率的な監視体制の整備。 				
	【大気生活環境の保全】				
	<ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動・悪臭に係る規制その他の対策、ヒートアイランド現象や光害の対策の実施。 				
	【水環境の保全】				
<ul style="list-style-type: none"> 科学的知見の集積を通じた、水質環境基準等の目標の設定。 工場・事業場に対する排水規制、生活排水対策、非特定汚染源対策、地下水汚染対策、基準値を超える底質対策など負荷の発生形態に応じた対策の実施。 水質総量削減の実施及び閉鎖性海域が今後目指すべき水環境の目標設定とその達成に向けた適切な施策の実施。 工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づく規制の実施。 水環境に係る的確かつ効率的な監視体制の整備。 					
【土壌環境の保全】					
<ul style="list-style-type: none"> 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壌汚染対策の推進。 土壌汚染対策法に基づく汚染の状況の把握、及び状況に応じた措置の実施（市街地土壌汚染対策の実施）。 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく汚染土壌の処理等の対策の実施。 					
【ダイオキシン類・農薬対策】					
<ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類対策特別措置法及び農薬取締法に基づく規制の実施。 					

③施策の方針に対する総合的な評価

【大気環境の保全】

- 微小粒子状物質(PM2.5)については、平成21年9月に中央環境審議会が取りまとめた答申を受け、同月、環境基準を告示した。今後は、同答申に示された課題を踏まえ、PM2.5の大気汚染状況の把握とその効果的な対策に関する検討を進めるとともに、我が国における健康影響に関する知見をさらに充実していく必要がある。
- 光化学オキシダントの環境基準達成状況は依然として極めて低く、濃度レベルも漸増傾向にあり、注意報の発令地域は広域化している。平成19年12月にとりまとめた学識経験者等による「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」の報告書で課題とされた調査研究・モニタリング、国内削減対策及び国際的な取組を引き続き推進するにあたり、平成20年度には、光化学オキシダントに係る国際的な取組を推進するために不可欠であるトレーサビリティを確保した光化学オキシダント測定に関する精度管理体制について検討し、平成21年度に当該体制を構築したところである。
- 全国の大気環境基準の達成状況については、全体としては改善又は横ばい傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている。一方で、二酸化窒素については、大都市圏において、とりわけ自動車排出ガス測定局で環境基準が達成されていない地点が残っており(平成20年度達成率:95.5%)、さらに改善を図る必要がある。このため、平成19年度に改正及び施行された自動車NOx・PM法に基づく対策や低公害車の普及を推進した。
- 燃料電池自動車の普及台数については、車両開発等は前進したものの、一般ユーザーへの普及には至っておらず、目標値と実績の間に乖離が生じている。
- 自動車単体対策についても、中央環境審議会による「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」第八次答申(平成17年4月)及び第九次答申(平成20年1月)に基づき、引き続き排出ガス規制の強化等を進める必要があり、ディーゼルトラック・バスの新たな排出ガス規制等について検討を行っている。

【大気生活環境の保全】

- 騒音、振動及び悪臭に係る苦情件数は、近年徐々に減少してはいるが、まだ高い水準で推移しているため、今後とも必要な施策強化等を図っていく必要がある。騒音対策としては、騒音規制法の未規制施設に関する施策の充実を図るための検討を開始した。自動車単体対策については、中央環境審議会中間答申「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」(平成20年12月)に基づき、自動車の走行の実態、自動車やタイヤから発生する騒音の実態等を調査するとともに、騒音規制手法の抜本的見直しについて検討を開始した。また、騒音に係る環境基準の達成目標年次(平成21年度)を迎えたことにより、自動車騒音対策に関する総合的施策を取りまとめた「今後の自動車騒音対策の取組方針」を、各都道府県知事及び政令指定都市市長宛に通知したところである。これを踏まえ、引き続き関係省庁が連携して積極的に対策を推進することとしている。
- 航空機騒音及び新幹線鉄道騒音については、環境基準の達成に向けて、継続的に対策を講じてきているところであるが、環境基準の達成状況はそれぞれ76.0%、43.1%と未だ芳しくなく、苦情も絶えないところである。このため、更なる騒音低減対策の推進に取り組む必要がある。
- クールシティづくりについては、注目度の高い街区での集中的かつ一体的なヒートアイランド対策等を推進した。地方公共団体・民間事業者等の取組を支援しつつ、ヒートアイランド対策大綱に基づいた対策を推進する必要がある。また、まちの快適さを演出する涼感、光、かおり、音などの感覚環境の観点からの対策が求められている。

【水環境の保全】

- 平成21年11月に、公共用水域において、新たに人の健康の保護に係る水質環境基準項目として、1,4-ジオキサンを追加した。また、地下水において新たに地下水環境基準項目として、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサンを追加し、現行のシス-1,2-ジクロロエチレンに代わり、1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体の和)を新たに地下水環境基準項目として追加した。1,1-ジクロロエチレンについては、人の健康の保護に係る水質環境基準及び地下水環境基準における基準値を見直し、現行の0.02mg/Lから、0.1mg/Lとした。
- 生活環境項目に関する水質環境基準の基準達成率が、全体では87.4%となり長期的にみると上昇傾向だが、湖沼においては顕著な改善が見られなかった。これらのことから、湖沼の更なる水質改善に向けた汚濁メカニズムの解明等に取り組む必要がある。また、環境基準の類型指定の見直し、工場・事業場からの排水実態の継続的な把握、暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向け技術的な支援を中心とした取組を促進した。さらに、排水中の多様な化学物質の影響を総体的に管理する新たな手法の検討のための基礎調査を実施した。
- 6次にわたる水質総量削減の実施により東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に流入する汚濁負荷量は、東京湾における化学的酸素要求量(COD)負荷量が昭和54年度における477t/日から平成16年度における211t/日まで削減されるなど、着

実に削減されている。しかし、東京湾における窒素及びりん的环境基準達成率は平成8年度も平成20年度も同じ50%であるなど改善がみられないことや、依然大規模な赤潮や貧酸素水塊が発生していることなどから、更なる水環境改善に向けた取組が必要である。このため閉鎖性海域が今後目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンを策定した。また、平成21年2月に中央環境審議会に諮問した第7次水質総量削減の在り方について、平成22年3月に答申がなされた。

- 海域環境保全や海との共生に取り組んでいる海域を選定し、地方公共団体による里海創生活動の支援を着実に実施した。(H20:4海域、H21:6海域)
- 中央環境審議会瀬戸内海部会が平成20年6月に取りまとめた瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップを踏まえた取組を実施するとともに、当該フォローアップに基づく関係省庁・府県の取組の進捗状況の調査を実施した。
- 有明海・八代海総合調査評価委員会報告を踏まえた両海域の再生に向けた調査研究が着実に進んでいる。たとえば、委員会報告書では「海底の泥化が予想以上に進行していること」が確認されていたが、21年度の調査では、一部海域で底質の粗粒化も確認され、粗粒化とタイラギの豊漁との関係を裏付ける貴重な環境データを得た。
- 気候変動による水環境等への悪影響に対する適応策の検討のための基礎調査を実施した。

【土壌環境の保全】

- 市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止を目指し、土壌汚染対策法に基づく調査・対策が実施され、措置の必要な指定区域における措置等の実施率が100%となっている。
- 農用地土壌汚染対策地域については、平成20年度末までに6,577haが指定され、対策事業の実施等を経て、85%に当たる5,559haが地域指定を解除されている。(平成21年度までの数値については七月頃取りまとめ予定)
- ダイオキシン類土壌汚染対策地域については、平成21年度に1地域で対策地域の指定の一部解除が行われた。また、これまでに指定された5地域全てにおいて対策事業が完了しているなど、対策が着実に実施されている。

【ダイオキシン類・農薬対策】

- 平成20年のダイオキシン類排出総量は、平成15年比で約43%減少しており、順調に削減が進んでいる。全国的环境調査結果では、概ね環境基準を達成している。
- 農薬に関しては、水産動植物の被害防止に係る改正登録保留基準について、平成21年度に新たに45農薬の基準を設定し、これまでに累計で101農薬に基準値を設定した。

【効果的な公害防止の取組促進】

- 公害防止体制の促進については、平成21年8月、中央環境審議会に対し、「今後の効果的な公害防止取組促進方策の在り方について」を諮問し、大気環境・水環境合同部会公害防止取組促進方策小委員会における審議を経て、平成22年1月に答申がなされた。この答申を踏まえて「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案」を第174回通常国会に提出した。(その後国会の審議を経て、「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」が平成22年5月10日に公布された。)

【アジアにおける環境協力】

- 平成21年3月の日中局長級政策対話における中国側の要望により、「第12次5カ年計画」(平成23年～27年)の策定に向けたNOxの総量削減について、日本のノウハウを活かした協力を開始した。平成21年7月に日中環境汚染対策ゴールデンウィークの一環として政策的手法を紹介する第1回WSを開催し、同11月にNOx対策技術を紹介する第2回WSを開催した。さらに、同12月に中国政府関係者を日本に招へいし、石炭火力発電所等の視察を実施した。
- アジア・モンスーン地域における情報基盤整備及び人材育成を行う「アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)」並びに中国の重要水域における水質汚濁防止の協力を行う「日中水環境パートナーシップ事業」に取り組んできており、アジア地域の水環境情報のデータベース構築、国際フォーラムを通じた人材教育や中国長江流域等における政策提言を行ってきたところ。特に中国では、水質汚染対策協力推進として、農村地域等に適した水環境管理技術の導入実証モデル事業をこれまで4地区7箇所まで実施し、中国国内に普及し水環境管理の向上に向けた協力に取り組んだ。
- 東アジア諸国における水質総量削減制度導入を支援する指針策定に向け、主に中国を対象として水質総量削減の導入に向けた共同研究を実施するなど、検討を着実に実施している。
- 「クリーンアジア・イニシアティブ」の趣旨に基づき、環境汚染対策技術・モニタリング技術について、法制度の整備・人材育成とパッケージにしてアジア諸国に普及・展開することを目的とした「日本モデル環境対策技術等の国際展開」事業を開始し、現状調査や今後取り組むべきパッケージ内容の検討を行ったほか、共同政策研究等の具体的な協力事業を試行的に実施した。
- 平成19年の中国及びインドネシア両国環境大臣との合意に基づき、各国とのコベネフィット・アプローチに係る

協力を進めている。平成21年12月には、COP15 サイドイベントで中国とのコベネフィット効果に係る共同研究の成果を発表した。平成20年度及び21年度に採択したコベネフィットCDMモデル事業を3件への資金支援を実施した。コベネフィット効果を定量的に評価する方法を示したマニュアルについて、気候変動に係る国際会議等の場で配布する等、その普及に努めている。



④今後の主な課題

【大気環境の保全】

- 環境基準が設定されたPM2.5については、中央環境審議会において、次のような課題が示された。(i)監視体制の整備、排出インベントリの作成、大気中の挙動や二次生成機構の解明等の化学的知見の集積、(ii)より効果的な対策の検討、(iii)我が国における健康影響の状況に関するさらなる知見の充実。
- 大都市圏を中心とした大気汚染についての、流入車対策及び局地汚染対策の推進。
- 光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物の排出抑制対策の推進や、「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」の中間報告を踏まえた調査研究や国内対策、国際的取組の継続的実施。
- 自動車排出ガス規制の強化、国際標準化等自動車単体対策の推進。

【大気生活環境の保全】

- 大気生活環境の保全について、騒音・振動・悪臭等近年の苦情傾向や国際動向等に対応した調査・研究及びそれを踏まえた対策の実施、地方公共団体・民間事業者等と連携し、ヒートアイランド対策に関する情報の共有を図るとともに、ヒートアイランド対策の推進を支援する。また、感覚環境の観点を取り込んだまちづくりを推進する。さらに、自動車騒音規制の見直し等自動車単体対策や航空機、新幹線鉄道の騒音対策を推進する。

【水環境の保全】

- 生活環境項目の新規項目としての底層DOの追加等の見直しの方向性を踏まえ、各水域での水質状況の実態、利水用途の把握及び将来水質予測等の各水域での類型指定のための検討が必要。
- 水質汚濁防止法に基づく事故時の措置における対象物質の拡大についての検討が必要。
- 暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向けた更なる技術開発が必要。また、低濃度で存在し毒性自体が未知の多様な化学物質に対応するため、排水中の多様な化学物質の影響を総合的に管理する手法の検討が必要。
- 湖沼の水環境改善に向けた取組、地下水の総合的な保全対策、湧水の保全、国際的な水問題解決のための貢献、皇居外苑濠等身近な水辺環境の改善のための取組等。
- 「第7次水質総量削減の在り方について」を踏まえた総量規制基準の検討等。
- 海域等における栄養塩類の適切な管理の在り方について検討が必要。
- 里海創生活動の全国的な普及等。
- 瀬戸内海環境基本計画フォローアップにおいて指摘された諸課題への対応。
- 有明海・八代海総合調査評価委員会報告を踏まえ、両海域の再生に向けた調査研究を着実に進めるための、関係省庁との密接な連携。
- 気候変動が公共用水域の水質及び生態系に与える影響を把握するとともに、将来の気候変動に伴う水環境変化の予測を行い、想定される悪影響に対して適切な対応策を講じることが必要。

【土壌環境の保全】

- 平成22年4月より施行された改正土壌汚染対策法を円滑に実施するため、第1回目の技術管理者試験を的確に実施するとともに、汚染土壌の搬出時調査方法など追加すべき事項に関する検討等を実施することが必要。
- 水に関する環境基準等の見直しを踏まえ、土壌環境基準の見直しのための検討が必要。
- 平成21年11月、食品中のカドミウム規格基準の見直しの動向を踏まえ、中央環境審議会にカドミウムに係る土壌環境基準(農用地)及び農用地土壌汚染対策地域指定要件等の見直しについて諮問を行った。土壌農薬部会に新たに設置された農用地土壌環境基準等専門委員会及び農用地土壌小委員会において審議が行われ、平成22年3月の土壌農薬部会において答申案が示されたところ。今後は食品安全委員会への意見聴取やパブリックコメント等を経た上で答申を踏まえた政省令等の改正が必要。

【ダイオキシン類・農薬対策】

- POPs条約の検討状況等、国際的な動向を踏まえたダイオキシン類対策の一層の推進。

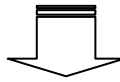
○農業については、引き続き水産動植物の被害防止に係る改正登録保留基準の設定を進めるとともに、生態系保全に向けた取組の強化、農薬の飛散等による大気経路ばく露を考慮した人の健康保護のためのリスク管理措置の充実を図ることが必要。

【効果的な公害防止の取組促進】

○「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」の改正を踏まえ、水質汚濁防止法において新たに事故時の措置の対象となる指定物質を定める政令の改正、ばい煙量等や排出水の汚染状態等の測定結果の保存に係る事項及び排出水等の汚染状態の測定頻度・測定項目を定める省令の改正が必要。また、平成 22 年1月の中央環境審議会答申を踏まえた公害防止を促進するための方策等の実施や効果的な公害防止体制の維持のための「公害防止ガイドライン」の継続的な普及啓発等が必要。

【アジアにおける環境協力】

- 中国のモデル地域における水質総量削減の計画検討へ向けた中国関係機関との円滑な連携。
- 各国の状況を十分に考慮しつつ、日本の環境対策技術等を法制度の整備・人材育成とパッケージにして展開することにより、アジア各国における環境汚染対策の推進と持続可能な社会の構築を進めるほか、環境対策技術分野における日本のリーダーシップを発揮。
- アジア諸国を含む途上国において環境汚染対策と地球温暖化対策を支援するため、両対策を同時に実現するコベネフィット・アプローチを推進する必要がある。



⑤今後の主な取組

【大気環境の保全】

- 環境基準が設定されたPM_{2.5}については、中央環境審議会において示された課題を踏まえ、次のような取組を推進。
 - (i) 地方自治体と連携した監視体制の整備、排出インベントリの作成、大気中の挙動や二次生成機構の解明等、(ii) より効果的な対策の検討、(iii) 日本国内における疫学・毒性学調査の実施等によるさらなる知見の充実。
- 改正自動車NO_x・PM法等を踏まえた流入車対策及び局地汚染対策をはじめとする自動車排出ガス対策の着実な実施。
- 平成 21 年度に構築したトレーサビリティの確保された光化学オキシダント自動測定器の精度管理体制の適切な運用とともに、原因物質である揮発性有機化合物を含む国内対策の着実な実施、国際的取組を推進していく。
- ディーゼル重量車についてNO_x排出量を09年規制（いわゆるポスト新長期規制）の3分の1程度にする挑戦目標を設定。さらに国際的な標準の動向を考慮した排出ガス試験モード等の見直しについて検討する。自動車に起因する微小粒子状物質（PM_{2.5}、ナノ粒子）について、その粒径分布、組成や粒子数等の実態調査を行う。また、最新規制適合車の排出ガスについて、バイオ燃料を使用した際の実態調査を行い、必要に応じた対策を検討するなど自動車単体対策を引き続き進める。

【大気生活環境の保全】

○大気生活環境の保全について、騒音ラベリング制度の導入など低騒音社会を目指した騒音対策の推進及び低周波音に関する知見の集積。嗅覚測定法の精度確保及び国際化対応への検討と臭気指数規制の更なる推進。自動車単体対策について、騒音規制手法の見直し、タイヤ単体騒音規制の導入等について検討。航空機及び新幹線騒音対策について、土地利用対策及び交通騒音モニタリングの在り方の検討。クールシティづくりの推進として注目度の高い街区での集中的かつ一体的なヒートアイランド対策等の推進。また、感覚環境の観点を取り込んだまちづくり推進のための事例の収集、普及方策の検討。良好な感覚環境形成の全国的な展開。

【水環境の保全】

○新たな科学的知見の集積を通じた、水質環境基準等の目標の設定と見直しの検討、生活環境項目の新規項目としての底層DO追加等の見直しの方向性を踏まえ、各水域での水質実態、利水用途の把握及び将来水質予測等の各水域での類型指定のための検討、未規制の物質・項目を含めた工場・事業場からの排水実態の継続的な調査、排水中の多様な化学物質の影響を総体的に管理する新たな手法の検討、水環境中の化学物質挙動に着目した有害物質リスク管理手法の検討、暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向けた取組の実施、的確かつ効率的な公定分析法の検討。また、水質汚濁防止法に基づく事故時の措置における対象物質の拡大の検討。

○湖沼の水環境改善に向けたより効果的な施策の検討・実施、地下水の総合的な保全のあり方の検討・保全対策の実施、

- 湧水の保全のあり方の検討・対策の実施、皇居外苑濠を始めとした身近な水環境改善に向けた検討等の実施。
- 「第7次水質総量削減の在り方について」を踏まえた総量規制基準の検討等。
- 「里海」づくりを推進するための里海づくりマニュアル、里海創生計画の策定、先進事例の収集等。
- 瀬戸内海環境保全基本計画フォローアップを踏まえ、瀬戸内海環境基本計画の目標達成にむけた施策の円滑な実施等。
- 有明海・八代海の生態系機能の活用や生物多様性の維持を念頭においた環境改善方策の検討。
- 気候変動が公共用水域の水質及び生態系与える影響を適切に把握するとともに、将来の気候変動に伴う水環境変化の予測を行い、想定される悪影響への適切な対応策を検討。

【土壌環境の保全】

- 土壌の環境基準等の検討を行うとともに、改正法の円滑な施行に向け技術管理者試験や追加規定の整備を実施する。
- 農用地土壌汚染防止法については、農用地土壌汚染対策地域の指定要件等の見直しに向け、食品安全委員会への意見聴取及びパブリックコメント等を実施し、必要な政省令等の改正を行う。

【ダイオキシン類・農薬対策】

- POPs 条約や WHO の検討状況等、国際的な動向を踏まえた国内におけるダイオキシン対策の検討・一層の推進。
- 農薬について、水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の着実な設定、農薬の生物多様性に与える影響の調査の実施、農薬の飛散による周辺住民等へのリスクを適切に評価・管理する手法の開発調査の強化。

【効果的な公害防止の取組促進】

- 「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」の改正を踏まえ、水質汚濁防止法において新たに事故時の措置の対象となる指定物質を定める政令の改正、ばい煙量等や排出水の汚染状態等の測定結果の保存に係る事項及び排出水等の汚染状態の測定頻度・測定項目を定める省令の改正を行う。また、平成 22 年1月の中央環境審議会の答申を踏まえた公害防止を促進するための方策等や、効果的な公害防止体制の維持のための「公害防止ガイドライン」の継続的な普及啓発を実施する。

【アジアにおける環境協力】

- 東アジア諸国における水質総量削減制度の導入指針策定のため、中国においてケーススタディを実施することで水質総量削減制度の現地適用性を検証し、東アジア諸国の実情に応じた実用性の高い水質総量削減制度導入指針を策定。
- グッドウォーターガバナンスの向上に向けたアジア水環境パートナーシップ、平成 19 年 4 月の日中首脳間における環境協力共同声明を踏まえた日中水環境パートナーシップ等の国際的な水問題の解決に向けた取組。
- アジア各国の状況に応じて、我が国の「環境対策・測定技術」、「環境保全の規制体系」、「人材」などをパッケージにして普及・展開する。
- コベネフィット・アプローチを推進するため、途上国のニーズを踏まえた技術の実証を行い、二国間協力を通じてコベネフィット CDM 案件等(気候変動に係る次期枠組みを視野に入れる)の形成を進め、事業化を推進し、また、コベネフィットの効果手法の更なる開発を行う。また、本アプローチを普及させるための国際的なパートナーシップの構築を進める。



施策の方向性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
	⑤	定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	①-a
	機構・定員要求への反映	④⑤

⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 3-1		大気環境の保全						
		固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、大気環境の状況をよりの確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。						
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ		2章2節2 大都市圏等への負荷の集積による問題への対策						
		2章2節3 多様な有害物質による健康影響の防止						
		2章2節5 大気環境の監視・観測体制の整備						
関係課・室		水・大気環境局総務課、大気環境課、自動車環境対策課、環境管理技術室						
指標の名称及び単位		①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]						
		ア. 二酸化いおう		キ. トリクロロエチレン	ス. ニッケル化合物			
		イ. 一酸化炭素		ク. テトラクロロエチレン	セ. クロロホルム			
		ウ. 浮遊粒子状物質		ケ. ジクロロメタン	ソ. 1,2-ジクロロエタン			
		エ. 二酸化窒素		コ. アクリロニトリル	タ. 1,3-ブタジエン			
		オ. 光化学オキシダント		サ. 塩化ビニルモノマー				
		カ. ベンゼン		シ. 水銀				
		②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]						
		ア. 二酸化窒素(NO ₂)		ウ. 光化学オキシダント	オ. 一酸化炭素(CO)			
		イ. 浮遊粒子状物質(SPM)		エ. 二酸化いおう(SO ₂)				
		③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]						
		ア. 二酸化窒素(NO ₂)		イ. 浮遊粒子状物質(SPM)				
		④(間接)低公害車の普及台数[万台]						
		⑤(間接)燃料電池自動車の普及台数[台]						
⑥(参考)一般環境大気測定局の数[局数]								
⑦(参考)自動車排出ガス測定局の数[局数]								
指標年度等		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値
指標	①ア	99.7	99.8	99.8	99.8	調査中	-	100
	イ	100	100	100	100	調査中	-	100
	ウ	96.4	93.0	89.5	99.6	調査中	-	100
	エ	99.9	100	100	100	調査中	-	100
	オ	0.3	0.1	0.1	0.1	調査中	-	100
	カ	96.1	97.1	99.3	99.8	調査中	-	100
	キ	100	100	100	100	調査中	-	100
	ク	100	100	100	100	調査中	-	100
	ケ	100	99.7	100	100	調査中	-	100
	コ	100	100	100	99.7	調査中	-	100
	サ	100	100	100	100	調査中	-	100
	シ	100	100	100	100	調査中	-	100
	ス	99.1	98.4	99.4	99.7	調査中	-	100
	セ	99.7	100	100	100	調査中	-	100
	ソ	99.5	99.5	99.5	99.7	調査中	-	100
	タ	100	100	100	100	調査中	-	100
	②ア	91.3	90.7	94.4	95.5	調査中	-	100
	イ	93.7	92.8	88.6	99.3	調査中	-	100
	ウ	0	3.7	3.3	0	調査中	-	100
	エ	100	100	100	100	調査中	-	100
オ	100	100	100	100	調査中	-	100	
③ア	85.1	83.7	90.6	92	調査中	-	100	

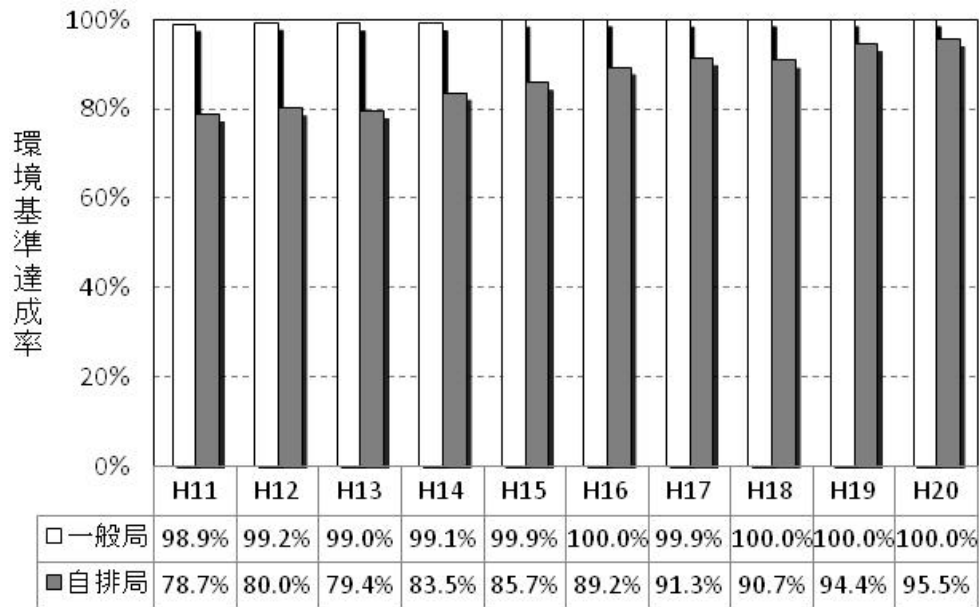
	イ	92.8	92.1	92.5	99.5	調査中	-	100
	④	1219	1440	1647	1821	調査中	H22 年度	1,000
	⑤	60	50	42	53	調査中		50,000
	⑥	1,619	1581	1561		調査中	-	-
	⑦	447	451	445	438	調査中	-	-
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-			
	根拠等	<p>①(ア、イ、ウ、オ)、③(イ)大気汚染に係る環境基準について(昭和48年環告25)</p> <p>①(エ)、②、③(ア)二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年環告38)</p> <p>①(カ～ケ)ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について(平成9年環告4)</p> <p>①(コ～ス)中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第七次答申)」(平成15年7月)</p> <p>①(セ～タ)中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第八次答申)」(平成18年11月)</p> <p>④、⑤低公害車開発普及アクションプラン(平成13年7月)</p>						
評価・分析	【達成の状況】	<p>○微小粒子状物質(PM2.5)については、平成21年9月に中央環境審議会が取りまとめた答申を受け、同月、環境基準を告示した。今後は、同答申に示された課題を踏まえ、PM2.5の大気汚染状況の把握とその効果的な対策に関する検討を進めるとともに、我が国における健康影響に関する知見をさらに充実していく必要がある。</p> <p>○光化学オキシダントの環境基準達成状況は依然として極めて低く、濃度レベルも漸増傾向にあり、注意報の発令地域は広域化している。平成19年12月に取りまとめた学識経験者等による「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」の報告書で課題とされた調査研究・モニタリング、国内削減対策及び国際的な取組を引き続き推進するにあたり、平成20年度には、光化学オキシダントに係る国際的な取組を推進するために不可欠であるトレーサビリティを確保した光化学オキシダント測定に関する精度管理体制について検討し、平成21年度に当該体制を構築したところである。</p> <p>○全国の大気環境基準の達成状況については、全体としては改善又は横ばい傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている。一方で、二酸化窒素については、大都市圏においてとりわけ自動車排出ガス測定局で環境基準が達成されていない地点が残っており(平成20年度達成率:95.5%)、さらに改善を図る必要がある。このため、平成19年度に改正及び施行された自動車NOx・PM法に基づく対策や低公害車の普及を推進した。</p> <p>○燃料電池自動車の普及台数については、車両開発等は前進したものの、一般ユーザーへの普及には至っておらず、目標値と実績の間に乖離が生じている。</p> <p>○自動車単体対策についても、中央環境審議会による「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」第八次答申(17年4月)及び第九次答申(20年1月)に基づき、引き続き排出ガス規制の強化等を進める必要があり、ディーゼルトラック・バスの新たな排出ガス規制等について検討を行っている。</p> <p>○平成21年3月の日中局長級政策対話における中国側の要望により、「第12次5カ年計画」(平成23年～27年)の策定に向けたNOxの総量削減について、日本のノウハウを活かした協力を開始した。平成21年7月に日中環境汚染対策ゴールドデンウィークの一環として政策的手法を紹介する第1回WSを開催し、同11月にNOx対策技術を紹介する第2回WSを開催した。さらに、同12月に中国政府関係者を日本に招へいし、石炭火力発電所等の視察を実施した。</p>						
	【必要性】	<p>○大気環境の保全を通じて人の健康の保護を図ることは、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つ。また、事業者による自主的取組や地方公共団体との連携に留意しつつ施策の実施を図っており、官と民・国と地方の役割分担が適切になされているものと考えられる。</p> <p>○大気汚染の状況については、二酸化窒素および浮遊粒子状物質について、全体として改善傾向が見</p>						

られるものの、大都市圏を中心に環境基準を長期間に渡り達成していない測定局が依然として残っているため、引き続き対策を講じていく必要がある。

【有効性】

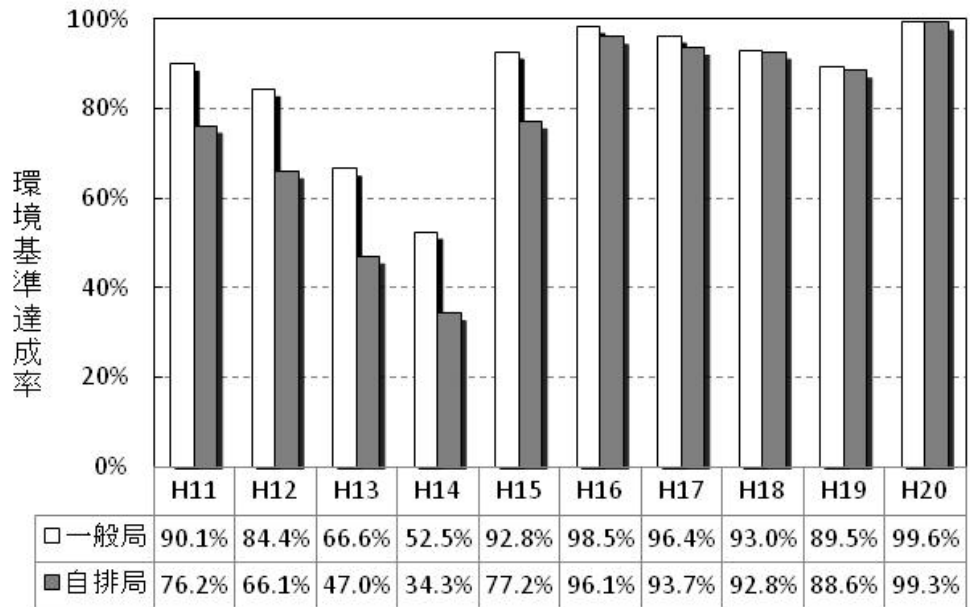
- 国による排出規制及び常時監視等の枠組みの整備、自治体による適切な法の施行、有害大気汚染物質の排出抑制対策等の取組が有効に機能しており、一般大気測定局における大気汚染物質の濃度及び環境基準等の達成状況は、良好な状況が継続していると考えられる。(一方、光化学オキシダントについては、近年のバックグラウンド濃度の上昇及びアジア地域から排出される NOx等の大幅な増加に伴うアジア地域における越境輸送の影響の増大等が、光化学オキシダント濃度の長期的上昇トレンドの要因の一つとなっていると推定され、環境基準の達成状況は、極めて低い水準となっている。)
- 自動車単体対策、低公害車の普及促進、自動車 NOx・PM 法に基づいた対策等により、全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況については、自動車排出ガス測定局において、二酸化窒素については 95.5%、浮遊粒子状物質については 99.3%と全体的に改善傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている(数値はいずれも平成 20 年度)。

二酸化窒素の環境基準達成率の推移



年度

浮遊粒子状物質の環境基準達成率の推移



年度

- 大気環境監視体制を継続し、モニタリング結果をまとめることにより、施策展開の基礎を得ることができた。また、リアルタイムで大気環境データ及び光化学オキシダント注意報をインターネット等で一般公開することにより、大気汚染状況の判断材料として利用されている。
- 浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の固定発生源からの排出抑制対策は、工場・事業場に対する排出規制と、事業者による自主的取組を効果的、効率的に組み合わせるベスト・ミックスにより、平成19年度の排出インベントリ結果では、平成12年度比で23%削減している。また、自主的取組の推進ため、平成21年度も引き続き、「揮発性有機化合物(VOC)対策功労者表彰」を行った。等
- 燃料電池自動車に関する政策については、個別の事務・事業等が着実に実施され、基本的な安全規制等が整備されたことにより、平成16年度には公道を走行することが可能になるとともに、市街地に水素充てん設備を設置することが可能になった。しかし、燃料電池自動車の最も重要な部分である燃料電池の性能向上、低コスト化の研究開発の成果が本格的な実用化の段階に至っていないなどにより、燃料電池自動車に係る車両価格が極めて高い、燃料電池の耐久性がないなどの課題は解消されていない。
- 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則等の一部を平成22年3月に改正し、ディーゼル特定特殊自動車の排出ガス規制強化を行った。
- 建築物の解体等に伴うアスベスト飛散防止対策については、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を改訂、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を策定し、飛散防止の徹底を図った。また、大気環境中のアスベスト濃度のモニタリング調査を行った。さらに、大気環境中のアスベスト濃度の測定方法を定めたアスベストモニタリングマニュアルの改訂のための検討を行い、改訂案を取りまとめた。

【効率性】

- 浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の固定発生源からの排出抑制対策については、工場・事業場に対する排出規制と、事業者による自主的取組を適切に組み合わせるベスト・ミックスを進めていくこととしており、規制だけでなく事業者の自主的な取組によって排出抑制対策が行われるという点において、効率的である。
- 自動車排出ガス対策については、新車に対する自動車排出ガス規制や低公害車の普及、自動車NOx・PM法による車種規制等の施策を効率的に実施しており、自動車排出ガス測定局の環境基準の達成状況は改善傾向にある。

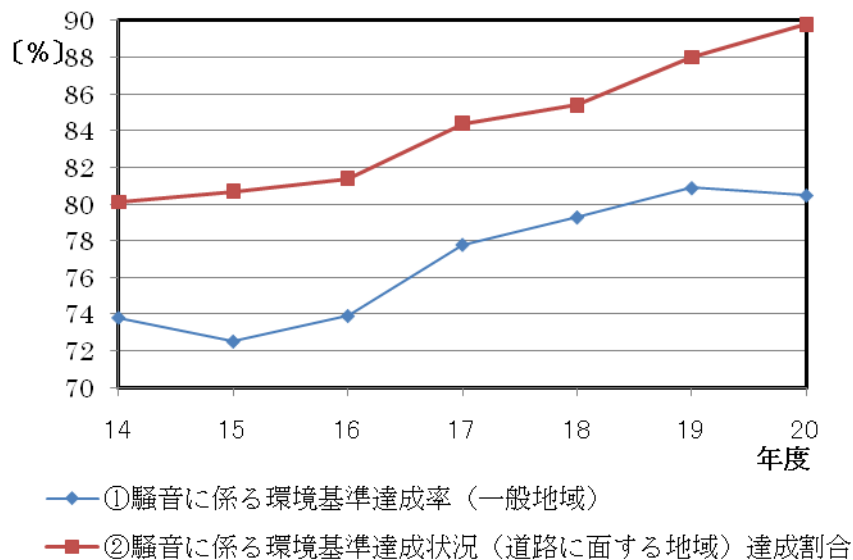


＜今後の展開＞

- 微小粒子状物質(PM2.5)については、平成 21 年9月に中央環境審議会が取りまとめた答申を受け、同月、環境基準を告示した。今後は、同答申に示された課題を踏まえ、PM2.5 の大気汚染状況の把握とその効果的な対策に関する検討を進めるとともに、我が国における健康影響に関する知見をさらに充実していく。とりわけ、健康影響調査に資する知見の充実と、PM2.5 に関するより効果的な対策を検討するための科学的知見の集積の基礎データを得ることを目的として、地方自治体が成分分析を実施するためのガイドラインを取りまとめる。
- 光化学オキシダントの環境基準達成率が未だ極めて低く、健康影響などが懸念されるため、引き続き固定発生源からの VOC 排出抑制対策を進めるとともに、「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」の中間報告を踏まえ、調査研究やモニタリング、中国における窒素酸化物(NOx)排出削減の協力等国际的な取組等を推進する。
- 有害大気汚染物質について、PRTR 対象物質との整合性を考慮した見直し、及び PRTR データ等を活用した対応方針の整理について中央環境審議会大気環境部会を開催し、検討を進める。
- 自動車交通量の多い一部の交差点等においては大気環境基準を長期間にわたり達成していない局地的な汚染が継続しており、自動車NOx・PM法に基づく対策を引き続き推進する。自動車NOx・PM法に基づく対策地域においては、平成 22 年度までにNO2・SPMに係る環境基準をおおむね達成することを目標としており、その達成状況を踏まえつつ、今後の目標や必要となる施策等につき検討を行う。また、引き続き低公害車の普及促進等に取り組む。
- 国連気候変動首脳会議において、温室効果ガス排出量を 2020 年までに 1990 年比で 25%削減するとの新たな目標が表明されるなど、燃料電池自動車等の環境対応車の普及に係る政策を取り巻く環境の大きな変化を踏まえつつ、今後、政策目標の在り方を検討した上で政策体系の再構築、その実現手段(関連施策及び事務・事業)の見直し、定期的な効果測定の方法とそのための指標の設定等を行う。
- ディーゼル重量車について、NOx 排出量を 09 年規制(いわゆるポスト新長期規制)の3分の1程度にする挑戦目標を設定する。さらに国際的な基準の動向を考慮した排出ガス試験モード等の見直しについて検討する。自動車に起因する微小粒子状物質 (PM2.5、ナノ粒子) について、その粒径分布、組成や粒子数等の実態調査を行う。また、最新規制適合車の排出ガスについて、バイオ燃料を使用した際の実態調査を行い、必要に応じ対策を検討するなど自動車単体対策を引き続き進める。
- 中央環境審議会による「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」(第九次答申)を受けた 2014 年規制(NOxを 9割削減)に向けた準備調整等を進める。
- アスベストの飛散防止対策の徹底を図るとともに、引き続き大気環境中のアスベスト濃度のモニタリング調査を行う。また、大気環境中のアスベスト濃度の測定方法については、解体現場等における迅速な測定方法を中心に、今後のさらなる知見の充実や技術の進歩も踏まえて引き続き検討を行う。

目標 3-2	大気生活環境の保全						
	騒音に係る環境基準の達成状況を改善させ、騒音・振動・悪臭公害を減少させるとともに、ヒートアイランド対策や光害対策を講じることにより、良好な生活環境を保全する。						
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	2 章 2 節 大気環境の保全対策						
関係課・室	水・大気環境局大気生活環境室、自動車環境対策課、環境管理技術室						
指標の名称及び単位	①騒音に係る環境基準達成率(一般地域) [%] ②騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域) [達成割合(%) / (評価対象:千戸)] ③航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース) [%] ④新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース) [%] ⑤(参考)騒音に係る苦情件数[件] ⑥(参考)振動に係る苦情件数[件] ⑦(参考)悪臭に係る苦情件数[件] ⑧(参考)都市域における年間の 30℃超高温時間数、熱帯夜日数[時間/日] ⑨(参考)スターウォッチングネットワーク参加者数[人]						
指標年度等	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値
指標	①	77.8	79.3	80.9	80.5	調査中	100

	②	84.4/2,914	85.4/3,292	88.0/3,861	89.8/4,632	調査中	H21 年度	100
	③	73.2	71.6	73.8	76.0	調査中	—	100
	④	38.5	41.4	42.2	43.1	調査中	—	100
	⑤	16,470	17,192	16,434	15,558	調査中	—	—
	⑥	3,599	3,615	3,384	2,941	調査中	—	—
	⑦	19,114	18,805	17,533	16,245	調査中	—	—
	⑧	350/37	214/25	387/31	309/25		—	—
	⑨	10,432	11,691	10,871	9,872	調査中	—	—
目標を設定した 根拠等	基準年	—			基準年の値	—		
	根拠等	①、②騒音に係る環境基準について(平成 10 年環告 64) ③航空機騒音に係る環境基準について(昭和 48 年環告 154) ④新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和 50 年環告 46)						
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○騒音、振動及び悪臭に係る苦情件数は、近年徐々に減少してはいるが、まだ高い水準で推移しているため、今後とも必要な施策強化等を図っていく必要がある。騒音対策としては、騒音規制法の未規制施設に関する施策の充実を図るための検討を開始した。自動車単体対策については、中央環境審議会中間答申「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」(平成 20 年 12 月)に基づき、自動車の走行の実態、自動車やタイヤから発生する騒音の実態等を調査するとともに、騒音規制手法の抜本的見直しについて検討を開始した。また、騒音に係る環境基準の達成目標年次(平成 21 年度)を迎えたことにより、自動車騒音対策に関する総合的施策を取りまとめた「今後の自動車騒音対策の取組方針」を、各都道府県知事及び政令指定都市市長宛通知したところである。これらを踏まえ、引き続き関係省庁が連携して積極的に対策を推進することとしている。</p> <p>○航空機騒音及び新幹線鉄道騒音については、環境基準の達成に向けて、継続的に対策を講じてきているところであるが、環境基準の達成状況はそれぞれ 76.0%、43.1%と未だ芳しくなく、苦情も絶えないところである。このため、さらなる騒音低減対策の推進に取り組む必要がある。</p> <p>○クールシティづくりについては、注目度の高い街区での集中的かつ一体的なヒートアイランド対策等を推進した。今後とも、都市内緑地のクールスポット効果等、ヒートアイランド対策ガイドラインやヒートアイランド対策大綱に基づいた対策を推進しつつ、地方公共団体・民間事業者等の取組がより一層求められている。また、まちの快適さを演出する涼感、光、かおり、音などの感覚環境の観点からの対策が求められている。</p>							
	<p>【必要性】</p> <p>○大気環境の保全を通じて良好な生活環境の保護を図ることは、現在及び将来の国民の、健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つものと考えられる。また、地方公共団体との連携に留意しつつ施策の実施を図っており、国と地方の役割分担が適切になされているものと考えられる。</p> <p>○騒音に係る環境基準の達成状況の改善に向け、全国各地域の自動車騒音の状況を把握するとともに、自動車の走行実態、自動車単体等から発生する騒音の実態等を把握することにより、自動車騒音規制等の見直しをはじめ効率的な騒音対策を推進する必要がある。</p> <p>○多種多様な悪臭の苦情への対応を図るため、臭気指数規制の導入及び生活環境に係る臭気対策を推進する必要がある。</p> <p>○騒音・振動の苦情件数は高い水準で推移しているため、この改善にむけた対策の必要がある。</p> <p>○過去 100 年間に於いて、地球平均気温は約 0.74℃上昇に対し、日本の大都市の気温は 2～3℃上昇しておりヒートアイランド対策の必要がある。</p>							



【有効性】

- 自動車騒音の常時監視体制を継続し、全国の自動車騒音の状況結果を取りまとめ、インターネット等で広く公開しており、自動車騒音の状況の把握に利用されている。また、自動車単体対策やその他の総合的な騒音対策により、道路交通騒音に係る環境基準の達成率は最近5年間で約9%増加し、改善傾向にある。
- 航空機騒音については、環境基準の達成に向けて、航空機の低騒音化に向けた技術開発とその技術導入などにより音源対策を推進してきたところである。その結果、航空機騒音に係る環境基準の達成率は、最近10年間で約7%増加し、長期的には改善傾向にある。
- 新幹線鉄道騒音については、環境基準の達成に向けて、音源対策が最も基本的な施策であり、特に新幹線沿線の住宅密集地等であって75デシベルを超える地域の騒音レベルを75デシベル以下とする「75デシベル対策」を順次進めている。その結果、新幹線鉄道周辺地域の騒音レベルは従前に比べ低下し、長期的には改善の傾向にある。一方で、新幹線沿線の土地利用の状況は年々変化しており、新幹線の防音壁等の音源対策が、新たな沿線宅地開発に追いつかないことが、環境基準の達成率が大幅に向上しない理由の一つとなっている。
- 増加傾向にあった悪臭の苦情件数はここ5年連続で減少している。しかし、苦情件数は依然として高い水準にある。一方で、臭気指数規制を導入している地方公共団体は、近年増加傾向にあり、351市区町村(規制地域を有する地方公共団体の29.2%)となっている。

【効率性】

- インターネット等を利用して自動車騒音の状況の周知を行うことにより、効率的な情報提供が可能となっている。
- 騒音・振動の新たな規制手法の検討や生活環境に係る臭気対策を通じて、苦情の未然防止及び適切な苦情への対応を図っている。
- 注目度の高い都市の街区で集中的にヒートアイランド対策を行うことで、効率的な施策の推進を図っている。



<今後の展開>

- 全国の自動車騒音対策の状況把握と、環境基準未達成地域に対する知見を得て、さらなる自動車交通騒音対策の推進を図る。
- 自動車単体騒音対策について、自動車の走行の実態や自動車やタイヤから発生する騒音の実態等を把握することにより、自動車騒音規制手法の見直し、タイヤ単体騒音規制の導入等について、平成 23 年度を目処に結論を得るべく検討を進める。
- 航空機騒音及び新幹線鉄道騒音については、環境基準の達成に向けて、騒音に配慮した土地利用を推進するための対策の検討や騒音の暴露状況を適切に把握するための統一的な騒音のモニタリングの在り方の検討に取り組んでいくとともに、音源対策に係る技術開発と最新技術の順次導入の推進を図る。
- サービス業等に係る臭気対策を強化するとともに、現場対応型の簡易な嗅覚測定・評価手法の確立に向け、その適用性の検討や測定手法の精度確保を行う。
- 工事・事業場及び建設作業等に関する騒音・振動の評価・規制手法等の検討を行う。
- 低周波音について、苦情がある風力発電施設の現状調査等を行い、その結果を踏まえて、低周波音の人への影響評価について検討する。
- 光害対策ガイドライン等を活用して、地方公共団体における良好な照明環境の実現を図る取組を支援する。
- ヒートアイランド現象の環境影響の調査等に引き続き取り組むとともに、地方公共団体の取組の促進や民間事業者等による取組の支援を行う。
- 良好な感覚環境について、先進的な優良取組事例とともに積極的に全国に紹介することにより良好な感覚環境形成の取組の全国的な展開を推進する。

<p>目標 3-3</p>	<p>水環境の保全</p> <p>水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進して地盤沈下の防止及び湧水の保全・復活を図る。また、これらの施策と併せ、環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進し、水環境を保全する。</p>
<p>環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ</p>	<p>2 章 3 節 1 水利用の各段階における負荷の低減</p> <p>2 章 3 節 2 閉鎖性水域における水環境の保全</p> <p>2 章 3 節 3 環境保全上健全な水循環の確保</p> <p>2 章 3 節 4 環境基準の設定及び水環境の効率的・効果的な監視等の推進</p> <p>2 章 5 節 地盤環境の保全対策</p>
<p>関係課・室</p>	<p>水・大気環境局水環境課、閉鎖性海域対策室、地下水・地盤環境室</p>
<p>指標の名称及び単位</p>	<p>①健康項目基準達成率[%]</p> <p>②生活環境項目(BOD/COD)基準達成率[%]</p> <p>③各湖沼水質保全計画に定める目標値[mg/ℓ]</p> <p>④瀬戸内海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全磷の順)[%]</p> <p>⑤瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全磷の順)[%]</p> <p>⑥大阪湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全磷の順)[%]</p> <p>⑦東京湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全磷の順)[%]</p> <p>⑧伊勢湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全磷の順)[%]</p> <p>⑨有明海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全磷の順)[%]</p> <p>⑩八代海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全磷の順)[%]</p> <p>⑪東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における汚濁負荷量(COD、全窒素・全磷の順)[t/日]</p> <p>⑫赤潮の発生件数(瀬戸内海・有明海・八代海の順)[件]</p> <p>⑬地下水環境基準達成率[%]</p> <p>⑭年間 2cm 以上の地盤沈下面積[km²]</p> <p>⑮湧水の把握件数[件]</p> <p>⑯(間接)排水基準違反件数[件]</p> <p>⑰(間接)環境基準を超えるダイオキシン類を含む底質に関する対策着手率・完了率[%]</p> <p>⑱(参考)常時監視における要監視項目測定地点数[地点]</p> <p>⑲(参考)公共用水域水質等常時監視における測定地点数[地点(検体数)]</p> <p>(健康項目、生活環境項目、ダイオキシン類に係る水質、ダイオキシン類に係る底質の順)</p>

		⑳(参考)瀬戸内海における埋立免許面積 (各年の数値は前年の11月2日～11月1日までの合計[㎡])							
		㉑(参考)地下水質常時監視における測定井戸数(概況状況、ダイオキシン類の順)[本数]							
		㉒(参考)全国水生生物調査参加人数[人]							
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値		
指標	①	99.1	99.3	99.1	99.0	調査中	-	100	
	②	83.4	86.3	85.8	87.4	調査中	-	100	
	③	「今後の展開」の後に記載							
	④	74/97	70/95	77/95	72/95	調査中	各年度	100/100	
	⑤	74/98	71/95	78/97	72/97	調査中		100/100	
	⑥	67/67	67/100	67/67	67/67	調査中		100/100	
	⑦	63/67	68/67	63/67	74/50	調査中		100/100	
	⑧	50/71	44/43	56/57	56/86	調査中		100/100	
	⑨	87/60	87/40	80/40	93/40	調査中		100/100	
	⑩	64/100	64/100	86/75	79/75	調査中		100/100	
	⑪	6年度 1,278 1,138 81.4	11年度 1,140 993 76.7	16年度 958 813 56.7	- - -			H21年度	897.0 787.0 53.0
	⑫	115/32/15	94/29/15	99/41/24	116/29/14	調査中		-	-
	⑬	93.7	93.2	93.0	93.1	調査中		-	100
	⑭	4	17	72	1	調査中	-	-	
	⑮	-	-	12,820	-	調査中	-	-	
	⑯	14	12	11	13	調査中	-	0	
	⑰	100/0	100/0	調査中			-	100/100	
	⑱	1,942	1,968	1,931	1,898	調査中	-	-	
	⑲	5,600 (259,795) 7,208 (420,055) 1,912 (2,550) 1,623 (1,730)	5,487 (237,873) 7,155 (409,182) 1,870 (2,475) 1,548 (1,640)	5,574 (235,103) 7,104 (404,829) 1,818 (2,412) 1,505 (1,575)	5,460 (230,359) 7,094 (400,209) 1,714 (2,255) 1,398 (1,463)	調査中	-	-	
	⑳	76.5	17.8	調査中			-	-	
	㉑	4,691 922	4,738 878	4,631 759	4,290 634	調査中	-	-	
	㉒	85,910	74,968	80,216	75,938		-	-	
目標を設定した根拠等	基準年	⑪H16年度		基準年の値	⑪H20年度				
	根拠等	③湖沼水質保全特別措置法に基づく各指定湖沼の湖沼水質保全計画 ①水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針 ⑯排水基準違反はゼロが望ましい ⑰底質対策の着手が100%となり、かつ全て完了することが望ましい							
【達成の状況】 ○平成21年11月に、公共用水域において、新たに人の健康の保護に係る水質環境基準項目として、1,4-ジオキサンを追加した。また、地下水において新たに地下水環境基準項目として、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサンを追加し、現行のシス-1,2-ジクロロエチレンに代わり、1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体の和)を新たに地下水環境基準項目として追加した。1,1-ジクロロエチレンについては、人の健康の保護に係る水質環境基準及び地下水環境基準における基準値を見直し、現行の0.02mg/Lから、0.1mg/Lとした。 ○生活環境項目に関する水質環境基準の基準達成率が、全体では87.4%となり長期的にみると上昇傾向だが、湖沼においては顕著な改善が見られなかった。これらのことから、湖沼の更なる水質改善に向けた汚濁メカニズムの解明等に取り組む必要がある。また、環境基準の類型指定の見直し、工場・事業場からの排水実態の継続的な把握、暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向け技術的な支援を中心とした取組を促進した。さらに、排水中の多様な化学物質の影響を総体的に管理する新たな手法の検討のための基礎調査を実施した。									

評価・分析

- アジア・モンスーン地域における情報基盤整備及び人材育成を行う「アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)」並びに中国の重要水域における水質汚濁防止の協力を行う「日中水環境パートナーシップ事業」に取り組んできており、アジア地域の水環境情報のデータベース構築、国際フォーラムを通じた人材教育や中国における水質汚濁防止の協力として分散型排水処理技術の導入に関するモデル調査を行ってきたところ。特に中国では、水質汚染対策協力推進として、農村地域等に適した水環境管理技術の導入実証モデル事業をこれまで4地区7箇所で開催し、中国国内に普及し水環境管理の向上に向けた協力に取り組んだ。
- 6次にわたる水質総量削減の実施により東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に流入する汚濁負荷量は、東京湾における化学的酸素要求量(COD)負荷量が昭和54年度における477t/日から平成16年度における211t/日まで削減されるなど、着実に削減されている。しかし、東京湾における窒素及びリンの環境基準達成率は平成8年度も平成20年度も同じ50%であるなど改善がみられないことや、依然大規模な赤潮や貧酸素水塊が発生していることなどから、更なる水環境改善に向けた取組が必要である。このため、閉鎖性海域が今後目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンを策定した。また、平成21年2月に中央環境審議会に諮問した第7次水質総量削減の在り方について、平成22年3月に答申がなされた。
- 東アジア諸国における水質総量削減制度導入を支援する指針策定に向け、主に中国を対象として水質総量削減の導入に向けた共同研究を実施するなど、検討を着実に実施している。
- 海域環境保全や海との共生に取り組んでいる海域を選定し、地方公共団体による里海創生活動の支援を着実に実施した。(H20:4海域、H21:6海域)
- 中央環境審議会瀬戸内海部会が平成20年6月に取りまとめた瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップを踏まえて取組を実施するとともに、関係省庁・府県の取組の進捗状況のチェックアップを実施した。
- 有明海の海域環境に関して、シミュレーションモデルを用いた貧酸素水塊発生抑止対策の検討や海底の泥化が予想より進んでいることが解明されるなど環境省に設置された有明海・八代海総合調査評価委員会が平成18年12月に取りまとめた報告を踏まえた両海域の再生に向けた調査研究が着実に進んでいる。なお、調査では、一部海域の底質の粗粒化も確認したが、当該地点は、有明海特二枚貝タイラギの豊漁地点と重複しており、豊漁を裏付ける貴重な環境データを得た。
- 気候変動による水環境等への悪影響に対する適応策の検討のための基礎調査を実施した。

【必要性】

- 水環境の保全を通じて人の健康の保護・生活環境の保全を図ることは、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つものと考えられる。また、水質汚濁防止法等によりその対策が体系的に整理されており、官民の役割分担も整理されている。○指定湖沼については、湖沼水質保全特別措置法(湖沼法)に基づく湖沼水質保全計画による各種取組等により汚濁負荷量は削減される傾向にあり、一部湖沼で水質の改善が見られるものの、多くの湖沼において生活環境項目に係る水質環境基準が達成されておらず、湖沼水質保全施策を更に推進する必要がある。
- 世界では安全な水が確保できない人が約11億人おり、世界の水問題は人類にとって重大な問題である。我が国は公害の経験と技術があることから、これを活かして世界の水問題の解決に向けた貢献をすることが求められる。また、平成19年4月に日中首脳による環境協力の合意があり、中国における水質汚濁の解決に向けた協力をすることとなっているため、両国の協力による取組が必要。
- 排水基準による規制のみでは環境基準(生活環境項目)の達成が困難で環境基準達成率が十分とは言えない東京湾、伊勢湾及び大阪湾については、流入する汚濁負荷の総量のさらなる削減が必要である。また、大阪湾を除く瀬戸内海については、他の指定水域と比較して水質が良好なため、現状の水質が悪化しないような対策が必要である。加えて、富栄養化が解消された海域等における栄養塩類の適切な管理の在り方等に関し、調査研究を推進する必要がある。
- 東アジア諸国においては、その経済発展に伴う海域環境の悪化が著しく、東シナ海等においては高いクロロフィルaが認められ、我が国の海域環境にも影響を及ぼしていることが危惧されることから、その改善に向けた取組が急務である。
- 貧酸素水塊の発生や底生生物をはじめとする生態系の劣化などの問題が発生しており、「里海」の創

生を推進し、人間と海が共生する豊かな沿岸環境保全のための取組の推進が急務である。

- 瀬戸内海環境保全基本計画についてフォローアップを継続して行き、その進捗状況を把握する必要がある。
- 有明海及び八代海においては、赤潮が多発し漁獲量が低迷するなど深刻な状況にあり、両海域の再生に向けた取組が急務となっている。

【有効性】

- 水質環境基準の健康項目については、公共用水域のほぼ全ての地点で基準を達成している。生活環境項目に関しては、公共用水域全体では基準達成率が87.4%(平成20年度)となり長期的にみると上昇傾向であることから、有効であると考えられる。また、地下水の環境基準達成率は90%以上となっている。

(参考)

指 標		H18年度	H19年度	H20年度	出 典
生活環境項目 (BOD/COD) 基準達成率(%)	全体	86.3	85.8	87.4	公共用水域水質測定結果
	河川	91.2	90.0	92.3	
	湖沼	55.6	50.3	53.0	
	海域	74.5	78.7	76.4	

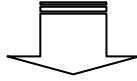
- 公共用水域の水質常時監視結果の質を確保するため、モニタリングの的確化・効率化に係る具体的な手法及び信頼性の高い測定データを確保するための精度管理手法について検討を行い、「公共用水域測定計画策定に係る水質測定の効率化・重点化の手引き」及び「水質汚濁防止法に基づく常時監視の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針」を作成した。
- 排出基準のうち、ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準適用業種に対し、平成22年の見直し時に一律排水基準へ移行又は基準値の強化ができるよう、温泉排水処理技術の実証試験などの技術的検討を行い、暫定排水基準が設定されていた21業種のうち、6業種について一律排水基準へ移行し、15業種について延長又は強化する見直しを実施した。
- 地盤沈下は、地盤沈下の観測や観測結果に基づく地盤沈下地域の地下水揚水規制の実施等により、おおむね減少傾向であるが、地盤沈下が発生しない状態で安定したとは言い難い。地下水や地盤環境を保全しつつ、持続可能な地下水利用を実現するための管理手法の検討及び地盤沈下観測状況の調査等を行うことで、確実な地盤沈下抑制が期待できる。
- 環境基準等の目標に関する必要な調査研究、水環境・地盤環境の監視体制の整備等により施策展開の基礎資料として、「公共用水域水質測定結果」、「地下水質測定結果」及び「全国の地盤沈下地域の概況」を取りまとめた。
- 湖沼水質保全については、下水道等の污水处理施設の整備等の汚濁負荷削減に取り組んだ結果、複数の指定湖沼において、湖沼水質保全計画に掲げた生活環境項目に係る水質目標値(16項目/44項目)を達成したものの、全体として顕著な改善は見られなかった。
- アジア水環境パートナーシップについては、二国間会合や、国際フォーラムを開催することにより、各国における水管理に関する情報を収集し、政策、市民活動、技術情報源の4つの情報データベースの拡大を図り、パートナー国の水環境管理施策の推進に活用された。また、各国の水環境の現状及び水環境管理のアウトラインなどの情報を整理し自主的な取組を進められるよう支援した。さらに国際フォーラムを通じて各国のNPOや行政官など多様な関係者の参加のもとで水環境保全に係る取組について発表等を行ったことから、水環境管理に係る情報提供及び人材育成を効果的に行うことができた。
- 日中水環境パートナーシップにおいては、平成20年5月に「農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力実施に関する覚書」を日中環境大臣間で締結し、日中協力のもと低コストで地域の実情にあった排水処理技術の導入に関するモデル事業を重慶市、江蘇省、新疆ウイグル地区及び雲南省で実施し、黒竜江省及び河北省で施設設置に向けた事前調査を行い、水質汚濁防止に関する支援を進めた。また、セミナー、政策対話等を通じて水環境管理技術の普及促進に関する能力向上が図られた。
- 6次にわたる水質総量削減の実施により、大阪湾を除く瀬戸内海における窒素とりんが環境基準をほ

ば達成するなどの効果が認められている。加えて、閉鎖性海域中長期ビジョンや栄養塩管理の研究結果等を参考に湾灘ごとに適した対策を講じることにより、海域環境がより適切に保全されることが期待される。

- 平成 21 年度より中国との水質総量削減に係る日中共同研究を開始した。海域に流入する汚濁負荷の排水規制を有するが、負荷の総量を削減する制度が不十分あるいは未導入の東アジア諸国において水質総量削減制度を導入することにより、我が国の海域環境の保全が期待される。
- 平成 21 年度には6海域における里海の創生支援を行い、地域の取組を促進した。国民の海への関心を高め、閉鎖性海域の環境保全への合意形成を図るとともに、各地域の取組成果を踏まえ、マニュアルを作成することで「里海」づくりを推進し、沿岸域の生物多様性の保全及び水産資源の確保に資することが期待される。
- 瀬戸内海環境保全基本計画フォローアップを踏まえて、高度な栄養塩類管理の在り方を検討した。関係機関による各々の取組の進捗状況を確認しつつ施策を進めることにより、瀬戸内海の環境保全の更なる推進が期待される。
- 生態系機能や生物多様性の維持を念頭においた環境改善方法を検討し、生態系の保全・回復を図ることで、有明海及び八代海の再生に資することが期待される。

【効率性】

- 円滑な排水規制及び地下水浄化対策の実施のため、公害防止用設備に対する低利子融資制度を設け、事業者の汚水処理用設備及び地下水浄化施設等の設置に対し支援を行うなど、他の政策手法との効率的な組み合わせについても随時検討・実施した。
- 底質のダイオキシンの測定は、費用が高額で時間がかかることから、都道府県などによる汚染された底質の浄化対策を推進するため、定量下限値や再現性などが確保できる迅速で低廉な簡易測定法の検討を行い、「底質のダイオキシン類簡易測定法マニュアル」を作成した。
- 指定湖沼における汚濁負荷の削減については、湖沼水質保全計画等に基づき、工場・事業場に対する負荷量規制に加え、各省連携の下、下水道、浄化槽等の整備事業や直接浄化事業等を組み合わせ、効率的に実施している。また、一定期間ごとに施策の実施状況を点検し、新たな湖沼水質保全計画を策定することにより、状況に応じた対策を効率的に実施する仕組みとなっている。
- アジア水環境パートナーシップ (WEPA) については、二国間会合や国際フォーラムを開催することにより、多様な参加者のもとで情報収集と人材育成をすることができたことから、効率的であったと考えられる。日中水環境パートナーシップ事業については、モデル調査、セミナー等を実施することで、例えば、江蘇省においては、本モデル事業を踏まえ、中国独自で排水処理施設を設置することを約束するなど中央政府及び地方政府における排水処理技術の必要性に関する理解や適切な水環境管理に関わる能力向上を効率的に図ることができている。
- 工場・事業場から排出される負荷の総量に対する規制や関係行政機関の連携による排水処理施設整備等を組み合わせる水質総量削減を 5 年ごとに見直しつつ実施することで、社会情勢に対応し効率的に汚濁負荷量を削減できる。たとえば、「第7次水質総量削減の在り方について(答申)」においては、水環境の改善が必要な東京湾、伊勢湾、大阪湾と、比較的水質が良好な大阪湾を除く瀬戸内海とを分けて対策を進めていくべきとしたり、新たな課題として、栄養塩類の管理の在り方などに関し調査研究を推進する必要があるとしたりして、よりきめ細かな対応が可能となっている。
- 水質総量削減制度の導入を支援することで、東アジア諸国の地域の实情に応じて適用可能な陸域負荷の総量削減の取組がより効率的に実施できる。
- 里海創生支援事業により里海づくりを実践する際に参考となる情報を、実例を踏まえたマニュアルとして提供することで、全国の活動団体、地方自治体での取組が効率的に実施できる
- 瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップの実施により、関係機関による瀬戸内海の環境保全に係る取組の進捗状況が把握でき、現状の問題・課題等を踏まえ、より効率的で統合的な施策の実施が図られる。
- 有明海・八代海総合調査評価委員会が取りまとめた報告に基づき作成する調査研究推進計画を踏まえることで、関係省庁との間での調査業務分担、調査の方向性が明確になり、有明海及び八代海の再生に向けた調査研究を効率的に実施できる。



＜今後の展開＞

- 水質汚濁に係る環境基準等の見直し(底層DOや透明度の環境基準化)の検討等、水環境の目標に関し必要な調査検討を行い、それとあわせて新たな排水基準(新たに環境基準が設定された1,4-ジオキサンの排水基準設定等)の設定のための調査・検討、水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象物質の拡大の検討を行う。
- 未規制発生源対策や水生生物保全の観点も含めた水環境への負荷の低減について、生物応答を用いた新たな排水管理手法の在り方を検討する。
- 暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向けて、排水処理技術開発促進および施設管理の合理化促進に向けた更なる検討と事業者への普及を進めるほか、排水規制対象の考え方を整理する。
- 環境保全上健全な水循環の確保に向け、昨年度作成した事例集を普及し、流域全体を視野においた水循環計画の策定を促進する。
- 水環境保全活動の促進のために、引き続き普及啓発事業を展開するとともに、活動指導者の育成を図る。
- 多くの湖沼において水質環境基準が達成されておらず、湖沼水質保全施策をさらに推進する必要があることから、湖沼法に基づき、引き続き工場・事業場、一般家庭等からの汚濁負荷削減を進めるとともに、流域全体を視野におきつつ、農地、市街地等からの流出水対策等を行う。湖沼水質保全計画による取組を促進するため、関係省庁と連携し、一層の湖沼水質保全のための汚濁メカニズムのさらなる解明等の調査・検討を含めた湖沼水質保全施策の推進を図る。
- アジアを中心に引き続き、国際協力体制の拡充及び政策立案者の能力向上等を支援するなど、関係各国の水環境ガバナンス強化に向けた取組を推進する。また、中国においては、引き続き地域条件の異なる農村地域等における分散型排水処理技術の導入による適切な水環境管理に向けた協力に取り組む。
- 閉鎖性海域中長期ビジョンを踏まえ、第7次水質総量削減を実施するとともに、新たに設定される指標に対応するため、測定手法やモニタリング体制の見直しを検討する。また、海域等における栄養塩類の適切な管理の在り方等に関し、調査研究を推進する。
- 東アジア諸国における水質総量削減制度の導入指針の策定に取り組むとともに、中国のモデル地域における水質総量削減に係る日中共同研究を着実に実施する。
- 里海の創生へ向けた地域における取組の全国的な普及を図る。
- 関係省庁と連携し、有明海・八代海の再生に向けた調査研究を着実に進めていくため、有明海・八代海総合調査評価委員会報告により提言された調査研究の進め方と必要な課題、達成目標または期待される効果を取りまとめた調査研究推進計画を作成する。
- 実施した基礎調査等をもとに、気候変動により引き起こされる公共用水域の水温等の状況変化及びそれに伴う水質、水生生物等への影響を解明し、必要な適応策を検討する。

※上記目標内指標③各湖沼水質保全計画に定める目標値[mg/ℓ]※CODは、75%値

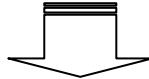
		指 標 年 度					目標値 (現行計画) H22年度
		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	
霞ヶ浦	西 浦	COD	8.9	9.3	9.7	9.8	8.2
		T-N	1.2	1.3	1.3	1.6	0.92
		T-P	0.12	0.11	0.12	0.12	0.10
	北 浦	COD	8.1	9.4	9.8	10	7.6
		T-N	1.2	1.0	1.2	1.4	0.86
		T-P	0.10	0.11	0.14	0.17	0.090
	常陸利根川	COD	7.9	8.9	9.6	9.7	7.4
		T-N	1.1	0.84	1.1	1.2	0.84
		T-P	0.096	0.097	0.11	0.12	0.074
印旛沼	COD	9.6	10.0	12	12	8.9	
	T-N	2.9	3.0	2.4	2.6	2.7	
	T-P	0.11	0.12	0.14	0.11	0.10	
手賀沼	COD	9.3	9.6	9.7	9.1	8.5	
	T-N	2.8	2.9	2.5	2.6	2.6	
	T-P	0.17	0.15	0.16	0.11	0.15	

琵琶湖	北湖	COD	3.0	2.5	2.9	3.0	調査中	2.9	
		T-N	0.32	0.30	0.27	0.26		0.30	
		T-P	0.007	0.007	0.007	0.008		現状維持	
	南湖	COD	4.2	3.7	4.3	4.3		4.2	
		T-N	0.36	0.31	0.31	0.26		0.33	
		T-P	0.018	0.015	0.015	0.013		0.018	
児島湖	COD	8.3	8.0	7.9	8.1	7.5			
	T-N	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2			
	T-P	0.20	0.21	0.21	0.21	0.17			
諏訪湖	COD	7.3	7.4	6.2	6.8	調査中	H	4.8	
	T-N	0.76	0.74	0.78	0.81		23	0.65	
	T-P	0.062	0.050	0.048	0.045		現状維持 向上		
釜房ダム貯水池	COD	2.7	2.6	2.2	2.3	調査中	H	2.5	
	T-N	0.61	0.66	0.51	0.53		23	0.60	
	T-P	0.019	0.018	0.014	0.017		0.016		
中海	COD	5.3	5.9	5.6	6.0	調査中	H	5.1	
	T-N	0.50	0.54	0.60	0.47		25	0.46	
	T-P	0.052	0.054	0.072	0.060		0.046		
宍道湖	COD	4.9	4.8	6.2	6.1	調査中	H	4.6	
	T-N	0.55	0.52	0.52	0.49		25	0.49	
	T-P	0.046	0.045	0.056	0.056		0.039		
野尻湖	COD	1.7	1.8	2.0	2.3	調査中	H	1.5	
	T-P	0.005	0.005	0.007	0.005		25	現状維持 向上	
八郎湖	調整池・東部承水路	COD	8.1	10	8.1	6.9	調査中	H	9.4
		T-N	0.98	0.71	1.2	0.74			0.93
		T-P	0.081	0.090	0.097	0.090			0.067
	西部承水路	COD	12	12	9.5	10			9.5
		T-N	1.5	0.81	1.1	0.92			1.4
		T-P	0.091	0.064	0.064	0.061			0.077

目標 3-4	土壌環境の保全
	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	2章4節 土壌環境の保全対策
関係課・室	水・大気環境局土壌環境課
指標の名称及び単位	①農用地土壌汚染対策地域の指定解除率[%] ②土壌汚染対策法に基づく、措置の必要な指定区域における措置等の実施率[%] ③ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率[%] ④(参考)農用地土壌汚染対策地域の指定面積(累計)[km^2] ⑤(参考)農用地土壌汚染対策地域の指定解除面積(累計)[km^2] ⑥(参考)農用地土壌汚染対策地域数(年度末)[地域] ⑦(参考)農用地土壌汚染対策地域全解除数(累計)[地域] ⑧(参考)土壌汚染対策法に基づく指定区域として指定された数(年度別)[区域] ⑨(参考)汚染の除去により指定区域が解除された数(累計)[区域] ⑩(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定面積(累計)[m^2] ⑪(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了面積(累計)[m^2] ⑫(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域数(累計)[地域] ⑬(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域対策完了地域数(累計)[地域]

指標年度等	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値
指標	①	85	85	85	85	-	100
	②	100	100	100	100		100
	③	50	60	80	100		100
	④	6,376	6,577	6,577	6,577		-
	⑤	5,390	5,559	5,559	5,559		-
	⑥	17	20	20	20		-
	⑦	52	52	52	52		-
	⑧	48	77	81	71		-
	⑨	50	84	133	172		-
	⑩	19,047	28,017	28,017	28,017		28,017
	⑪	5,272	5,637	19,047	19,047		19,047
	⑫	4	5	5	5		5
	⑬	2	3	4	5		5
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-		
	根拠等	①、④～⑦農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条第1項及び第4条第1項 ②、⑧、⑨土壌汚染対策法第5条 ③、⑩～⑬ダイオキシン類対策特別措置法第29条、第30条					
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○平成 21 年4月に「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」が公布され、当該法律の円滑な施行のための政省令等の整備を行った。市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止を目指し、土壌汚染対策法に基づく調査・対策が実施され、措置の必要な指定区域における措置等の実施率が100%となっている。</p> <p>○農用地土壌汚染対策地域については、平成20年度末までに6,577haが指定され、対策事業の実施等を経て、85%に当たる5,559haが地域指定を解除されている。(平成21年度の数値については、7月頃取りまとめ予定)</p> <p>○ダイオキシン類土壌汚染対策地域については、平成21年度に1地域で対策地域の指定の一部解除が行われた。また、これまでに指定された5地域全てにおいて対策事業が完了するなど、対策が着実に実施されている。</p> <p>【必要性】</p> <p>○土壌汚染は典型7公害の一つであり、国民の健康の保護や生活環境の保全の観点から、土壌環境の保全は極めて重要な施策であり、公益性も極めて高い。</p> <p>○本件施策については、土壌汚染対策法、農用地の土壌汚染防止対策等に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法において、土壌汚染の状況に応じ、区域を指定し、対策を講じるなどの対策が体系的に整理されている。</p> <p>【有効性】</p> <p>○市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止を目指し、土壌汚染対策に基づく調査・対策が実施され、措置の必要な指定区域における措置等の実施率(直接目標の②)が100%となっている。</p> <p>○農用地土壌汚染対策については、平成20年度は対策地域の地域指定及び指定解除は行われなかったため、指定解除は結果として変化しなかったものの、客土工事が3地区で進捗するなど、対策事業は着実に実施されている。(平成21年度の数値については、7月頃取りまとめ予定)</p> <p>○ダイオキシン類土壌汚染対策地域については、平成21年度に1地域で対策地域の指定の一部解除が行われた。また、これまでに指定された5地域全てにおいて対策事業が完了するなど、対策が着実に実施されている。</p> <p>【効率性】</p> <p>○農用地土壌汚染対策については汚染が広域的であり、また農業生産に必要な基礎的な資源である農地を保全するものであることから、公的に対策事業を実施することが適当であり、地方公共団体が常時監視に努め、汚染地域を的確に把握して適切な対策を実施することにより、効率的に土壌汚染対策が</p>						

	<p>図られている。</p> <p>○市街地等の土壤汚染については、汚染の範囲が比較的局所的であり、私有財産である土地を対象とするものであることから、まず、汚染の有無を把握するための調査は、土地の状態につき責任を有し、また、調査を行うために必要な土地の掘削等に関する権原を有する土地所有者等が行うこととしている。そして、汚染が判明し措置が必要な場合には、汚染原因者に実施を求めることとなっている。土地の売買等を契機に、調査・対策が広く実施されることにより、効率的に土壤汚染が発見され対策がとられている。</p> <p>○ダイオキシン類土壤汚染については、汚染が比較的広域に及び、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、公的に対策事業を実施することが適当であり、地方公共団体が常時監視に努め、汚染地域を的確に把握して適切な対策を実施することにより、効率的に土壤汚染対策が図られている。</p>
--	--



<今後の展開>	
○	土壤の環境基準等の検討を行うとともに、改正法の円滑な施行に向け技術管理試験や追加規定の整備を実施する。
○	農用地土壤汚染防止法については、農用地土壤汚染対策地域の指定要件等の見直しに向け、食品安全委員会への意見聴取及びパブリックコメント等を実施し、必要な政省令等の改正を行う。
○	ダイオキシン類による土壤汚染対策に関する指針の検討を行う。

目標 3-5		ダイオキシン類・農薬対策							
		ダイオキシン類について、総排出総量を平成 22 年までに平成 15 年比で約 15%削減し、環境基準の達成率を 100%にする。また、農薬について水産動植物の被害防止に係る新たな登録保留基準を速やかに設定する。							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ		4 章 2 節 3 ダイオキシン類問題への取組 4 章 2 節 4 農薬のリスク対策							
関係課・室		水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室、土壤環境課農薬環境管理室							
指標の名称及び単位		①ダイオキシン類排出総量削減率(H15 年比)[%] ②ダイオキシン類に係る環境基準達成率[%] ア.大気 イ.公共用水域水質 ウ.公共用水域底質 エ.地下水質 オ.土壌 ③新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数[剤数](累計)							
指標年度等		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値	
指標	①	13	20	23	43	集計中	H22 年	約 15	
	②ア	99.9	100	100	100	集計中		100	
	イ	98.0	97.9	97.5	98.4	集計中		100	
	ウ	99.6	99.7	99.5	99.6	集計中		-	100
	エ	100	99.9	99.7	100	集計中		100	
	オ	99.8	100	100	100	集計中		100	
	③	0	1	17	56	101	H22 年度	300	
目標を設定した根拠等		基準年	①H15 年 ③H17 年		基準年の値	①372~400g-TEQ/年 ③0			
		根拠等	①わが国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画 ③新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準(平成 17 年 4 月施行)						
評価・分析		<p>【達成の状況】</p> <p>○平成 20 年のダイオキシン類排出総量は、平成 15 年比で約 43%減少しており、順調に削減が進んでいる。全国の環境調査結果では、概ね環境基準を達成している。</p> <p>○農薬に関しては、水産動植物の被害防止に係る改正登録保留基準について、平成 21 年度に新たに</p>							

45 農薬の基準を設定したところ。基準設定についての加速化はみられるが、農薬の登録は申請主義であり、また、基準設定には申請者(農薬製造メーカー)からの資料提出が不可欠であることから、これまでに設定した基準値の累計は 101 となっている。

【必要性】

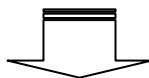
- ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、国は、各種基準の設定、特定施設の設定、削減計画の策定など基本的かつ総合的な施策の策定・実施及び各種調査研究・技術開発の推進を行い、自治体は常時監視などを行うことでダイオキシン類による環境の汚染の防止、除去等を図る必要がある。また、これらを踏まえ、国、地方公共団体、さらに事業者及び国民が連携して取り組むことが必要。
- 農薬は環境中で使用され、殺虫、殺菌、除草効果を有する化学物質であり、生態系への影響が懸念されるものである。このため、農薬取締法に基づき、登録前に当該物質の水産動植物に対する毒性と環境中予測濃度の比較によるリスク評価を実施し、適切な登録保留基準を設定することが、生態系保全の観点から有効かつ不可欠である。

【有効性】

- 平成 20 年のダイオキシン類の排出量は、平成 15 年比で約 43%減少しており、その削減は順調に進んでいる。また、平成 20 年度のダイオキシン類対策特別措置法の常時監視等の環境調査結果によると、環境基準は概ね達成している。総じて、ダイオキシン類については、排出総量及び環境の汚染状況において改善が図られており、これまでのダイオキシン類対策は極めて有効であったと考えられる。
- 生態系保全施策の充実に向けて、農薬の生態系への影響について登録前にリスク評価を行うため、農薬取締法に基づき、平成 18 年度から水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定作業を順次進めており、平成 21 年度には新たに 45 農薬(累計 101 農薬)について基準を設定するなど基準設定についての加速化がみられる。

【効率性】

- 平成 17 年から、ダイオキシン類の測定に関して、一部、従来のガスクロマトグラフ質量分析計による方法に加え、より低廉で迅速な簡易測定法として生物検定法を正式に導入しており、効率性を考慮している。平成 22 年 3 月には廃棄物焼却炉からの排出ガス、ばいじん及び燃え殻に含まれるダイオキシン類の調査測定に簡易測定法の追加導入を行ったさらに簡易測定法の追加等に伴い、ダイオキシン類の環境測定の精度管理に関する指針等の改訂を行い、品質や信頼性も配慮している。
- 農薬は登録申請者が毒性・残留性試験等を行い、その結果を用いてリスク評価を行っており、高いリスクが懸念される場合は、より詳細な試験を課すこととしている。これにより環境リスクの程度に応じたコストが課される制度が充実しており、当該施策を実施するにあたっての効率性も考慮されている。



<今後の展開>

- 平成 19 年 5 月にストックホルム条約(POPs 条約)の第 3 回締約国会議(COP3)で採択された、利用可能な最良の技術(BAT)及び環境のための最良の慣行(BEP)についての指針を踏まえ、平成20年度に引き続き、国際協力として東アジア地域の非意図的生成POPs削減に関するワークショップを開催し、発生源情報や対策手法に関する情報交換を行い、今後の各国の施策検討に資する。
- 小型焼却炉対策としては、排出実態調査・インベントリー推計の見直し、ガイドライン策定の検討を行い、事業者に対し自主管理を促す方策等による排出削減を進める。
- 臭素系ダイオキシン類については、引き続きその排出実態等の把握、国際動向に係る情報収集などを進める。今後は、WHO の検討状況等も踏まえて、国内における対策を検討していく。
- 簡易測定法については、既に公定法化されている方法に平成 21 年に追加を行った生物検定法及び機器分析法による簡易測定法に関する検証・改善を図る。
- 農薬について、これまでに累計 101 農薬について基準を設定し、基準設定についての加速化を進めてきたところであるが、平成 21 年度に引き続き、水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定作業を着実に推進する。

⑦予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等

- ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)
- 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
- 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
- 騒音規制法(昭和43年法律第98号)
- 振動規制法(昭和51年法律第64号)
- 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)(平成4年法律第70号)
- 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)
- 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)
- 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)
- 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成14年法律第120号)
- 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)
- 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)
- 農薬取締法(昭和23年法律第82号)
- 工業用水法(昭和31年法律第146号)
- 建築物用地下水の採取に関する法律(昭和37年法律第100号)
- 公害防止用設備に係る税制優遇、自動車税のグリーン化等の税制優遇
- 日本政策金融公庫による低利融資

目標番号	関連する予算事項名及びその予算額（百万円）	関連する予算事項名及びその予算額（百万円）		
		H21	H22	H23 反映
3-1	① 大気環境基準等設定業務費	33	33	↓
	② 大気環境監視測定網整備推進費	110	107	↑
	③ 大気汚染防止規制等対策推進費	51	39	↓
	④ 有害大気汚染物質等対策推進費(H23名称変更:有害大気汚染物質等対策推進及びアスベスト飛散防止総合対策費)統合:3-1⑤及び⑥)	273	269	↓
	⑤ 有害大気汚染物質等対策費(統合:3-1④)	—	—	→
	⑥ アスベスト飛散 防止総合対策費(統合:3-1④)	—	—	→
	⑦ 日本の人的資源を活用した目に見える国際環境協力の検討	22	0	
	⑧ 在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費	16	15	↓
	⑨ アジア・コベネフィット・フォーラム構築事業(H23名称変更:コベネフィット・アプローチ推進事業)	0	80	↑
	⑩ 排出基準等緊急立入調査費	3	0	
	⑪ 公害防止管理実施状況調査対策検討	9	9	→
	⑫ 微小粒子状物質(PM2.5)総合対策費	121	200	↑
	⑬ 光化学オキシダント対策推進費(H23名称変更:光化学オキシダント総合対策推進費)(統合:3-1⑮)	32	29	↓
	⑭ 中国における大気汚染対策協力事業	0	18	→
	⑮ 揮発性有機化合物(VOC)排出抑制対策費(H23名称変更:光化学オキシダント総合対策推進費)(統合:3-1⑬)	83	83	↓
	⑯ 大気環境監視システム整備経費	100	65	↑
	⑰ 花粉観測体制整備費	84	94	↑
	⑱ 低公害車普及推進費及び次世代自動車等導入促進事業	26	26	↓
	⑲ 都市の自動車環境対策と温暖化対策のコベネフィット推進費	324	307	↓
	⑳ 交通公害防止等調査検討費	64	64	↓
	㉑ オフロード特殊自動車排出ガス対策事業費	47	42	↑
	㉒ 自動車排出ガス・騒音規制強化等の推進費	110	128	↑
	㉓ 自動車交通環境監視測定費	80	74	↑
	㉔ 国連大学拠出金	0	100	→
	㉕ 国際連合地域開発センター拠出金	30	30	→

	②⑥環境測定分析精度向上対策経費	28	28	↓
	②⑦日本モデル環境対策技術等の国際展開	151	146	→
	②⑧低公害車普及事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	
	②⑨船舶の省 CO2 対策の推進に向けたモデル事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	
	②⑩EST、モビリティマネジメント(MM)による環境に優しい交通の推進(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	
	*大気汚染特別調査費「再掲:9-3」	-	-	
	*微小粒子状物質及び光化学オキシダント等の曝露影響研究費「再掲:9-3」	-	-	
3-2	①良好な大気生活環境保全推進費(H23 名称変更:良好な大気生活環境保全推進費)(統合:3-2②)	17	17	
	②良好な感覚環境形成のための街作りの推進費(H23 名称変更:良好な大気生活環境保全推進費)(統合:3-2①)	6	6	→
	③ヒートアイランド現象に関する実態把握及び適応策検討(H23 名称変更:ヒートアイランド現象による環境影響の定量的把握及びヒートアイランド現象に対する適応策検討)(統合:3-2⑤)	50	47	↑
	④環境技術を活用した実証モデル事業(H23 名称変更:地域におけるヒートアイランド対策の推進)	86	85	↓
	⑤熱中症予防情報の提供とモニタリング(H23 名称変更:ヒートアイランド現象に対する適応策検討)(統合:3-2③)	17	17	↓
	⑥モデル地域における未利用水・未利用エネルギーの有効活用検証	34	34	×
	⑦ヒートアイランド対策が具備された建物像の検討			新
	⑧低周波音の影響に関する検討	19	19	→
	⑨騒音・振動による不快感等の実態把握・規制手法等の検討(H23 名称変更:騒音・振動評価手法及び規制手法等に係る検討)(統合:3-2⑩)	18	10	
	⑩安心・安全な低騒音社会を目指した騒音対策の推進(H23 名称変更:騒音・振動評価手法及び規制手法等に係る検討)(統合:3-2⑨)	22	16	→
	⑪悪臭公害防止強化対策費	16	16	↑
	⑫交通公害防止等調査検討費「再掲:3-1」	-	-	
	⑬自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費「再掲:3-1」	-	-	
	⑭クールシティ中枢街区パイロット事業(H.20 名称変更:低炭素社会モデル街区形成促進事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	
3-3	①水質環境基準策定等検討経費	144	310	↓
	②水環境保全施策枠組み再構築経費	70	61	↓
	③排水対策推進費	73	70	↑
	④水環境保全活動等推進経費	42	33	→
	⑤湖沼水質保全対策等調査費	63	77	↑
	⑥底質・水質分析法検討経費	46	33	→
	⑦地域の健全な水循環の確保に向けた促進調査	19	0	
	⑧気候変動による水質への影響解明、適応策検討調査費	12	12	↑
	⑨水質改善事業推進費	281	284	→
	⑩総量削減及び瀬戸内海環境保全等施行業務費	103	102	↑
	⑪閉鎖性海域環境保全推進等調査費	243	183	↓
	⑫地下水総合保全事業推進費(統合:3-3⑮)	33	29	→
	⑬硝酸性窒素対策等地下水質管理的確化調査	15	15	×
	⑭地下浸透による地下水汚染対策推進費	11	11	↑
	⑮地盤環境制度等検討費(3-3⑫)	10	10	
	⑯微生物によるバイオレメディエーションの普及促進に係る技術指針策定費	0	20	↓
	⑰クールシティ中枢街区パイロット事業(H.20 名称変更:低炭素社会モデル街区形成促進事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	
	⑱クールシティ推進事業「再掲:3-2」	-	-	
	⑲閉鎖性海域管理方策検討費	0	68	↑

	㉔ 流域視点からの硝酸性窒素対策推進費	0	0	新
	㉕ 国連水と衛生に関する諮問委員会(UNSGAB)拠出金	0	0	新
3-4	① 農用地土壌汚染対策費	48	52	↑
	② 市街地土壌汚染対策費	439	438	↓
	③ ダイオキシン類土壌汚染対策費	47	42	↑
3-5	① 農薬登録保留基準等設定費	141	116	↓
	② ダイオキシン類総合対策費	142	138	↓
	③ 微生物によるバイオレメディエーションの普及促進に係る技術指針策定費「再掲:3-3」	-	-	
	④ 有害大気汚染物質等対策推進費「再掲:3-1」	-	-	
	⑤ 排出基準等緊急立入調査費「再掲:3-1」	-	-	
	⑥ 底質調査費「再掲:3-3」	-	-	
	⑦ ダイオキシン類土壌汚染対策費「再掲:3-4」	-	-	
	⑧ 廃棄物処理等科学研究費補助金「再掲:4-3」	-	-	
	⑨ 廃棄物循環型処理施設のうち、ごみ処理施設の内数(対象事業を積み上げ)「再掲:4-3」	-	-	
	⑩ 廃棄物循環型処理施設のうち、ごみ燃料化施設「再掲:4-3」	-	-	
	⑪ ダイオキシン類総合調査費「再掲:6-2」	-	-	
	⑫ 環境技術開発等推進費(うち、環境リスク評価分野)の内数「再掲:9-3」	-	-	
	* 農薬健康影響対策費「再掲:9-3」	-	-	
	* 農薬環境影響対策費「再掲:9-3」	-	-	

(注)「*」の事業については、平成20年度から、予算書上では「環境問題に対する調査・研究・技術開発に必要な経費」に計上。

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
3-2⑥	予定の終期どおり	都市において未だ活用されていない水・エネルギー等を最大限活用し、ヒートアイランド対策の視点を考慮した都市計画を推進するため、事業の実施結果を踏まえつつ、地域における適切なヒートアイランド対策地域ビジョン策定を支援する事業を実施していく。
3-3⑬	硝酸性窒素対策の効率をはかるため	新たな制度を含めた抜本的な対策を検討する。

⑨特記事項

<p><政府重要政策としての該当></p> <p><当該施策に係る府省庁> 国土交通省、農林水産省、経済産業省</p> <p><昨年度評価書からの変更点> ○指標 3-3-③の「中海」「宍道湖」「野尻湖」については、目標年度をH20年度からH25年度に修正した。</p>

⑩各目標に設定された指標について

目標番号及び指標名	指標内容
3-1-①	全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準等達成率
3-1-②	全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率
3-1-③	大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率
3-1-④	(間接)低公害車の普及台数
3-1-⑤	(間接)燃料電池自動車の普及台数
3-1-⑥	(参考)一般環境大気測定局の数
3-1-⑦	(参考)自動車排出ガス測定局の数

3-2-①	騒音に係る環境基準達成率(一般地域)
3-2-②	騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)
3-2-③	航空機騒音に係る環境基準達成率
3-2-④	新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成率
3-2-⑤	(参考)騒音に係る苦情件数
3-2-⑥	(参考)振動に係る苦情件数
3-2-⑦	(参考)悪臭に係る苦情件数
3-2-⑧	(参考)都市域における年間の30℃超高温時間数、熱帯夜日数
3-2-⑨	(参考)スターウォッチングネットワーク参加者数
3-3-①	健康項目基準達成率
3-3-②	生活環境項目(BOD/COD)基準達成率
3-3-③	各湖沼水質保全計画に定める目標値
3-3-④	瀬戸内海における水質環境基準の達成率
3-3-⑤	瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率
3-3-⑥	大阪湾における水質環境基準達成率
3-3-⑦	東京湾における水質環境基準達成率
3-3-⑧	伊勢湾における水質環境基準達成率
3-3-⑨	有明海における水質環境基準達成率
3-3-⑩	八代海における水質環境基準達成率
3-3-⑪	東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における汚濁負荷量
3-3-⑫	赤潮の発生件数(瀬戸内海・有明海・八代海)
3-3-⑬	地下水基準達成率
3-3-⑭	年間2cm以上の地盤沈下面積
3-3-⑮	湧水の把握件数
3-3-⑯	(間接)排水基準違反件数
3-3-⑰	(間接)環境基準を超えるダイオキシン類を含む底質に関する対策着手率・完了率
3-3-⑱	(参考)常時監視における要監視項目測定地点数
3-3-⑲	(参考)公共用水域水質等常時監視における測定地点数
3-3-⑳	(参考)瀬戸内海における埋立免許面積
3-3-㉑	(参考)地下水質常時監視における測定井戸数
3-3-㉒	(参考)全国水生生物調査参加者数
3-4-①	農用地土壌汚染対策地域の指定解除率
3-4-②	土壌汚染対策法に基づく、措置の必要な指定区域における措置等の実施率
3-4-③	ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率
3-4-④	(参考)農用地土壌汚染対策地域の指定面積(累計)
3-4-⑤	(参考)農用地土壌汚染対策地域の指定解除面積(累計)
3-4-⑥	(参考)農用地土壌汚染対策地域数(年度末)
3-4-⑦	(参考)農用地土壌汚染対策地域全解除数(累計)
3-4-⑧	(参考)土壌汚染対策法に基づく指定区域として指定された数(年度別)
3-4-⑨	(参考)汚染の除去により指定区域が解除された数
3-4-⑩	(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定面積
3-4-⑪	(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了面積(累計)
3-4-⑫	(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策地域数(累計)
3-4-⑬	(参考)ダイオキシン類土壌汚染対策対策完了地域数(累計)
3-5-①	ダイオキシン類排出総量削減率(H15年比)
3-5-②	ダイオキシン類に係る環境基準達成率
3-5-③	新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数
指標の解説	3-1-① ア～オ:全国の一般環境大気測定局において、環境基本法第16条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合 カ～ケ:環境基本法第16条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合 コ～タ:環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)を達成している割合
	3-1-②:全国の自動車排出ガス測定局において、環境基本法第16条に定める大気の汚染に係る環境基準を達成している割合
	3-1-③:自動車NOx・PM法の対策地域に設置された自動車排出ガス測定局において、環境基本法第16条

に定める大気汚染に係る環境基準を達成している割合

- 3-1-④: 低公害車アクションプランに基づく、低公害車の普及台数
- 3-1-⑤: 燃料電池自動車の普及台数
- 3-1-⑥: 一般環境大気汚染状況を常時監視する測定局の数
- 3-1-⑦: 自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局の数
- 3-2-①: 騒音に係る環境基準の達成状況。騒音規制法施行状況調査結果から抜粋
- 3-2-②: 騒音に係る環境基準達成の住宅等戸数及びその割合(環境基準達成住宅等戸数/全住宅等戸数)
- 3-2-③: 地方自治体が測定した測定地点における、航空機騒音に係る環境基準を達成している測定地点の割合
- 3-2-④: 地方自治体が測定した測定地点における、新幹線鉄道騒音に係る環境基準を達成している測定地点の割合
- 3-2-⑤: 全国での騒音苦情件数。騒音規制法施行状況調査結果から抜粋
- 3-2-⑥: 全国での振動苦情件数。振動規制法施行状況調査結果から抜粋
- 3-2-⑦: 全国での悪臭苦情件数。悪臭防止法施行状況調査結果から抜粋
- 3-2-⑧: 毎年度の東京管区気象台の観測結果を引用
- 3-2-⑨: 全国星空継続観察の参加者数。全国星空継続観察実施業務報告書から抜粋
- 3-3-①: 毎年度、国及び地方公共団体が法に基づき公共用水域の水質常時監視を実施しており、そのうち健康項目における水質測定地点数に対する基準達成地点数の割合
- 3-3-②: 毎年度、国及び地方公共団体が法に基づき公共用水域の水質常時監視を実施しており、そのうち生活環境項目における水質測定水域数に対する基準達成水域数の割合
- 3-3-③: 各湖沼水質保全計画の最終年度における各指定湖沼の水質目標値
- 3-3-④~⑩: 毎年度、地方公共団体等が法に基づき公共用水域の水質常時監視を実施しており、これにより測定された、各海域毎の COD、全窒素・全リンの水質測定水域数に対する基準達成水域数の割合を指標としている。
- 3-3-⑪: 各海域に係る各地域において発生している COD、窒素、リンの負荷量
- 3-3-⑫: 養殖漁業へ被害を与えるとともに、底質へ有機物を供給し溶存酸素量低下の要因となる赤潮の海域ごとの発生件数
- 3-3-⑬: 毎年度、国及び地方公共団体が法に基づき地下水の水質常時監視を実施しており、そのうち、概況調査における測定井戸本数に対する環境基準達成井戸本数の割合
- 3-3-⑭: 地盤沈下の監視の結果、年間 2cm 以上の地盤沈下のあった面積(km²)
- 3-3-⑮: 全国の地方公共団体が把握している湧水の数
- 3-3-⑯: 水質汚濁防止法における排水基準に対し違反のあった件数(法第 12 条の 1、法第 14 条の 2 第 3 項、法第 18 条)
- 3-3-⑰: 対策のための調査、検討等に着手している都道府県などの割合/対策が完了した割合
- 3-3-⑱: 毎年度、国及び地方公共団体が法に基づいて実施する要監視項目における測定地点数
- 3-3-⑲: 毎年度、国及び地方公共団体が法に基づいて実施する公共用水域水質等常時監視における測定地点数(検体数)
- 3-3-⑳: 瀬戸内海において公有水面埋立法による免許および承認がなされた埋立面積
- 3-3-㉑: 毎年度、国及び地方公共団体が法に基づいて実施する地下水質常時監視における調査種別毎の測定井戸数
- 3-3-㉒: 全国水生生物調査は、川の中にもどのような生きものがすんでいるかを調べることによって、その地点の水質の程度を知ることができる調査である。本調査は、分かりやすく、誰でも簡単に参加できるという利点があり、調査参加者の水環境への関心を高める良い機会となる。このため、地方公共団体の協力を得て広く一般の方の参加を呼びかけ、全国で調査を実施しているもの。
- 3-4-①: 農用地の土壌汚染防止等に関する法律第 3 条により指定された農用地土壌汚染対策地域の指定解除率(⑤/④)
- 3-4-②: 土壌汚染対策法第 5 条に基づき指定された区域(指定区域)のうち、土地の現況や利用方法等からみて、人の健康被害を防止するために新たに汚染の除去等の措置を講ずることが必要であることが判明したものについて、必要な措置が実施され、又は具体的措置の検討が行われている区域の割合。
- 3-4-③: ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条に基づき指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域の

	<p>対策完了率(⑬/⑫)</p> <p>3-4-④:農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき農用地土壌汚染対策地域に指定された地域の累積面積</p> <p>3-4-⑤:対策事業が完了し対策地域の指定が解除された累積面積</p> <p>3-4-⑥:当該年度末に農用地土壌汚染対策地域に指定されている地域数(一部が指定解除された地域を含む)</p> <p>3-4-⑦:農用地土壌汚染対策地域の指定が全解除された地域数の累計</p> <p>3-4-⑧:土壌汚染対策法に基づく指定区域として指定された数(年度別)</p> <p>3-4-⑨:土壌の特定有害物質に係る汚染の除去等の措置のうち、掘削除去又は原位置浄化による土壌汚染の除去が行われ、指定基準に適合する状態となったことから、区域の指定が解除された区域数の累計</p> <p>3-4-⑩:ダイオキシン類対策特別措置法に基づきダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された地域の累積面積</p> <p>3-4-⑪:ダイオキシン類土壌汚染対策地域で対策が完了した面積の累計</p> <p>3-4-⑫:ダイオキシン類土壌汚染対策地域に指定された地域数の累計</p> <p>3-4-⑬:ダイオキシン類土壌汚染対策地域で対策が完了した地域数の累計</p> <p>3-5-①:ダイオキシン類の排出総量/平成15年のダイオキシン類の排出総量(H15年まではH9年比)</p> <p>3-5-②:環境基準を達成した測定地点数/測定地点数</p> <p>3-5-③:水産動植物への被害防止の観点から農薬の登録を認めるかどうかの基準であり、平成17年4月の改正基準の施行により、個別農薬ごとの基準値を設定することとされた。</p>
評価に用いた資料等	<p>3-1-①～③:大気汚染状況報告(公開)</p> <p>3-1-①:地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果(公開)</p> <p>3-5-①:ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)</p> <p>3-5-②:ダイオキシン類に係る環境調査結果</p>



指標に影響を及ぼす外部要因	<p>3-5-③農薬の登録は申請主義であるため、申請数及び基準設定に係る資料の申請者(農薬製造メーカー)の準備状況により、設定数は影響を受ける。</p>
---------------	--

平成 22 年度事後評価シート（平成 21 年度に実施した施策）

施策名	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進	評価年月日	平成 22 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	自然環境局 総務課長 田中聡志		

①施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第〇部)			平成 21 年版環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ (347ページ以降)		
政策(章)	2章	環境保全施策の体系	政策(章)	5章	生物多様性の保全及び持続可能な利用
施策(節)	1節	6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進			
その他関連する個別計画		第三次生物多様性国家戦略及び生物多様性国家戦略 2010			

※環境・循環型社会・生物多様性白書「平成 21 年度環境の保全に関する施策・平成 21 年度循環型社会の形成に関する施策・平成 21 年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」から該当箇所を記載

②施策について

施策の方針	生態系のもたらす恵みを将来にわたって継承するため、国土全体から地域までの様々なレベルにおいて、それぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」を実現する。				
予算動向		H19 年度	H20 年度	H21 年度	<備考>
	金額(単位:百万円)	15,160	17,206	20,547	
	一般会計	15,160	16,876	20,274	
	特別会計		330	273	
施策を構成する具体的手段	<p>【基盤的施策の実施及び国際的取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第三次生物多様性国家戦略及び生物多様性国家戦略 2010 に基づく施策の実施。 自然環境保全のための政策の策定に必要な情報の収集、整備及び提供。 生物多様性保全に関する国民への普及啓発、多様な主体の参画促進。 国際的枠組への参加等を通じた地球規模の生物多様性の保全。 <p>【自然環境の保全・再生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 里地里山などの二次的な自然環境や藻場・干潟等の特性に応じた適正な保全。 国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・国立公園等の原生的な自然及び優れた自然の適正な保全管理。 多様な主体の参加と連携により、失われた自然を積極的に再生する事業の実施。 <p>【野生生物の保護管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 野生生物等の「絶滅のおそれのある野生生物種のリスト(レッドリスト)」の作成。 「種の保存法」に基づく希少野生動植物種の個体の取扱規制、対象種ごとの保護増殖事業計画に基づく保護増殖事業の実施。 「鳥獣保護法」に基づく野生鳥獣の適正な保護管理と狩猟の適正化。 「カルタヘナ法」に基づく遺伝子組換え生物の国内使用規制の実施。 「外来生物法」に基づく、外来生物の輸入規制、国内における飼養等規制の実施。 <p>【動物の愛護及び管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「動物愛護管理法」に基づき平成18年10月に策定された、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下、動物愛護管理基本指針)に基づく施策(基本指針検討・推進事業)の推進。 動物の虐待防止や適正飼養などの動物愛護及び動物の適正な管理を徹底していくための施策(動物の適正飼養推進事業、個体識別措置推進事業等)の推進。 				

・平成 21 年6月に施行されたペットフード安全法の適切な運用。

【自然とのふれあいの推進】

- ・優れた自然環境を有する自然公園から、都市の身近な自然環境である国民公園までの幅広いフィールドにおいて自然とのふれあいのための公園施設を整備。
- ・自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成・確保、自然とのふれあい行事や自然体験プログラムの提供、自然とのふれあいに関する情報の提供。
- ・「エコツーリズム推進法」及び「エコツーリズム推進基本方針」(平成 20 年 6 月閣議決定)を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、普及啓発、法に基づき取り組む地域への支援、ノウハウ確立、人材育成等を総合的に実施。
- ・「温泉法」に基づく、温泉資源の保護対策、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の適正利用に係る検討・調査等の実施。



③施策の方針に対する総合的な評価

【基盤的施策の実施及び国際的取組】

- 第三次生物多様性国家戦略(平成 19 年 11 月閣議決定)に沿って、各種具体的な施策、政策の策定に必要な情報の収集・解析・整備・提供、国民への普及啓発の促進、生物多様性総合評価のとりまとめに向けた検討を実施し、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組の支援等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。また、生物多様性基本法に基づく初めての国家戦略となる「生物多様性国家戦略 2010」を平成 22 年3月に閣議決定した。
- 平成 22 年 10 月の愛知県名古屋市の生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)の開催に向けた情報収集や他国への働きかけ等の取組を推進し、COP10 で議論される次期世界目標に対する日本提案をとりまとめ生物多様性条約事務局に提出するなど、主要な議論をリードした。

【自然環境の保全・再生】

- 原生的な自然環境、優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境及び干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資する取組が進められ、自然再生推進法の運用及び自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られつつあり、目標達成に向けた着実な進展があった。
- 国立公園等について、我が国の生物多様性保全の屋台骨として、また、国民の自然とのふれあいの場として、適切に保護管理が進められた。第 171 回国会に提出した「自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律」(平成 22 年法律第 47 号)が平成 21 年 6 月に公布され、平成 22 年 4 月の施行のため、政省令や通知類の改正等の必要な業務を行うとともに、関係者への周知に努めた。

【野生生物の保護管理】

- レッドリストの第3次見直し作業を実施した。種の保存法に基づく国内希少野生動植物種にオガサワラオコウモリを追加した。国指定鳥獣保護区の指定やラムサール条約湿地の新規登録(6 箇所)などの各種施策を推進するとともに、平成 21 年 8 月にとりまとめられたカルタヘナ法の施行状況の検討結果を受け、農作物の実用化分野における生物多様性影響評価に必要な情報についての考え方に関する検討・とりまとめを行った。また、外来生物法に基づき特定外来生物を新たに 1 種指定するとともに、特定外来生物の国内での定着防止や防除を実施するなど、目標達成に向けて一定の成果を得た。また、鳥獣保護法に基づく科学的で計画的な野生鳥獣の保護管理を推進するため、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインを改定し、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査を継続した。

【動物の愛護及び管理】

- 動物愛護管理に関するポスター等の作成・配付や動物愛護週間行事における中央行事の開催といった各種普及啓発事業の推進、自治体に対する技術的助言、さらに、都道府県等に引き取られた犬ねこを収容し元の飼い主へ返還又は新たな飼い主に譲渡するため施設の新築に対する整備費補助等の取組により、都道府県等による犬ねこの引取り数が減少の傾向を維持する等、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。
- 平成 21 年 6 月に「ペットフード安全法」が施行され、法の周知と理解を目的としたパンフレットやポスターの作成・配付及び適切な動物の飼養にかかる講習会の開催等による普及啓発を行うとともに、関係機関等の連絡・連携体制の構築を図り、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。

【自然とのふれあいの推進】

- 自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、人材育成、国立・国定公園等における公園施設の整備の推進により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にす気持ちの育成が図られ、期待どおりの成果が得られた。
- 「エコツーリズム推進法」が平成 20 年 4 月に施行され、また、法に基づく「エコツーリズム推進基本方針」が同年 6 月に閣議決定されたことによりエコツーリズムに関する一定のルールの確立がみられたことと、エコツーリズムの取組に対する情報の提供や人材育成、セミナー等の開催によるエコツーリズムの普及啓発に努めたことが相まって、エコツーリズムに関する取組の拡大、浸透が図られた。
- 改正温泉法に基づき、定期的な温泉成分分析及び可燃性天然ガスによる災害防止対策が進んだ。
- 温泉法施行規則の一部改正や温泉資源の保護に関するガイドラインの策定等により、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止対策、温泉資源保護対策など、温泉行政に関する制度の見直し等について大きな進捗が見られた。



④今後の主な課題

【基盤的施策の実施及び国際的取組】

- 生物多様性国家戦略 2010 に示された 4 つの危機（①人間活動や開発による危機、②人間活動の縮小による危機、③人間により持ち込まれたものによる危機、④地球温暖化による危機）により、依然として生物多様性の損失が進行していることなどから、同戦略に掲げた 4 つの基本戦略（①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を再構築する、③森・里・川・海のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する）に基づき、社会情勢の変化等を踏まえた生物多様性の状況把握と保全の推進、国民への普及広報及び多様な主体の参画促進が必要。
- COP10 の開催とその成功に向け、国際的取組を一層充実させるとともに、次期世界目標などの COP10 の結果を踏まえた国内外の取組の推進が必要。

【自然環境の保全・再生】

- 国立公園や世界自然遺産地域などの原生的な自然環境、優れた自然及び里地里山などの二次的な自然環境、沿岸海域などの効果的な保全・管理について、着実な実施が必要。
- 地域の多様な主体の参画による自然再生事業の着実な実施が必要。

【野生生物の保護管理】

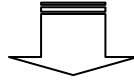
- レッドリストの定期的な見直しと、そのための継続的な情報の収集。
- 種の保存法に基づく捕獲等の規制や希少種の流通の適正化や、トキの野生復帰事業を始めとした保護増殖事業等のさらなる推進。
- 鳥獣保護法に基づく具体的施策や野生鳥獣の感染症等のモニタリングの実施
- 渡り鳥等の保護に係る二国間条約・協定や多国間パートナーシップ等の国際的な枠組みによる、生態系ネットワークの形成、ラムサール条約湿地の登録や保全等の推進。
- 新たな形質の遺伝子組換え生物による生物多様性への影響評価の適切な実施の推進。
- 特定外来生物の国内での定着防止や定着したものの防除のさらなる推進。

【動物の愛護及び管理】

- ますます多様化している国民の動物の愛護及び管理に関する要望等へのきめ細かい対応と対策。
- 動物愛護センター等に収容された動物の殺処分数を減少させていくための、再飼養支援データベース・ネットワークシステムへの参加自治体数の増加。
- 動物の所有者明示を推進するための、マイクロチップによる個体識別措置の普及・推進。
- 動物愛護管理について、更なる法律等の周知及び国民への普及啓発の強化。
- 法改正から 5 年を目途とした制度の見直しに向けた施行状況の実態把握と、課題解決に向けた所要の措置の検討。
- ペットフードの安全性の確保のために必要な更なる基準・規格の整備及び犬ねこ以外の動物のペットフードにかかると適切な給餌の推進。

【自然とのふれあいの推進】

- 国立公園における自然体験活動の充実及び解説に携わる人材の育成・確保。
- 地域資源の持続的な保全・活用(エコツーリズムの推進)及び情報提供の質及び利便性の向上。
- 多様化する公園利用者への対応、安全かつ適切な利用を確保するための施設整備及び管理の重点的・計画的推進。
- 温泉法の改正内容等の適正な運用の推進。
- 温泉の持続的かつ適正な利用を図り、また魅力ある温泉地づくりを支援するための取組の推進。



⑤今後の主な取り組み

【基盤的施策の実施及び国際的取組】

- 生物多様性国家戦略 2010 に示された各種施策を推進する。
平成 20 年度からの継続的な取組として、生態系総合監視システムの構築、海洋生物多様性情報の収集整備、我が国の生物多様性の総合評価、国民への普及啓発、多様な主体の参画促進、アジア太平洋地域における生物多様性情報の整備・共有に係る事業を推進する。あわせて、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を一層推進させるため、必要な定員を要求する。
- COP10 の開催とその成功に向け、国際的なリーダーシップを発揮しつつ積極的な貢献を行うべく、アジア各国をはじめ各締約国、関係省庁や地元(愛知県、名古屋市)との連携の強化や、多様な主体に対する参画の呼びかけ等の取組を進めるとともに、COP10 の結果を踏まえた国際的取組を、生物多様性日本基金(仮称)も活用しつつ強化する。

【自然環境の保全・再生】

- 自然公園等において、生物多様性保全の観点からの保護施策を強化するとともに、生態系ネットワーク形成を推進する。
また、国立・国定公園等の指定地域を総点検し、全国的な指定の見直し・再配置を進める。あわせて、国立・国定公園の選定基準、調査指針等の見直しを行う。
- 世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、新たな世界自然遺産への推薦及び登録を目指した取組を進めることとし、関係省庁との連携や自然環境データの蓄積を一層強化する。
- 自然再生に関する国民への普及啓発活動を推進するとともに、地域住民やNPO 等に対する支援を進める。
- 多様な主体による里地里山の持続的な利用・管理に必要な方策を検討する。また、世界での自然共生社会の実現のため、二次的自然地域における自然資源の持続可能な利用と管理の推進のための取組として「SATOYAMAイニシアティブ」を世界に提案し、推進する。
- 地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本の地域制自然公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信していく。
- 自然公園法の改正を踏まえ、国立公園等の生物多様性保全や海域における風景等の保護と利用を適正に進めるほか、生物多様性保全上重要な価値を有する奄美地域について、国立公園の指定を視野に入れた取組を進める。

【野生生物の保護管理】

- レッドリストの見直し結果を踏まえ、特に保護の優先度が高い種について詳細な調査を行った上で、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への指定を含む適切な対応を行う。
- トキの野生復帰に向けた放鳥の継続、ヤンバルクイナの生息域外保全の開始など、保護増殖事業の着実な推進を図る。
- 鳥獣保護法等に基づく具体的施策を展開するとともに、野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査を継続するとともに、野生鳥獣の保護管理を強化し、より科学的・計画的な保護管理を推進する。
- ラムサール条約湿地の保全等に係る普及啓発を推進するとともに、渡り鳥等の保護に係る国際的な枠組みの活用を進める。
- 遺伝子組換え生物に関する最新の知見を収集するとともに、これら知見を反映した遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価を推進する。
- 特定外来生物の国内での定着防止の実施に必要な輸入・飼養等の規制及び防除事業の実施を進める。

【動物の愛護及び管理】

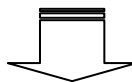
- 動物の愛護、適正飼養に関する一層の普及啓発を図るほか、都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識、技能の向上を図るため講習会を実施する。
- 再飼養支援データベース・ネットワークシステムの参加自治体数の増加(前年度比 10 増加の 70 自治体)、システムのより

一層の充実(相互リンクの充実等)を図るとともに動物適正譲渡講習会を開催する。

- マイクロチップを始めとする個体識別措置の一層の推進を図る。
- ホームページや各種パンフレット等の活用により、動物愛護管理法等について国民への一層の周知、普及啓発を図る。
- 動物愛護管理法の施行状況に関する各種調査を行い、中央環境審議会動物愛護部会の下に設置した動物愛護管理のあり方検討小委員会を開催し、課題の解決に向けた所要の措置について検討を行う。
- ペットフードの安全性に関する知見の収集及び更なる基準・規格の検討を行う。
- 犬ねこ以外の動物のペットフードに関する課題や適切な飼養方法に関する情報を収集する。

【自然とのふれあいの推進】

- パークボランティアなどの人材の育成・確保を図るとともに、自然体験の機会や情報を積極的に提供する。
- エコツーリズム推進法及びエコツーリズム推進基本方針を踏まえたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、グリーンツーリズムとの連携などエコツーリズムによる地域活性化支援、エコツーリズムによる資源利用の適正化、エコツーリズムの実態調査・解析事業等を総合的に実施する。
- 誰もが安全・安心に自然の魅力を享受できるように、利用による自然環境への影響を最小限にしつつ、公園施設のユニバーサルデザイン化や老朽化施設等の再整備を推進する。
- 温泉法の改正内容等の適正な運用を図るための各種施策を推進する。
- 温泉の持続的かつ適正な利用を図るため、禁忌症及び適応症に関する検討調査や大深度掘削泉からの揚湯による温泉資源、周辺地盤等への影響調査など中央環境審議会答申において指摘された事項に対応していくための検討調査を継続実施する。



施策の方向性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
⑤	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	①-a
	機構・定員要求への反映	④、⑤

⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 5-1	基盤的施策の実施及び国際的取組						
	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。						
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	5章1節 生物多様性条約 COP10 に向けた取組 5章2節 生物多様性を社会に浸透させる取組 5章5節 地球規模の視点を持って行動する取組						
関係課・室	自然環境計画課、野生生物課						
指標の名称及び単位	①(参考) 全国の1/2.5 万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合〔図面数/図面数〕						
指標年度等	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値
指標	①	1377/ 4342	1505/ 4342	1683/ 4342	1909/ 4342	2158/ 4342	H24 年 国土の約 6 割

目標を設定した根拠等	基準年 根拠等	H19 年度	基準年の値	国土の約 35%
評価・分析	第二次生物多様性国家戦略及び第三次生物多様性国家戦略			
	<p>【達成の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第三次生物多様性国家戦略（平成 19 年 11 月閣議決定）に沿って、各種具体的な施策、政策の策定に必要な情報の収集・解析・整備・提供、国民への普及啓発の促進、生物多様性総合評価のとりまとめに向けた検討を実施し、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組の支援等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。また、生物多様性基本法に基づく初めての国家戦略となる「生物多様性国家戦略 2010」を平成 22 年 3 月に閣議決定した。 ○平成 22 年 10 月の愛知県名古屋市での生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の開催に向けた情報収集や、他国への働きかけ等の取組を推進し、COP10 で議論される次期世界目標に対する日本提案をとりまとめ生物多様性条約事務局に提出するなど、主要な議論をリードした。 <p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性基本法の目的に掲げられた、生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図るために、第三次生物多様性国家戦略及び生物多様性国家戦略 2010 に基づき、着実な成果をあげていくことが必要である。 ○生物多様性の保全と持続可能な利用は人類共通の課題であり、世界的に生物多様性の喪失が進行していることから、国際的枠組み等を活用しつつ、国際的連携の強化を図るとともに、COP10 議長国として、生物多様性分野における国際的なリーダーシップを発揮していく必要がある。 <p>【有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然環境保全基礎調査において植生、動植物分布等の自然環境に関する基盤情報データを着実に蓄積することにより、またモニタリングサイト 1000 において高山帯、森林・草原、沿岸域等様々な生態系における指標生物の生息・生育状況及び無機的環境をモニタリングすることにより、生物多様性の保全に関する施策の実施に寄与できた。 ○生物多様性総合評価を行うために環境省が設置した生物多様性総合評価検討委員会において平成 21 年度に 3 回の検討会が行われ、過去 50 年の我が国の生物多様性の状況について明らかにされることで生物多様性の現状に関する理解の促進に貢献した。 ○サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、NGO 等への拠出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。平成 21 年 1 月 30 日・31 日には、東アジア及びオーストラリア各国の渡り鳥の有識者による専門家会合及び国際シンポジウムを福岡県において開催した。本会合及びシンポジウムではガンカモ類及びシギ・チドリ類の現在の生息状況を共有し、より精度の高いデータ収集と情報共有化に向けた課題を抽出して、その解決に向けたアジア地域における国際連携のあり方を探ることができた。 ○ICRI 東アジア地域会合を開催（平成 21 年 12 月：ベトナム）し、東アジアを中心とした重要サンゴ礁ネットワーク戦略の策定に向けた議論を行うなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。 ○SATOYAMA イニシアティブ準備会合を開催（平成 21 年 7 月：東京、10 月：マレーシア・ペナン、平成 22 年 1 月：パリ）し、世界各国における二次的自然地域における自然資源の持続可能な利用・管理のための取組と COP10 に向けた SATOYAMA イニシアティブの展開方策について、情報交換と議論を行い、平成 22 年 5 月に開催される生物多様性条約科学技術助言補助機関会合に提出する「SATOYAMA イニシアティブに関するパリ宣言」として取りまとめることが出来た。 ○平成 22 年 2 月に、カルタヘナ議定書に基づく「責任と救済に関する共同議長フレンズ会合」（マレーシア）及び「バイオセーフティに関する教育及び研修についての学術機関等国際会合」（つくば）の開催支援を行うことにより、これらの会議の成果が提出されるカルタヘナ議定書第 5 回締約国会議（生物多様性条約第 10 回締約国会議とあわせて我が国で開催）の成功に向けた貢献を行った。 ○企業等の事業者の民間参画を促進するため、平成 21 年 8 月に「生物多様性民間参画ガイドライン」を公表し、事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針を示した。 ○都道府県及び市町村が生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」を定める際に参考となる基本的情報を示した「生物多様性地域戦略策定の手引き」を平成 21 年 9 月に作成した。 			

	<p>○多様な主体の生物多様性に配慮した取組に関する紹介及び情報交換の場を提供するため、生物多様性をテーマとした総合展示会を福岡市（平成22年2月）と大阪市（同年3月）において開催し、生物多様性の普及啓発に寄与した（出展数：計223団体、来場者数：計24,889名）。</p> <p>【効率性】</p> <p>○第三次生物多様性国家戦略及び生物多様性国家戦略2010では、様々な要素を勘案した上で目標達成のための道筋及び様々な主体の連携が整理されており、今後の施策を円滑かつ効率的に進めることが可能となっている。</p>
--	---



<今後の展開>	
<p>○生物多様性国家戦略2010に示された各種施策を展開する。特に、我が国の生物多様性の総合評価実施・充実や、国民への普及広報・多様な主体の参画促進の強化等を行う。</p> <p>○第三次生物多様性国家戦略を踏まえつつ、我が国の自然環境の状況について、より一層充実した情報の整備を図るための取組を推進する。</p> <p>○COP10の開催に向けた取組を行う。また、COP10で議論される次期世界目標の設定等主要な議題についての議論をリードし、また各国の意見を取りまとめていくため、情報の収集、整備、発信等を行う。さらに、COP10の結果を踏まえた国際的取組を、生物多様性日本基金（仮称）も活用しつつ推進する。</p> <p>○引き続きICRI東アジア地域会合を開催して東アジアを中心とした重要サンゴ礁ネットワーク戦略を策定するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮する。</p> <p>○世界各地での自然共生社会の実現のため、各国や国際機関、NGO等と協調し、人と自然の共生を目指し、二次的自然地域における自然資源の持続可能な利用・管理の推進のための取組として「SATOYAMA イニシアティブ」を世界に提案・発信し、広く普及を図っていく。</p>	

目標 5-2	自然環境の保全・再生							
	<p>原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業と、自然再生に係る地域活動を推進するための支援を実施することで、自然環境の保全・再生を図る。</p>							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	<p>5章1節 生物多様性国家戦略及び生物多様性条約 COP10 5章3節 地域における人と自然の関係を再構築する取組 5章4節 森・里・川・海のつながりを確保する取組 6章5節 地球規模の視点を持って行動する取組</p>							
関係課・室	自然環境計画課、国立公園課							
指標の名称及び単位	<p>①(間接) 国立公園計画の点検実施済地域数[地域] ②(間接) 自然再生推進法に基づく協議会数[協議会] ③(間接) 環境省の自然再生事業実施地区数[地区]</p>							
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値	
指標	①	33	36	34	29		H21年度	57
	②	18	18	19	20	22	—	増加傾向を維持
	③	18	19	19	19	19		
目標を設定した根拠等	基準年	基準年			—	基準年の値		
	根拠等	①国立公園の57地域すべてにおいて概ね5年ごとに実施する必要がある。						

評価・分析

【達成の状況】

- 原生的な自然環境、優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境及び干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資する取組が進められ、自然再生推進法の運用及び自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られつつあり、目標達成に向けた着実な進展があった。
- 国立公園等について、我が国の生物多様性保全の屋台骨として、また、国民の自然とのふれあいの場として、適切に保護管理が進められた。第 171 回国会に提出した「自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律」(平成 22 年法律第 47 号)が平成 21 年 6 月に公布され、平成 22 年 4 月の施行のため、政省令や通知類の改正等の必要な業務を行うとともに、関係者への周知に努めた。

【必要性】

- 自然環境保全地域、自然公園等は、我が国における生物多様性保全施策の骨格を成す保護地域制度であり、国が適正な保全管理を行っていくことが必要である。
- 特に国立公園は、環境基本計画及び第三次生物多様性国家戦略において記述されているとおり、自然環境の保全及び自然とのふれあいの推進の観点から、保全管理の責任を有する国(環境省)が、国民共通の財産として、保全管理の充実を図る必要がある。さらに三位一体の改革においても、国立公園の主要な公園事業は国が実施することと整理された。
- 生物多様性保全のためには、全国的見地や国際的見地からも、里地里山の保全と持続的な利用の推進、湿地・干潟・藻場・サンゴ礁等の重要地域の保全の強化及びそれらを核とした生態系ネットワークを形成していくことが必要である。
- 平成 19 年 4 月に制定された海洋基本法及び同法に基づき平成 20 年 3 月に策定された海洋基本計画を受け、我が国の海洋生物多様性の情報の収集・整備及び保全戦略の策定、並びに関係府省と連携し、海洋保護区のあり方について明確にすることが必要である。
- かつて身近な生物であったメダカが絶滅危惧種となるなど、我が国の生態系は衰弱しつつある。このため、地域住民、専門家、NPO 等多様な主体の参画によって、残された生態系の保全、過去に失われた自然の再生・修復を行っていくことが必要である。

【有効性】

- 国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の公園計画を点検・変更した。国立公園のうち、過去 5 年間に公園計画の点検が終了した地域は、29 地域であり、全地域(57 地域)で点検を実施するという目標に対して 51%の達成率となっている。達成率が 51%にとどまっている原因は、国立公園は土地所有に関係なく指定し、法に基づく各種行為規制を課すことにより、当該地の風致景観を保護する制度であるため、公園計画の点検作業に当たっては、他の公益との調整に多大な時間を要する場合が多く、当初の目標年度までに点検作業を終えることができない場合があるからと考えられる。
- 全国で初めてとなる利用調整地区の運用を開始した吉野熊野国立公園の西大台地区において、一定のルールのもとで優れた自然環境の持続的な利用を図る取組を推進した。
- グリーンワーカー事業による海岸漂着ゴミ等の清掃、外来生物の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修、サンゴ礁保護のためのオニヒトデ等の駆除、山小屋のし尿処理施設整備に係る補助制度の活用等により、国立公園等の保全管理の充実を着実に推進した。
- 広範な関係者の参画による魅力的な国立公園づくりを進めるため、国、地方公共団体、地域住民、専門家、企業、NGO などの公園の管理運営を担う関係者が円滑に協働できる体制・手法について検討し、尾瀬、白山等6つの国立公園で管理運営体制の再構築に向けたモデル的取組を実施した。
- 地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本の地域制自然公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信するため、外国語版のパンフレットを作成した。
- 海域については、「国立・国定公園海域保全方策検討調査業務」を実施し、自然公園法改正に向けた海域の国立・国定公園の保全及び利用上の課題等を整理し、国立公園として保全すべき海域について検討した。

- 「海洋生物多様性情報整備及び保全戦略策定業務」を実施し、我が国の海洋生物多様性の情報の収集や海洋の生物多様性保全のあり方について検討した。
- 世界自然遺産について、「知床」では世界遺産委員会からの勧告を踏まえた管理計画の見直しを実施し、「屋久島」では順応的な管理の推進のための科学委員会を立ち上げるなど、管理充実を図った。また、平成22年1月にユネスコ世界遺産センターに対して小笠原諸島の世界自然遺産への推薦書を提出した。
- 里地里山については、これまで実施してきた里地里山保全再生モデル事業の成果により、地域特性に応じた、保全再生のための実践とそのノウハウの蓄積に加え、専門家、団体等のネットワークの形成が図られた。
- 自然再生事業は、計画段階から専門家、地域住民等の参画を得て実施しており、地域の自然特性に応じた細やかな取組を関係者の合意を得つつ推進することが可能となっており、自然再生事業実施区域は、自然環境学習の場として、将来にわたって市民等に活用されることが期待される。
- 自然再生推進法の運用を推進することにより、平成21年度末現在、全国で同法に基づく自然再生協議会が計22箇所(21年度単年度に2箇所)設立されている。また、同法に基づく自然再生全体構想が22箇所策定され、自然再生事業実施計画が20件(21年度単年度に3件)主務大臣に送付されている。

【効率性】

- 我が国の自然公園制度は、アメリカの国立公園などとは異なり、環境省又は都道府県が公園専用土地として土地の所有権や管理権を有せず、一定の行為制限の下で自然を保護するとともに、公園サービスを地方自治体との役割分担や民間活力の活用により提供する仕組みとなっている。このため、自然公園については、地方自治体や地域社会の理解と協力を得ながら、保護と利用の両方をバランス良く推進していくことにより、効率的に自然環境の保全を図っている。
- 自然再生事業については、基礎調査や計画段階から、様々な主体の参画を得て地元との合意形成を図っており、効率的に事業を推進している。
- 自然再生推進法の運用により、地域住民、NPO等が主体となった自然再生を効率的に推進している。



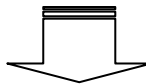
<今後の展開>

- 自然公園等において、生物多様性保全の観点からの保護施策を強化するとともに、生態系ネットワーク形成を推進する。
- 公園計画の見直しを円滑に進めるために、各地方環境事務所国立公園・保全整備課長及び同国立公園企画官会議等において、計画的な作業の実施及び早期の関係機関等との調整を指示・徹底することとする。また、都道府県自然公園行政担当者会議等において、都道府県に対し、必要な情報提供や調整への協力を求めることとする。
- 自然環境や社会状況、風景評価の多様化などの変化を踏まえ、国立・国定公園の選定基準、調査指針等の見直しを行う。国立・国定公園の指定状況についても、重点地域を定め、計画的に全国的な見直しを行う。
- 生物多様性保全上重要な価値を有する奄美地域について、国立公園の指定を視野に入れた取組を進める。
- 国と地方公共団体、地域住民、専門家、企業、NGOなどの多様な主体による国立公園の協働型管理運営体制の構築と質の高い国立公園サービスの提供に向けた取組を開始する。この中で、平成21年度までに尾瀬や白山等で実施したモデル的取組を発展させ、富士山地域等において「協働型管理運営体制構築事業」を開始するとともに、阿寒湖畔においては、地域住民とともに景観に配慮した集団施設地区づくりを検討する。
- 地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本の地域制自然公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信していく。
- 引き続き、我が国の海洋生物多様性の情報の収集・整備を進め、保全戦略の策定及び関係府省と連携して海洋保護区のあり方について検討を行う。
- 世界自然遺産地域(知床、白神山地、屋久島)に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、平成22年1月に推薦書を提出した小笠原諸島の登録を目指して外来種対策や登録の可否を評価するための調査団の受け入れを行う。また、推薦候補地として選定されている琉球諸島について保護地域の拡大や外来生物対策の推進など推薦に向けた条件の整備を進める。

- 特徴的な取組を行う里地里山の調査・分析、研修会の開催や専門家の人材登録・紹介等の技術支援を行うとともに、多様な主体が里地里山を管理し、持続的に利用する枠組みを構築する。
- 多様な主体による自然再生事業を着実に推進し、活動団体への技術的な支援や、活動の立ち上げ、情報交換等への支援を行うとともに、国民への普及啓発を図る。

目標 5-3	野生生物の保護管理							
	希少野生動植物の生息状況等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	5章3節 地域における人と自然の関係を再構築する取組 5章4節 森・里・川・海のつながりを確保する取組 5章5節 地球規模の視点を持って行動する取組							
関係課・室	野生生物課							
指標の名称及び単位	①(参考)脊椎動物分類群における評価対象種(レッドリスト作成に係る種。以下同じ。)に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数] ②(参考)昆虫分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数] ③(参考)維管束植物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数] ④(参考)保護増殖事業計画数[計画] ⑤(参考)国指定鳥獣保護区指定箇所数[箇所] ⑥(参考)特定外来生物指定種類数							
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値	
指標	①	245/ 約1350	268/ 約1350	330/ 約1350	330/ 約1450	330/ 約1450	—	—
	②	139/ 約30000	171/ 約30000	239/ 約30000	239/ 約30000	239/ 約30000	—	—
	③	1665/ 約7000	1665/ 約7000	1690/ 約7000	1690/ 約7000	1690/ 約7000	—	—
	④	37	38	38	47	47	—	—
	⑤	66	66	66	69	73	H23年度	88
	⑥	80	83	96	96	97	—	—
目標を設定した根拠等	基準年	⑤H16年度			基準年の値	⑤60		
	根拠等	⑤全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上必要な地域を指定計画に掲げたもの						
評価・分析	【達成の状況】 ○レッドリストの第3次見直し作業を実施した。種の保存法に基づく国内希少野生動植物種(オガサワラオオコウモリ)を追加指定した。国指定鳥獣保護区の指定やラムサール条約湿地の新規登録(4箇所)などの各種施策を推進するとともに、平成21年8月にとりまとめられたカルタヘナ法の施行状況の検討結果を受け、農作物の実用化分野における生物多様性影響評価に必要な情報についての考え方に関する検討・とりまとめを行った。また、外来生物法に基づき特定外来生物を新たに1種指定するとともに、特定外来生物の国内での定着防止や防除を実施するなど、目標達成に向けて一定の成果を得た。また、鳥獣保護法に基づく科学的で計画的な野生鳥獣の保護管理を推進するため、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインを改定し、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査を継続した。							

<p>評価・分析</p>	<p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○野生生物の保護によって確保される自然環境の恵沢は、国民生活の基盤となる公益性の高いものであり、国が主体的及び広域的に施策を行う必要がある。 ○特に、捕獲・採取等の圧力、生息・生育環境の悪化、外来生物による捕食や競合等による絶滅のおそれのある野生動植物種の増加、野生鳥獣による生態系や農林業等への被害の発生、遺伝子組換え生物等や外来生物による生態系への悪影響などに対し、的確かつ迅速な対応を求める国民ニーズの高まりを踏まえ、国による当該施策の必要性は高い。 ○高病原性鳥インフルエンザについては、家禽や人への感染が懸念され国民生活や産業経済への影響が甚大であることから、国による野生鳥獣の感染症対策実施の必要性は高い。 <p>【有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○継続的な調査研究の実施等により、希少野生動植物の保護対策を進めるための科学的な基盤の整備に進展が見られた。 ○国内希少野生動植物種の指定、保護増殖事業の推進などにより、希少野生動植物の保護施策に進展が見られた。 ○鳥獣保護法に基づく科学的で計画的な野生鳥獣の保護管理を推進するため、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインを改定し、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査を継続した。 ○新たに4箇所の国指定鳥獣保護区を指定するとともに、2箇所の拡大、3箇所の更新を行い、国指定鳥獣保護区箇所数は73となった。目標値に対する達成率は78%となり前年度より向上したものの、目標の達成には到っていない。その原因は、鳥獣保護区は、法に基づく各種行為規制を課すことにより当該地の鳥獣を保護する制度であるため、指定にあたっては、他の公益との調整に多大な時間を要することが多いためと考えられる。 ○カルタヘナ法に基づいて遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち競合性、有害物質の産生性、交雑性等の観点から総合的に生物多様性影響評価を行うことにより、遺伝子組換え生物等が生態系を攪乱する等の生物多様性への影響の防止が図られた。 ○外来生物法に基づいて、特定外来生物の輸入の制限、早期発見・早期対応、防除(影響緩和)等の対策が実施され、外来生物による生態系等への被害の防止が図られた。 <p>【効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○野生生物の保護管理に関する各種施策については、科学的データの収集等により、施策の対象とする種、地域についての優先順位を見極めつつ、これに従って進めることにより施策の効率性を高めている。 ○特に外来生物等による影響には不可逆的なものもあり、定着した外来生物等が個体数を急激に増加させることなどによりその影響がさらに大きくなる可能性があることから、予防的観点に立った施策の推進により外来生物等の対策の効率性が高まる。
--------------	---



<p><今後の展開></p> <ul style="list-style-type: none"> ○特に保護の必要性の高い種については、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への追加を含めた対応を進める。 ○トキの野生復帰に向けた取組を推進させるなど、希少野生動植物種の保護増殖事業の着実な推進を図る。 ○鳥獣保護法等に基づき野生鳥獣の保護管理を強化する一方、人と野生鳥獣の関係の再構築に向け、より科学的・計画的な保護管理を推進する。 ○鳥獣保護区指定計画に記載した箇所の指定を着実かつ円滑に進めるため、各地方環境事務所野生生物課長会議等において、情報の共有、計画的な作業の実施及び早期の関係機関等との調整を指示・徹底する。また、都道府県野生生物行政担当者会議等において、都道府県に対し、指定等に際して必要な情報提供や調整への協力を求める。
--

- 野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査等を引き続き実施する。
- ラムサール条約湿地の保全と賢明な利用に係る普及啓発を推進するとともに、国際的な枠組みを活用して渡り鳥等の保護を進める。
- カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の審査を適切に実施する。
- 特定外来生物等の輸入・飼養等の制限、防除事業の実施等を進めるとともに、外来生物法施行後 5 年を経過することから、同法の施行状況について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。

目標 5-4		動物の愛護及び管理						
		自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進することにより動物の愛護と適正な管理についての国民の意識の向上を図る。						
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ		5章3節 5飼養動物の愛護・管理						
関係課・室		動物愛護管理室						
指標の名称及び単位		①(間接) 都道府県等による犬ねこの引取り数[頭]						
指標年度等		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値
指標	①	392,232	374,160	336,349	315,107	集計中	—	減少傾向の維持
目標を設定した根拠等	基準年	—			基準年の値	—		
	根拠等	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)						
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○動物愛護管理に関するポスター等の作成・配付や動物愛護週間行事における中央行事の開催といった各種普及啓発事業の推進、自治体に対する技術的助言、さらに、都道府県等に引き取られた犬ねこを収容し元の飼い主へ返還又は新たな飼い主に譲渡するため施設の新改築に対する整備費補助等の取組により、都道府県等による犬ねこの引取り数が減少の傾向を維持する等、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。</p> <p>○平成 21 年 6 月にペットフード安全法が施行され、法の周知と理解を目的としたパンフレットやポスターの作成・配付及び適切な動物の飼養にかかる講習会の開催等による普及啓発を行うとともに、関係機関等の連絡・連携体制の構築を図り、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。</p> <p>【必要性】</p> <p>○都市化の進展や少子高齢化等により、ペット動物の重要性が高まる一方で、動物の虐待事件や不適正な飼養によるトラブル等の問題が顕在化しており、動物の適正な飼養管理が社会全体から望まれている。</p> <p>○動物の愛護と適正な管理を維持するため、国や都道府県等の行政のみならず、獣医師や愛護団体、動物取扱業者等の民間とも連携協力して取り組んでいく必要がある。</p> <p>○平成 21 年 6 月にペットフード安全法が施行され、問題発生防止及び問題が発生した場合の迅速な対応に取り組んでいく必要がある。</p> <p>【有効性】</p> <p>○以下の取組を通じ、都道府県等による犬ねこの引取り数の減少傾向を維持する等の成果が得られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護週間中に中央行事及び地方行事を実施するとともに、動物愛護を呼びかけるポスターや適切な飼養方法に関するパンフレット等を作成、配布することにより、広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解の深化を図った。 ・都道府県等の動物愛護管理行政担当職員の知識、技能の向上を図ることを目的とした講習会を実施し、「動物適正飼養講習会」には全国から計 54 名が、「動物適正譲渡講習会」には全国から計 142 名が参加した。 							

<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等によって引取り又は収容された犬ねこ等の返還、譲渡の促進を図るため、インターネットを活用したデータベース・ネットワークシステムを運用するとともに、動物適正譲渡講習会の実施、DVD 教材等の作成、配布等を行った。 ・改正動物愛護管理法の適切かつ着実な運用のため、動物愛護管理基本指針に基づく施策の進捗状況の点検を行うとともに、当該施策の更なる推進に向けた基礎的調査や情報収集等を実施した。 ・集合住宅を含む住宅密集地において人と犬や猫が調和した快適な居住空間の維持向上、人と犬や猫が共生できる町づくりを図るための基本的な配慮事項等をまとめた犬猫の適正飼養についてのガイドラインを作成し、広く周知した。 <p>○ペットフード安全法が施行され、法の周知や関係機関等との連携体制の構築等といったペットフードの安全確保の体制整備を行った。</p> <p>【効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○動物の愛護と適正な管理について、動物愛護週間中央行事の開催やパンフレットの配布等を環境省(地方環境事務所を含む)、地方公共団体だけでなく、民間団体と連携して行い、また、政府広報やテレビ等の多種の媒体を積極的に活用することで、より多くの国民に向け、効率的に普及啓発を行うよう努めた。 ○再飼養支援データベース・ネットワークシステムについては、インターネットを活用し、地方公共団体や民間団体等との役割分担のもと、システムへの参加自治体数の増加を図る等して効率性の向上に努めた。 ○ペットフード安全法は、全国に広く流通するペットフードの安全性を効率的に確保するため、農林水産省と共管とし、両省の地方支分局を事務局として各地方ブロック毎に連携体制を構築している。
--

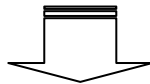


<p><今後の展開></p> <ul style="list-style-type: none"> ○動物の愛護及び適正飼養の一層の普及啓発を図るとともに、官民の連携強化等の取組に対する支援等を幅広く推進する。 ○動物愛護管理基本指針に基づく施策の進捗状況の点検等を実施するとともに、法改正から5年を目途とした制度の見直しに向けた施行状況の実態把握と、中央環境審議会動物愛護部会の下に設置した動物愛護管理のあり方検討小委員会を開催し、課題解決に向けた所要の措置について検討を行う。 ○引き続きマイクロチップを始めとする個体識別措置の普及啓発等を実施するとともに、全国数カ所でマイクロチップの普及推進事業を行う。 ○再飼養支援データベース・ネットワークシステムへの参加自治体数の増加及びシステムの一層の充実等を図るとともに、都道府県等による動物の適正譲渡の推進を目的とした講習会を開催する。【http://www.jawn.go.jp/ (収容動物データ検索サイト)】 ○継続して都道府県等における動物の収容・譲渡対策施設の整備に関する補助を行う。 ○都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識や技能の向上を目的とした講習会を開催する。 ○ペットフードの安全性に関する更なる基準・規格の策定の検討、犬ねこ以外動物のペットフードに関する適正な給餌の在り方等について動物の飼養者に対する普及啓発を行う。

目標 5-5	<p>自然とのふれあいの推進</p> <p>自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成・確保や自然とふれあうための機会や情報の提供、国立・国定公園等における公園施設の整備、温泉の適正な利用等を通じて、自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応え、自然への理解や大切にする気持ちを育成する。</p>
	<p>環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ</p> <p>第5章第2節 生物多様性を社会に浸透させる取組</p>
関係課・室	<p>自然ふれあい推進室、自然環境整備担当参事官室</p>

指標の名称及び単位		① エコツアー総覧の年間アクセス件数[件] ② (参考)自然公園等利用者数[千人] ③ (参考)パークボランティア登録人数/地区数[人/地区] ④ (参考)子どもパークレンジャー参加者数[人] ⑤ (参考)インターネット自然研究所のアクセス数(1月のアクセス数)[件] ⑥ (参考)国民保養温泉地年度延宿泊利用人数[人]						
指標年度等		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値
指標	①	606,977	831,208	871,229	1,282,362	1,115,883		22年度末時点で17年度比50%増
	②	905,269	905,668	916,845	894,798	集計中	—	—
	③	1,825/40	1,815/40	1,793/40	1,715/40	1,660/40	—	—
	④	840	1,515	2,191	1,195	1,162	—	—
	⑤	1,321,705	1,277,642	1,383,660	集計中		—	—
	⑥	14,725,041	14,415,086	11,699,874	10,498,930	集計中	—	—
目標を設定した根拠等		基準年	—		基準年の値	—		
		根拠等	—					
評価・分析		<p>【達成の状況】</p> <p>○自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、人材育成、国立・国定公園等における公園施設の整備の推進により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にす気持ちの育成が図られ、期待どおりの成果が得られた。</p> <p>○「エコツーリズム推進法」が平成20年4月に施行され、エコツーリズムに取り組む地域に対し、助言などにより支援するとともに、国が認定したエコツーリズム全体構想の下で取り組む地域を全国に情報提供(平成21年9月に埼玉県飯能市の全体構想が国の認定第1号となったところ)するとともに、人材育成、セミナー等の開催によるエコツーリズムの普及啓発に努めたことが相まって、法に基づくエコツーリズムに関する取組の拡大、浸透が図られた。</p> <p>○改正温泉法に基づき定期的な温泉成分分析及び可燃性天然ガスによる災害防止対策が進んだ。</p> <p>【必要性】</p> <p>○環境問題への関心の高まりに加え、余暇時間の拡大、都市化や高齢化の進行等により、優れた自然風景や野生生物等とのふれあいを求める国民のニーズが高まっており、これらニーズに対応する施策の必要性は高い。</p> <p>○自然とのふれあいについては、資源を持続的に保全しつつ、利用の質の向上を図るために行政の継続的な支援や普及・啓発等が不可欠である。今後とも、人材育成や自然体験活動のよりよい手法の模索等、質の高い自然ふれあい活動の提供を行っていくことが必要である。</p> <p>○国立・国定公園等の利用の基盤となる公益性の高い施設整備を行政が行い、その他の収益性のある事業を民間団体が国等の認可を受けて実施している。特に国立公園は、保全管理の責任を有する国(環境省)が、国民共有の財産として、保全管理の充実を図る必要があり、三位一体の改革においても、国立公園の保護上及び利用上重要な事業は国が実施することと整理された。</p> <p>○国民の温泉への関心が高まる中、温泉資源保護対策や温泉の掲示内容等に関する多様なニーズへの的確かつ迅速な対応を図ること、また、温泉地を訪れる国民に自然資源である温泉の利用を広く享受させるための基盤を整えることなど、国による施策の必要性は高い。</p> <p>○国民の安全・安心の確保のため、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止について、国による施策が必要である。</p> <p>○保護、災害の防止及び適正な利用によって確保される自然資源であり観光資源でもある「温泉」の恵沢は、国民の公共の福祉の増進に寄与するものであり、国が全国的な見地から調査研究を実施する必要がある。</p> <p>【有効性】</p> <p>○エコツアー総覧アクセス件数は、H20年度に100万件を突破し、平成21年度には若干減少したが、100万件を超えるアクセスがあり、国民に対しての情報提供の効果は高い。</p>						

	<p>○自然公園指導員やパークボランティアなど、自然とのふれあいをサポートする人材の育成・確保を図るとともに、都道府県等に自然に親しむ期間中の自然とのふれあいの推進を呼びかけ、自然観察会の実施、ホームページやガイドブックでの情報の提供等、自然への理解と関心を高めるための取組を積極的に実施し、自然ふれあい活動に寄与している。</p> <p>○セミナー等の開催を通じ、エコツーリズムの取組を支援し、優れたエコツーリズムが実践される土台づくりに努めている。エコツーリズムの実践は、旅行者や住民の意識が高まり、環境保全はもとより、新たな観光需要を起こす観光振興、雇用の確保や経済普及効果による地域振興、環境教育の場としての活用など、様々な効果に寄与している。</p> <p>○自然公園の利用者数は年間延べ9億人を超えており、多様な公園利用者に対応した安全・安心な利用施設を整備する等の事業は、自然学習・体験に積極的に参加する動機付けとなることから、自然とのふれあいの推進に有効な施策である。</p> <p>○可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準等を定めた温泉法施行規則の改正等により温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止等が図られ、また、温泉資源の保護に関するガイドラインの策定により温泉資源の保護対策の推進が期待される。また、現在約1,050万人の利用がある国民保養温泉地の年間延べ宿泊利用者数の維持・増加を目指し、さらに魅力ある温泉地の形成や観光の振興に寄与することは、温泉の公共的な利用上有効である。</p> <p>【効率性】</p> <p>○自然とふれあう機会や情報の提供、自然とのふれあい活動のサポートなどについては、Webサイトなどの情報提供により、効率性の向上に努めた。</p> <p>○施設整備に際して、費用便益分析等の事業評価を実施するとともに、工事コスト削減等の総合的なコスト構造改善に取り組むことにより、事業の効率性向上に努めている。</p> <p>○温泉行政に関する制度の見直しやわかりやすい掲示方法・掲示内容の検討など国民の温泉に対するニーズの多様化に対応した施策を推進することにより、自然資源である「温泉」を利用した国民保養温泉地等における宿泊利用人員数を維持するとともに、温泉の資源保護、可燃性天然ガスによる災害対策や適正利用の効率性を高めている。</p>
--	---



<今後の展開>	<p>○自然とのふれあいを求める国民のニーズは依然として高いことから、誰もが安全・安心に自然の魅力を享受できるよう公園施設のユニバーサルデザイン化及び老朽化施設等の再整備を推進する。</p> <p>○エコツーリズム推進基本方針に基づき、エコツーリズム推進法の適正かつ効果的な運用を図る。</p> <p>○温泉法の改正内容等の適正な運用を図るため、定期的な温泉成分分析及び可燃性天然ガスによる災害防止対策の周知を図る。</p> <p>○温泉の資源保護及び適正な利用のため、大深度掘削泉や未利用源泉に関する調査等を含めた温泉資源の保護対策に関する検討調査などを引き続き、積極的に展開する。</p>
----------------------	--

⑦予算事項（事務事業）について

	当該施策に関する主な法律・税制等
5-1	<p>○生物多様性基本法(平成20年法律第58号)</p> <p>○自然環境保全法(昭和47年法律第85号)</p> <p>○自然公園法(昭和32年法律第161号)</p> <p>○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)</p> <p>○二国間渡り鳥等保護条約(日米:昭和49年条約第8号、日豪:昭和56年条約第3号、日中:昭和56年条約第6号、日露:昭和63年条約第7号)</p>

- ワシントン条約(昭和 55 年条約第 25 号)
- ラムサール条約(昭和 55 年条約第 28 号)
- 生物多様性条約(平成 5 年条約 9 号)
- 生物多様性条約第 10 回締約国会議等に関する閣議了解(平成 19 年1月 16 日)
- 生物多様性国家戦略 2010(平成 22 年 3 月 16 日閣議決定)
- 生物多様性条約カルタヘナ議定書(平成 15 年条約第 7 号)

5-2

- 生物多様性基本法(平成 20 年法律第 58 号)
- 自然再生推進法(平成 14 年法律第 148 号)
- 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)
- 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)
- 海洋基本法(平成 19 年法律第 33 号)
- 海洋基本計画(平成 20 年3月 18 日閣議決定)

5-3

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)(平成 4 年法律第 75 号)
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)(平成 14 年法律第 88 号)
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)(平成 15 年法律第 97 号)
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)(平成 16 年法律第 78 号)
- ワシントン条約(昭和 55 年条約第 25 号)
- ラムサール条約(昭和 55 年条約第 28 号)
- 生物多様性条約カルタヘナ議定書(平成 15 年条約第 7 号)

5-4

- 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律 105 号)
- 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成 20 年法律第 83 号)

5-5

- エコツーリズム推進法(平成 19 年法律第 105 号)
- 障害者基本計画(平成 14 年 12 月 24 日 閣議決定)
- 観光立国推進基本計画(平成 19 年 6 月 29 日閣議決定)
- 温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)

目 標 番 号	関連する予算事項名及びその予算額(百万円)			
		H21	H22	H23 反映
5-1	① 生物多様性情報整備事業	694	0	—
	② 生物多様性保全にかかる検討会等経費	5	7	→
	③ 自然環境保全基礎調査費	250	270	→
	④ 地球規模生物多様性モニタリング推進事業費	297	500	→
	⑤ 地球規模生物多様性情報システム整備推進費	105	103	→
	⑥ 生物多様性センター維持運営費	75	72	→
	⑦ アジア太平洋地域生物多様性保全推進費	269	134	→
	⑧ 第 10 回生物多様性条約締約国会議開催準備経費	42	0	—
	⑨ 国際分担金等経費	159	1,207	→
	⑩ 「いきものにぎわいプロジェクト」推進費	213	20	×
	⑪ 生物多様性国際イニシアティブ推進関係経費	165	62	×
	⑫ 生物多様性保全活動支援事業	130	242	→
	⑬ 海洋生物多様性保全関係経費	35	58	↓

	⑭ 生物多様性基本施策関係経費	49	47	↓
	⑮ 生物多様性関連技術開発等推進事業費	36	37	→
	⑯ 自然環境保全のための土地の確保手段に関する検討調査費	4	0	—
	⑰ 第10回生物多様性条約締約国会議開催準備経費	42	0	—
	⑱ 原生的な自然環境の危機対策事業	0	10	↑
	⑲ 国際生物多様性年関連経費	0	281	×
	⑳ 生物多様性条約第 10 回締約国会議及びカルタヘナ議定書第 5 回締約国会議関係経費	0	1,413	×
	㉑ 野生動植物資源管理・利用ネットワーク事業	0	160	→
	㉒ 生物多様性国家戦略推進費	0	0	新
	㉓ 生物多様性地球温暖化対策推進事業	0	0	新
	㉔ 生物多様性の 10 年推進事業費	0	0	新
	㉕ ポスト 2010 年目標の実現に向けた COP10 主要課題検討調査費	0	0	新
5-2	① 遺産地域等貴重な自然環境保全推進費	79	108	→
	② 山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助	120	120	×
	③ 国立公園管理計画等策定調査費	14	13	→
	④ 国立公園利用適正化システム策定費	23	23	→
	⑤ 国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業費	270	270	→
	⑥ やんばる地域国立公園指定推進調査費	6	6	→
	⑦ 地方環境事務所電子政府システム維持管理更新費	5	5	↑
	⑧ 国立公園内生物多様性保全対策費	55	68	→
	⑨ 特定民有地買上事業費	244	244	↑
	⑩ 景観形成推進事業	12	0	—
	⑪ 広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進事業	26	0	—
	⑫ 国立・国定公園総点検事業	37	36	→
	⑬ 自然再生活動推進費	35	35	→
	⑭ 生物多様性センター整備費	47	0	—
	⑮ 海域の国立・国定公園保全管理強化事業費	6	95	↑
	⑯ SATOYAMA イニシアティブ推進事業費(H23 名称変更:里地里山保全活用行動推進事業費)	92	91	→
	⑰ 奄美地域国立公園指定推進調査費	24	24	→
	⑱ 国立公園等における協働型管理運営推進事業	0	55	↑
	⑲ 国立公園等における大型獣との共生推進費	51	65	↑
	⑳ 特定地域自然林保全整備	170	13	→
	㉑ 自然環境保全地域等保全対策費	3	2	
㉒ 日光国立公園「那須平成の森」管理運営体制構築事業	0	0	新	
* 温暖化影響情報集約型 CO2 削減行動促進事業(再掲 1-1)	—	—	—	
5-3	① トキ生息環境保護推進協力費	24	22	→
	② ワシントン条約対策費	9	9	↑
	③ 野生生物との共生推進費	15	12	×
	④ 希少野生動植物種生息地等保護区管理費	14	10	↑

	⑤鳥獣保護基盤整備費	102	109	→
	⑥希少種保護推進費	443	468	→
	⑦野生生物保護管理施設等整備費	334	190	→
	⑧野生生物保護センター等維持費	121	121	→
	⑨国指定鳥獣保護区対策費	59	58	→
	⑩鳥獣保護管理対策費	86	76	→
	⑪野生鳥獣感染症対策事業費	177	80	↑
	⑫遺伝子組換え生物対策費	59	59	↓
	⑬外来生物対策費	55	56	↑
	⑭外来生物対策管理事業地方事務費	41	41	→
	⑮特定外来生物防除等推進事業	327	349	→
	⑯野生生物専門家活用事業費	31	30	→
	⑰外来種防除促進のための実務者会合費	0	29	×
	⑱希少猛禽類等保護方策検討調査費	0	12	↑
	⑲今後の希少野生動植物の保全制度等のあり方検討調査費	0	0	新
	⑳特定海棲ほ乳類との共生推進事業	0	0	新
	* 風力発電施設に係る適性整備推進事業(再掲 1-1)	—	—	—
5-4	① 動物適正飼養推進・基盤強化事業	56	67	→
	② 飼養動物の安全・健康保持推進事業	45	37	↓
	③ 動物収容・譲渡対策施設整備費補助	100	100	→
	④ 動物愛護管理推進事業	10	6	↓
5-5	① 自然公園等利用ふれあい推進事業経費(H23:5-5⑬に統合)	3	3	—
	② 自然ふれあい体験学習等推進事業費 (H23:5-5⑬に統合)	5	5	↑
	③ エコツアーリズム総合推進事業費	126	126	→
	④ 「五感で学ぼう！」子ども自然体験プロジェクト	22	0	—
	⑤ 自然公園等利用推進事業費	4	4	→
	⑥ 温泉の保護及び安全・適正利用推進費	28	25	→
	⑦ 自然公園等事業(うち国立公園等整備費)	11,573	7,342	→
	⑧ 自然公園等事業(うち自然環境整備交付金)	1,358	1,200	↓
	⑨自然公園当事業(うち維持管理費及び施行関係経費)	1,679	1,681	→
	* 温泉施設における温暖化対策事業(再掲 1-1)	—	—	—

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
〇-〇-①		
〇-〇-⑥		
.		

⑨特記事項

<政府重要政策としての該当>

<当該施策に係る府省庁>

<昨年度評価書からの変更点>

⑩各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	指標
5-1①	(間接)モニタリングサイト設置数
5-2①	(間接)国立公園計画の点検実施済地域数
5-2②	(間接)自然再生推進法に基づく協議会数
5-2③	(間接)環境省の自然再生事業実施地区数
5-3①	(参考)脊椎動物分類群における評価対象種(レッドリスト作成に係る種。以下同じ。)に対する絶滅のおそれのある種数の割合
5-3②	(参考)昆虫分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合
5-3③	(参考)維管束植物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合
5-3④	(参考)保護増殖事業計画数
5-3⑤	(参考)国指定鳥獣保護区指定箇所数
5-3⑥	(参考)特定外来生物指定種類数
5-4①	(間接)都道府県等による犬ねこの引取り数
5-5①	エコツアー総覧の年間アクセス件数
5-5②	(参考)自然公園等利用者数
5-5③	(参考)パークボランティア登録人数/地区数
5-5④	(参考)子どもパークレンジャー参加者数
5-5⑤	(参考)インターネット自然研究所のアクセス数
5-5⑥	(参考)国民保養温泉地年度延宿泊利用人数
指標の解説	<p>5-1-①:モニタリングサイトとは、全国 of 自然環境の変化を早期に把握することを目的として、指標種やその生息環境等の長期的モニタリングを行う定点をいい、自然環境の変化を的確に把握するために、全国に1,000箇所程度設置するものである。</p> <p>5-2-①:29の国立公園は57の地域に分けられ、それぞれの地域毎に公園計画が作成されている。公園計画については、国立公園をとりまく自然的・社会的条件の変化に対応して、概ね5年毎に見直すこと(公園計画の点検)とされているため、過去5年間に点検を実施した地域数を指標とする。</p> <p>5-2-②:自然再生推進法第8条に基づく協議会数</p> <p>5-2-③:自然再生事業を実施している地区数(環境省直轄事業、環境省交付金事業)</p> <p>5-3-①:レッドリストの分類群のうち、脊椎動物分類群(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び汽水・淡水魚類)に係る評価対象種数に対する、同分類群において絶滅のおそれのある種(絶滅危惧Ⅰ類及び絶滅危惧Ⅱ類)に該当する種数の割合</p> <p>5-3-②:レッドリストの分類群のうち、昆虫分類群に係る評価対象種数に対する、同分類群において絶滅のおそれのある種(絶滅危惧Ⅰ類及び絶滅危惧Ⅱ類)に該当する種数の割合</p> <p>5-3-③:レッドリストの分類群のうち、維管束植物分類群に係る評価対象種数に対する、同分類群において絶滅のおそれのある種(絶滅危惧Ⅰ類及び絶滅危惧Ⅱ類)に該当する種数の割合</p> <p>5-3-④:種の保存法第45条に基づき、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長が策定した保護増殖事業計画の総数</p> <p>5-3-⑤:鳥獣保護法第28条に基づき国の指定した鳥獣保護区の面積及び箇所数</p> <p>5-3-⑥:外来生物法第2条に基づき指定された特定外来生物の種類数</p> <p>5-4-①:都道府県等において引き取った犬ねこの数</p> <p>5-5-①:エコツアー事業者、宿泊施設等の環境省が支援する情報配信ホームページの年間アクセス数</p>

	<p>5-5-②: 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の利用者数</p> <p>5-5-③: 自然観察や利用者指導等を行うパークボランティアの一地区当たりの登録人数</p> <p>5-5-④: 環境省と文部科学省が連携して実施する子どもパークレンジャー事業へ参加した小中学生の数</p> <p>5-5-⑤: インターネット自然研究所のホームページへのアクセス数(毎年度1月期)</p> <p>5-5-⑥: 自然とのふれあいを求めて、休養・健康づくり等のため国民保養温泉地に宿泊利用した人員数</p>
評価に用いた資料等	<p>5-1-①: 新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果</p> <p>5-5-⑥: 平成19年度温泉利用状況(平成20年3月)</p>



指標に影響を及ぼす外部要因	<p>5-2-①: 国立公園は、土地所有者に関係なく指定しているため、その公園計画の見直しに当たっては、土地所有者等の関係機関や地元関係自治体との調整が必要であり、これらの関係者の意思が影響する可能性がある。</p> <p>5-3-①～③: 野生動植物の種を取り巻く環境の変化や、野生動植物に係る知見・情報量が影響する。</p> <p>5-3-⑤: 利害関係者の理解や関係行政機関との調整の状況が影響する。</p> <p>5-5-②: 国民の志向や経済状況、気候や自然災害の発生等により影響を受ける。</p> <p>5-5-⑥: 国民の志向や経済状況、気候や自然災害の発生、又は温泉地に対する風評等により影響を受ける。</p>
---------------	---

平成 22 年度事後評価シート（平成 21 年度に実施した施策）

施策名	7. 環境保健対策の推進	評価年月日	平成 22 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	環境保健部 企画課長 弥元 伸也		

①施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第〇部)			平成 21 年版環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ (※366 ページ以降)		
政策(章)	2章	環境保全施策の体系	政策(章)	6章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2節	5 環境保健対策、公害紛争処理、環境犯罪対策			
その他関連する個別計画					

※環境・循環型社会・生物多様性白書「平成 21 年度環境の保全に関する施策・平成 21 年度循環型社会の形成に関する施策・平成 21 年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」から該当箇所を記載

②施策について

施策の方針	公害による健康被害について、予防のための措置を講じ、被害の発生を未然に防止するとともに、被害者に対しては、汚染者負担の原則を踏まえつつ、迅速な救済・補償を図る。				
予算動向		H19 年度	H20 年度	H21 年度	<備考>
	金額(単位:百万円)	21,206	22,352	24,159	
	一般会計	21,206	22,352	24,159	
	特別会計	-	-	-	
施策を構成する具体的手段	<p>【公害健康被害対策(補償・予防)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づく公害健康被害に対する補償と予防。 <p>【水俣病対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化及び情報発信。 <p>【石綿健康被害救済対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく、石綿による健康被害者及びその遺族の迅速な救済。 <p>【環境保健に関する調査研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されている花粉症や熱中症等の環境因子についての調査研究。 				

③施策の方針に対する総合的な評価

<p>【公害健康被害対策(補償・予防)】</p> <p>○公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進及び環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者への補償及び健康被害の予防に成果があった。</p> <p>【水俣病対策】</p> <p>○水俣病被害者救済特措法に基づき、救済措置の方針の策定を進めており、訴訟中の水俣病不知火患者会とは和解協議を行い、熊本地裁の出した所見を原告・被告双方が受け入れる等、水俣病問題の解決に向けて取り組んでいる。</p> <p>○医療手帳及び保健手帳の交付者に対する医療費等の支給、水俣病発生地域の環境福祉対策、水俣病の経験の国内外への発信を着実に進めている。</p> <p>【石綿健康被害救済対策】</p> <p>○石綿による健康被害の救済に関する法律(救済法)に基づき、平成 21 年度末までに 5,892 件(平成 20 年度末:4,552 件)</p>

が認定されており、被害者の救済は着実に進んでいる。

- 「石綿の健康影響に関する検討会」において、石綿の健康リスク調査結果(6地域)を平成 21 年度初めに取りまとめ、その結果も踏まえ、今後の石綿健康被害救済関連施策や指定疾病の見直しのための検討材料とするため、一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査(7地域)、石綿健康被害救済制度に関する海外動向調査、被認定者に関する医学的所見等の解析調査、指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査等を実施し、データや知見の集積を行った。
- 平成 21 年 10 月に「石綿による健康被害に係る医学的事項に関する検討会報告書」を取りまとめ公表した。
- 平成 21 年 10 月に「石綿健康被害救済制度の在り方について」中央環境審議会に諮問した。
- 平成 22 年3月に同審議会石綿健康被害救済小委員会において「石綿健康被害救済制度における指定疾病に関する考え方について」(案)が取りまとめられ意見募集(パブリックコメント)を行った。

【環境保健に関する調査研究】

- 花粉総飛散量や花粉飛散終息時期の予測について、前年度の結果等を基に予測モデル精緻化を進めた。
- 黄砂の健康影響についての、情報収集及び疫学調査を実施した。
- 電磁界・熱中症・紫外線については環境保健に関するマニュアル等を提供することにより、広く一般国民への普及啓発を行った。



④今後の主な課題

【公害健康被害対策(補償・予防)】

- 公健法による被認定者への補償及び公害による健康被害の予防。
- 幹線道路沿道の局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査の集計・解析。

【水俣病対策】

- 水俣病被害者救済特措法に基づく救済措置等の実施。
- 公健法の認定申請者に対する検診及び審査の実施
- 国家賠償請求訴訟の和解所見に基づく判定等の実施、和解の成立及びその他の訴訟への対応。
- 水俣病発生地域における環境福祉対策の一層の推進。
- 水俣病経験の国内外への更なる情報発信及び国際的な取組への積極的対応。

【石綿健康被害救済対策】

- 石綿による健康被害の実態について十分調査・把握し、制度の施行に反映させる。
- 平成 22 年度内に、法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

【環境保健に関する調査研究】

- スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの更なる精緻化及び、時間単位の予測の実施。
- 黄砂の健康影響について科学的検証。
- 最新の科学的知見を把握し、電磁界・熱中症・紫外線に関する科学的に正確な情報の普及啓発。



⑤今後の主な取り組み

【公害健康被害対策(補償・予防)】

- 公健法の被認定者に対する補償の確保及び療養・福祉施策の充実、並びに公害健康被害の予防を引き続き図るとともに局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)の結果をとりまとめる。

【水俣病対策】

- 水俣病被害者救済特措法に基づき、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に向けた取組を進める。
- 公健法の認定申請者の円滑な検診及び審査を促進するとともに訴訟への迅速な対応を図ることにより紛争の解決に努める。
- 水俣病発生地域の健康増進・健康不安の解消・地域社会の絆の修復の充実を図る。

○水俣病経験の普及啓発セミナーを開催する。

○水俣病に関する調査研究を推進する。

【石綿健康被害救済対策】

○石綿健康被害救済制度の見直しのため、法律の施行状況を踏まえ、諸課題について整理検討を行う。

○一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査、石綿健康被害救済制度に係る動向調査、石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査・還元等事業等を実施し、知見やデータを収集する。

【環境保健に関する調査研究】

○スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化を図るとともに、時間単位の飛散予測について予測システム試行版を構築する。

○黄砂に健康影響について知見を収集し、更なる疫学調査を実施する。

○情報収集を継続し、必要に応じて環境保健に関するマニュアルの更新を行う。



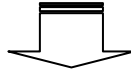
施策の 方向性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	⑤	定員要求を図る

今後の 施策の 方向性	予算要求等への反映	①-a
	機構・定員要求への反映	④・⑤

⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標7-1	公害健康被害対策(補償・予防) 公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視及び局地的大気汚染の健康影響に関する調査研究等を行うことで、迅速かつ公正な補償及び予防を図る。
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	6章6節 環境保健対策、公害紛争処理等及び環境犯罪対策
関係課・室	企画課、保健業務室
評価・分析	【達成の状況】 ○公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進及び環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者への補償及び健康被害の予防に成果があった。 【必要性】 ○公害健康被害者に対する補償を確保し、また、公害経験による教訓を活かし、健康被害の予防を図っていくことは環境行政の重大な責務である。 【有効性】 ○被認定者に対する補償を適正に実施した。また、健康被害予防事業等を実施し、健康被害の予防を図った。

	<p>【効率性】</p> <p>○公健法による被認定者に対する補償に係る事務及び保健福祉事業については、地方公共団体への事務費交付金、独立行政法人環境再生保全機構への補助金等により、各地域で必要とされている事項について着実に実施した。また、健康被害予防事業等については、地域住民のぜんそく等の発症予防、健康回復に直接つながる事業に重点化を図り、ニーズを踏まえた事業の見直しを行うなど、患者や地方公共団体の要望に適切に対応した。</p>
--	--



<p><今後の展開></p>	
<p>○公健法による被認定者に対する補償及び公害健康被害予防事業等については、地方公共団体等への事務費交付金、補助金の適切な交付により、迅速かつ公正で効果的・効率的に実施する。なお、公害健康被害予防事業においては、ソフト3事業(健康相談、健康診査、機能訓練事業)の事業実施効果を測定・把握するための調査を平成22年度より実施する。</p>	
<p>○地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係については、引き続き、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、環境汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずる。</p>	
<p>○幹線道路沿道の局地的大気汚染と健康影響との関係については、十分な科学的知見がないことから、平成17年度から小学生を対象とした学童コホート調査を、平成18年度から幼児を対象とした症例対照調査を、平成19年度から成人を対象とした疫学調査をそれぞれ実施し、得られたデータについて、集計・解析し、結果を取りまとめる。</p>	

<p>目標7-2</p>	<p>水俣病対策</p> <p>水俣病については、水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化を図る。また、水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究を進める。</p>
<p>環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ</p>	<p>6章6節 環境保健対策、公害紛争処理等及び環境犯罪対策</p>
<p>関係課・室</p>	<p>特殊疾病対策室</p>
<p>評価・分析</p>	<p>【達成の状況】</p> <p>○医療手帳及び保健手帳の交付者に対する医療費等の支給、水俣病発生地域の環境福祉対策、水俣病の経験の国内外への発信を着実に進めており、平成21年7月に公布・施行された「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づき、救済措置の方針の策定を進めており、訴訟中の水俣病不知火患者会とは和解協議を行い、熊本地裁の出した所見を原告・被告双方が受け入れる等、水俣病問題の解決に取り組んでいる。</p> <p>【必要性】</p> <p>○平成16年の関西訴訟最高裁判決を機に、新たに水俣病問題をめぐって多くの方が救済を求めており、公健法に基づく判断条件を満たさないものの救済を必要とする方々を水俣病被害者として受け止め、その救済を図ることが必要である。</p> <p>○水俣病に関する迅速かつ着実な補償、救済のため、「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)及び水俣病総合対策医療事業を円滑に実施することが必要である。</p> <p>○すべての水俣病被害者の方々が地域社会の中で安心して暮らせるようにするため、水俣病被害者に関連する医療と地域福祉を連携させた取組や地域の再生・融和(もやい直し)を推進することが必要である。</p> <p>○水俣病のような悲劇が二度と繰り返されないようにするため、次世代への教訓の継承や国内外(国内は水俣病発生地域以外にも、海外、特に水銀汚染が発生している東南アジア等の発展途上国)への情報発信を進めることが必要である。</p>

	<p>【有効性・効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水俣病被害者救済特措法に基づき、救済措置の方針を策定し、また、国家賠償訴訟においては熊本の最大の訴訟団体との和解協議を進め、和解の基本的合意が成立した。 ○「公害健康被害の補償等に関する法律」(公健法)に基づく認定者に対し、原因企業により補償が行われ、水俣病総合対策医療事業における医療手帳・保健手帳交付者に対して国及び県により医療費等の支給を実施しており、水俣病被害者の救済を進めた。 ○水俣病発生地域の環境福祉対策は、地元の地方公共団体、関係団体等のニーズを踏まえた、幅広い主体の参加により事業を展開することが求められているが、こうした考え方にに基づき胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業や離島等の僻地における医療・福祉推進モデル事業等の取組を進めており、有効かつ効率的に実施している。 ○水俣病経験の普及啓発セミナーの開催等を通じて、水俣病の経験について、国内外(国内は水俣病発生地域以外にも、海外、特に水銀汚染が発生している東南アジア等の発展途上国)への発信を進めている。
--	--



<今後の展開>	
<ul style="list-style-type: none"> ○水俣病被害者救済特措法の救済措置の方針に基づき、対象者の判定等を進めるとともに、認定審査の円滑な実施及び国家賠償訴訟の和解所見に基づく判定等の実施、和解の成立等、訴訟への迅速な対応を図ることにより紛争の解決に努める。 ○水俣病発生地域の環境福祉対策(胎児性水俣病患者等の地域生活支援、離島等の僻地における医療・福祉推進モデル事業等)及び再生・融和(もやい直し)を引き続き推進する。 ○水俣病経験を国内外へ引き続き発信する。 ○水俣病に関する調査研究を引き続き推進する。 	

目標7-3	<p>石綿健康被害救済対策</p> <p>石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。</p>
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	6章6節 環境保健対策、公害紛争処理等及び環境犯罪対策
関係課・室	石綿健康被害対策室
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○石綿による健康被害の救済に関する法律(救済法)に基づき、平成21年度末までに5,892件(平成20年度末:4,552件)が認定されており、被害者の救済は着実に進んでいる。 ○「石綿の健康影響に関する検討会」の健康リスク調査結果(6地域)を平成21年度初めに取りまとめ、その結果を踏まえ、今後の石綿関連施策や指定疾病の見直しのための検討材料とするため、一般環境経由による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査(7地域)、石綿健康被害救済制度に関する海外動向調査、被認定者に関する医学的所見等の解析調査、指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査等を実施し、データや知見の集積を行った。 ○平成21年10月に「石綿による健康被害に係る医学的事項に関する検討会報告書」を取りまとめ公表した。 ○平成21年10月に「石綿健康被害救済制度の在り方について」諮問した。 ○平成22年3月に「石綿健康被害救済制度における指定疾病に関する考え方について」(案)を取りまとめ

	<p>意見募集(パブリックコメント)を行った。</p> <p>【必要性】</p> <p>○石綿による健康被害者の多くは重篤な病気を発症するとも知らずに石綿にばく露し、自らに非がないにもかかわらず、いつどこで受けた石綿ばく露が原因か不明なまま、何の救済も受けられないまま死亡する、という状況にあったが、救済法の施行により迅速な救済措置が図られている。しかし、被害の発生状況を見ると、中皮腫の患者数は徐々に増加しており、今後しばらくは、増加すると予想されているため、引き続き迅速な救済のための措置を重点的に実施していく必要がある。</p> <p>○石綿については上記のような特殊性があることにかんがみ、健康被害者の迅速かつ安定した救済の観点から、救済給付に必要な費用については、民事責任(損害賠償責任)とは切り離し、広く事業主、国及び地方公共団体が全体で負担する必要がある。</p> <p>【有効性】</p> <p>○平成 21 年度末時点において実質 7,625 件(平成 20 年度末:6,557 件)の申請が行われ、うち 5,892 件(平成 20 年度末: 4,552 件)が認定されている。</p> <p>【効率性】</p> <p>○中央環境審議会に医学的判定のための部会、小委員会、審査分科会を設置し、効率的に医学的判定を進めている。(平成 21 年度末時点において、環境再生保全機構から医学的判定の申出を受けた 4,516 件中、4,416 件(平成 20 年度末: 3,557 件中、3,440 件)について医学的判定を実施。)</p>
--	---



<今後の展開>	
<p>○引き続き、石綿による健康被害の救済に関する法律(救済法)の着実かつ円滑な施行に努める。</p> <p>○救済法において、国は石綿健康被害の予防に関する調査研究の推進に努めなければならないこととされていることを踏まえ、平成 22 年度以降、以下の調査を実施し、知見やデータを収集する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査 ・石綿健康被害救済制度に係る動向調査 ・石綿関連疾患に係る医学的所見の解析調査・還元等事業等 <p>○法施行後 5 年以内見直しのため、法律の施行状況を踏まえた諸課題について整理検討を行う。</p>	

	<p>環境保健に関する調査研究</p> <p>近年様々な健康被害をもたらしていると指摘されており、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない環境因子について、調査研究を推進する。</p> <p>①花粉症についての情報や花粉の飛散予測等について、一般に情報提供を行い、花粉症の発症・増悪の予防を進める。</p> <p>②黄砂の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。</p> <p>③熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について、科学的な知見を収集し、一般に普及啓発を行う。</p>
<p>目標 7-4</p>	
<p>環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ</p>	<p>6章6節 環境保健対策、公害紛争処理等及び環境犯罪対策</p>
<p>関係課・室</p>	<p>環境安全課</p>

評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>①花粉総飛散量や花粉飛散終息時期の予測について、より精緻なモデルを構築できた。</p> <p>②黄砂の健康影響について、国際的知見を収集した上で疫学調査を実施し、知見の集積が進んだ。</p> <p>③電磁界についての知見をまとめた冊子「身のまわりの電磁界について」を作成した。また、熱中症・紫外線については熱中症保健指導マニュアルを作成し、広く一般国民への普及啓発を行った。</p>
	<p>【必要性】</p> <p>様々な健康被害をもたらしていると近年指摘されている上記①～③については、国民の健康に密接に関わる重要問題であり、公益性が高い。</p>
	<p>【有効性】</p> <p>①花粉飛散予測に関する調査研究の成果を生かして、花粉総飛散量や花粉飛散終息時期の予測を行うとともに、花粉症保健指導マニュアル作成を通じての情報提供を行っており、花粉症に対する政府全体の取り組みの中で重要な役割を担っている。</p> <p>②黄砂の健康影響については、知見の収集及び調査・研究を継続しており、将来的に実態が明らかになると考えられる。</p> <p>③マニュアル等に科学的知見をまとめ、広く一般国民への普及啓発を行っている。</p>
	<p>【効率性】</p> <p>関係省庁連絡会議等を活用して、各省との役割分担等の下、調査研究を推進することにより、効率的に進めている。</p>



<p><今後の展開></p> <p>①スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化を進めるとともに、スギ・ヒノキ科以外の花粉への対応を検討していく。</p> <p>②黄砂の健康影響については、専門家の助言を得つつ、引き続き知見の収集及び調査・研究を実施し、実態を明らかにしていく。</p> <p>③電磁界・熱中症・紫外線について、最新の科学的知見を把握し、必要に応じてマニュアル等を更新し、普及啓発をより一層進めていく。</p>

⑦予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等				
公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)				
石綿による健康被害の救済等に関する法律(平成18年法律第4号)				
目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(百万円)	関連する予算事項名及びその予算額(百万円)		
		H21	H22	H23 反映
7-1	①公害健康被害補償基本統計調査費	5	4	→
	②環境保健サーベイランス調査費（環境影響等調査）	143	167	→
	③局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査	700	285	×
	④公害健康被害補償給付支給事務費交付金	1,172	1,177	→
	⑤公害保健福祉事業助成費	59	60	↑
	⑥公害健康被害補償基礎調査費	12	12	→
	⑦自立支援型公害健康被害予防事業推進費	205	200	→
	⑧自動車重量税財源公害健康被害補償に係る納付金財源交付	9,841	9,624	→

	※イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究（再掲：9-3）	4	4	→
	※イタイイタイ病及び慢性砒素中毒発生地域住民健康影響実態調査費（再掲：9-3）	2	5	↑
7-2	①水俣病総合対策関係経費	6,717	7,116	→
	②水俣病対策地方債償還費	4,367	4,475	→
	※水俣病に関する総合的研究（再掲：9-3）	37	56	→
	※国立水俣病総合研究センター（再掲：9-3）	772	573	→
7-3	①石綿問題への緊急対応に必要な経費	759	795	→
7-4	①大気汚染物質等健康影響評価事業費	27	30	→
	②環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査費（再掲：9-3）	6	3	→

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
7-1 ③	予定の終期通り	—

⑨特記事項

<p><政府重要政策としての該当></p> <p><当該施策に係る府省庁></p> <p><昨年度評価書からの変更点></p>

⑩各目標に設定された指標について

目標番号及び指標名		
指標の解説		
評価に用いた資料等		



指標に影響を及ぼす外部要因	
---------------	--

平成 22 年度事後評価シート（平成 21 年度に実施した施策）

施策名	8. 環境・経済・社会の統合的向上	評価年月日	平成 22 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	総合環境政策局 総務課長 川上 尚貴		

①施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第 2 部)			平成 21 年度版環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ (※359ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	6 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	4 地域における環境保全の推進 他			
その他関連する個別計画					

※環境・循環型社会・生物多様性白書「平成 21 年度環境の保全に関する施策・平成 21 年度循環型社会の形成に関する施策」から該当箇所を記載

②施策について

施策の方針	市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり、環境保全の人づくり・地域づくりの推進を通じて、環境的側面、経済的側面、社会的側面が統合的に向上する持続可能な日本社会を生み出す。				
予算動向		H19 年度	H20 年度	H21 年度	<備考>
	金額(単位:百万円)	1,169	5,154	263,128	
	一般会計	1,169	5,154	263,128	
	特別会計		0	0	
施策を構成する具体的手段	【経済のグリーン化の推進】				
	○事業活動に環境配慮を織り込むための手法や取組内容の評価手法の開発・普及、金融のグリーン化の促進及び環境保全に取り組む企業が高く評価されるような社会的基盤の整備、エコアクション21の取得促進等事業者の自主的な環境保全活動の推進。				
	○環境ビジネスの市場規模等の調査など環境ビジネスに関する基礎調査の実施。				
	○国等及び地方公共団体におけるグリーン購入の推進及びその基準となる基本方針の見直しや説明会の実施、適切な環境情報のあり方検討、及びグリーン購入地域ネットワークの構築やライフサイクルアセスメントを用いた情報提供手法の検討等、環境に配慮した製品・サービスの普及促進。				
	○二酸化炭素の排出量等に応じて課税する地球温暖化対策税やその他の地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策、公害防止等のための税制上の措置についての検討及び順次導入。				
○国及び独立行政法人等における環境配慮契約の推進及びその基準となる基本方針の見直しや説明会の実施等、環境配慮契約の推進。					
○温室効果ガスの排出削減に資する商品・サービスの購入・利用や省エネ行動によりポイントが貯まり、そのポイントの量に応じて、商品等の経済的価値のあるものと交換できる仕組みである、エコ・アクション・ポイントの推進。					
【環境に配慮した地域づくりの推進】					
○地域における環境保全のために策定される計画のうち、模範となるような計画の策定及び実施の支援。地方公共団体における環境問題に関する先進的な施策事例等の収集、ウェブ上での情報提供。					
○公害の早急な解決、未然防止を図るための公害防止計画に基づく各種の公害防止施策の推進。					
【環境パートナーシップの形成】					
○国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体間のネットワークの構築を通じた、環境保全のための情報の集積・交換・提供の推進。					
【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】					
○環境カウンセラー等の人材の育成、こどもエコクラブによる環境教育・環境学習の場や機会の提供、環境教育・環境学習に関する情報提供、環境学習プログラムの整備等、全ての年齢層を対象にした環境教育・環境学習の推進。					

③施策の方針に対する総合的な評価

【経済のグリーン化の推進】

- 平成 21 年度においては、環境配慮促進法の施行状況の評価・検討に関する報告書に沿って、環境報告書の表彰制度の実施や環境報告書に関する情報提供サイトの開設等、環境に配慮した事業活動を一層促進するための施策を実施した。また、特に中小企業の環境配慮型経営を促進する仕組みである「エコアクション21」については、5 年ぶりに内容の見直しとガイドラインの改訂を行い、質の向上と更なる普及拡大に取り組んだ。認証登録事業者数も年々増加しており、厳しい経済情勢の中でも中小企業における環境配慮型経営は除々に普及してきている。環境報告書作成割合については、増加傾向に回復した。
- 環境ビジネスに関する基礎調査として、我が国における環境産業の市場規模及び雇用規模の推計を行うとともに、環境産業に係る景況感等の把握手法を検討した。検討の一環として「環境経済観測」の試行的なアンケート調査が実施され、我が国の環境産業全体について今後 10 年間発展していくものと考えている企業が多いこと、業況 DI について全ての産業を対象とした日銀短観結果に比べ相対的に良い状態にあること等が判明した。
- グリーン購入法の対象品目として、11 品目の追加、1品目の削除と 41 品目の基準の見直しを行うとともに、地方公共団体の事業者向けの説明会を開催し、約 2,000 人の参加を得た。また、環境情報の適切な提供方法について整理した環境表示ガイドラインの普及促進に努めた。これらの施策により、目標達成に向け一定の進展があった。
- 環境配慮契約法制度について全国で説明会を実施し、国・独立行政法人・地方公共団体の調達担当者等 3000 名程度の参加を得、一定の進展があった。
- エコ/SRI ファンドの公募投資信託の純資産残高は平成 17 年度の 3,084 億円から平成 21 年度に 6,148 億円へと増加し、設定数は 36 から 80 へ大幅に伸びている。エコ/SRI ファンドの普及に向け、エコファンド組成に係る調査費等の費用への補助や、中央環境審議会に「環境と金融の在り方について」諮問し、「環境と金融に関する専門委員会」において新たな金融的手法の検討など、環境金融の促進策について検討を行った。
- 税制上の措置を通じて環境配慮の向上に資することができ、平成 22 年度税制改正大綱(平成 21 年 12 月 22 日閣議決定)においても、「地球温暖化対策のための税については、(中略)平成 23 年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めます。」とされ、所得税法等の一部を改正する法律(平成 22 年法律第六号)においても同様の規定が盛り込まれた。
- 平成 21 年度のエコ・アクション・ポイントモデル事業においては、全国型事業 3 件、地域型事業 6 件が公募で採択され、20 年度に開始したエコ・アクション・ポイントの本格展開に向け、システムの立ち上げ及び拡充を支援した。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

- 環境省ホームページ上で地域づくりに関する情報の充実を図った。
- 低炭素地域づくり面的対策推進事業については、各地域において実効性の高い二酸化炭素削減目標を掲げた地域計画が策定され、計画に基づいた事業が実施された。今後は対象地域における計画の進捗状況、事業の効果を把握することにより、事業の効果を一層高める必要がある。
- 環境と経済の好循環のまちモデル事業は、事業による CO₂ 削減効果が見られ、目標数値を達成するなど一定の成果をあげた。今後は、対象地域と連携し、事業の効果をより一層高める必要がある。
- 公害防止計画に基づいて各種の公害防止施策が講じられた結果、計画地域として指定されている市区町村数は減少傾向を維持しており、公害の解決という目標達成に向け進展があった。
- 平成 20 年 6 月の温対法の改正により、都道府県、政令市、中核市及び特例市に対し、現行の地方公共団体実行計画を拡充し、従来の地域推進計画に相当する区域全体の自然的社会的条件に応じた施策を盛り込むことが義務付けられた。このため、対策・施策の立案の考え方を示した「地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定マニュアル(区域施策編)」を発表し、併せて、自治体に対する説明会及び研修会を開催した。また、地方公共団体実行計画に基づき、各自治体の実施する取組を支援するため、地域グリーンニューディール基金、中核市・特例市グリーンニューディール基金を創設した。

【環境パートナーシップの形成】

- 環境パートナーシップの形成については、地球環境パートナーシッププラザ(以下、プラザという)／地方環境パートナーシップオフィス(以下、地方 EPO という)の活性化を通じ、パートナーシップについての理解が各主体に広がり、地域でのパートナーシップ促進の取組を展開・支援する素地が形成されたが、具体的な企業、NPO、地域コミュニティ、行政とのパートナーシップ事業の形成、情報発信がまだ十分ではない。また、環境政策の企画・立案における民間団体の参画については、政策提言の動きは定着してきているが、政策提言能力の向上や官民協働での政策形成については、他部局との連携の強化や環境パートナーシップオフィスの業務を強化・充実を図るなどにより取組の強化が求められている。

【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

- 環境教育・学習による環境保全意識の醸成については、こどもエコクラブ事業や我が家の環境大臣事業等を通じた場や機会の拡大、環境教育指導者育成事業や環境カウンセラー事業等を通じた指導者の育成、環境教育データベース総合整備事業等を通じた情報提供等により国民各界各層に対する環境教育が推進され、目標達成に向けて進展があった。
- わが国における「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」実施計画において初期段階における重点的取組事項として掲げられている「高等教育機関における取組」の一環として、国際的に活躍する環境リーダーの育成を具体化するために平成20年3月に策定した「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」に基づき、産学官民の連携による環境人材育成の取組を促すプラットフォームとしての「環境人材育成コンソーシアム」設立に向けた取組、大学で活用できる環境人材育成のモデルプログラムの開発、環境人材育成に取り組むアジアの大学院のネットワーク化を実施した。また、同じく初期段階における重点的取組事項として掲げられている「地域における実践」に関しては、平成18年度から20年度に実施したモデル事業を通じて明らかとなった課題を踏まえ、ESD活動の登録制度やESDコーディネーターの育成に関する検討を実施した。



④今後の主な課題

【経済のグリーン化の推進】

- 事業活動における一層の環境配慮の組み込みを促すための情報戦略等の手法の開発・普及、提供された環境情報等を投融資の判断要素に組み入れる金融手法の普及促進、投資家等の環境金融への理解と環境に良い企業への投融資を図るため金融グリーン化の普及促進の検討。
- 中小企業を中心に環境配慮型経営の更なる普及促進。企業の環境への取組状況が明示的に把握でき、かつ企業側も情報開示を積極的に実施していくような情報提供の形を検討。さらに、開示される環境情報の質の向上と環境報告書の更なる普及促進。
- より効果的なグリーン購入の促進のための特定調達品目や判断の基準の見直し、小規模な地方公共団体のグリーン購入の取組の遅れへの対応。
- 環境配慮型製品の信頼性向上のための製品テストや検証制度、適切な環境の情報提供方法の検討。
- 引き続き、環境配慮の向上に資するような税制上の措置の実施に努めるとともに、地球温暖化対策税についても、平成23年度の実施に向けて、検討。
- 契約類型の追加を含む、更なる環境配慮契約の促進。環境配慮契約の義務対象機関である国及び独立行政法人等の着実な実施、努力義務対象機関である地方公共団体等への普及促進。
- 経済的に自立した民間主導によるエコ・アクション・ポイントのビジネスモデル確立を目指し、まずは広く国民と事業者に参加を促すような周知を検討。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

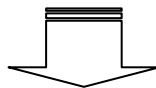
- 低炭素型の地域づくりをはじめとする環境に配慮した地域づくりの一層の支援、利用者のニーズに対応した情報提供、コミュニティ・ファンド等の市民出資・市民金融の発展方策の検討、残された公害防止計画策定地域の公害の解消及び地域が抱える環境問題に的確に対応するための、総合的な計画制度のあり方に関する検討、温対法の改正で義務となった地方公共団体全ての地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策)策定を支援することが課題。

【環境パートナーシップの形成】

- NPO等の政策提言能力の向上、プラザ等の体制・機能の充実、NPO等の経済的に自立した活動展開の支援など、パートナーシップによる環境問題解決に向けた取組の支援が課題。

【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

- 個々人の環境保全の意識の向上を具体的な行動に結び付けること、環境教育の地域間格差を解消するためのプログラム整備、わが国における「国連ESDの10年」実施計画に掲げられている「高等教育機関における取組」及び「地域における実践」を充実することが課題。



⑤今後の主な取組

【経済のグリーン化の推進】

- 環境報告ガイドラインや環境会計ガイドラインのより一層の普及と、環境情報の有用性や開示情報の利活用を図るため、各ガイドラインの見直しに取り組む。
- 中央環境審議会環境と金融に関する専門委員会の報告書を踏まえ、①リースの活用による低炭素機器の普及促進、②年金基金による環境配慮投資の促進、③有価証券報告書等を通じた投資家への環境情報開示の促進、④日本版環境金融行動原則の策定支援等の金融のグリーン化に取り組む。
- 中小企業の環境マネジメントシステムであるエコアクション 21 について、産業廃棄物の適正処理などの環境法令の遵守の把握など審査の一層の適正化に努めつつ、その普及を推進する。
- 環境産業の景況感等を把握する「環境経済観測」を本格実施するとともに、引き続き環境産業市場規模等の推計を行う。また、これらの環境と経済の関係に関する情報(環境経済情報)を体系的に整理し、インターネット等を通じて広く情報提供していく。
- 地方公共団体に向けてグリーン購入の具体的な取組手法などを紹介したガイドラインを用いて、小規模な地方公共団体への取組の推進を図るなど、環境に配慮した製品・サービスの普及促進に係る施策を実施する。
- 古紙偽装問題等による環境配慮型製品の信頼性失墜に対し、製品テストの実施及び信頼性確保に係る施策を検討・実施していく。
- 環境配慮の向上に資する税制上の措置を実施するとともに、地球温暖化対策税についても、平成 23 年度の実施に向けて、検討を進める。
- より効果的な環境配慮契約の促進のための基本方針等の見直し。環境配慮契約の義務対象機関である国及び独立行政法人等の着実な実施の確保、努力義務対象機関である地方公共団体等に対し、説明会の開催や先進事例パンフレットの作成・配布等による普及促進。
- エコ・アクション・ポイントについては、平成 22 公募により採択されたモデル事業(全国型1件)を通じて、幅広い国民と企業の参加を得て、次年度以降は経済的に自立した民間主導のエコポイントビジネスモデルの確立を目指す。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

- 公共交通を中心とした低炭素型の地域づくりに向けた計画の策定や事業の実施に対する支援を進めるとともに、環境省ホームページ上での地域づくりに関する情報の更なる充実を進める。また、公害防止計画による施策の推進を図るとともに、制度の見直しに向けた検討を行う。
- コミュニティ・ファンド等の市民出資・市民金融を活用した環境保全活動の促進策をより具体的に検討する。
- 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル」に関する地方公共団体からの疑問・質問に対応することで、実行計画策定の支援を行う。また、集約型都市構造の実現等の都市計画との連携を図る対策・施策についての実施手法等を検討し、得られた最新の知見を地方公共団体に対して提示していく。

【環境パートナーシップの形成】

- 地方環境事務所、地方EPOと連携したセミナー等の開催による NPO の政策提言能力の向上の支援、地方環境事務所・プラザ・地方 EPO と関係機関との連携の強化、NPO 等が経済的に自立した活動を展開できるようにするための支援などを行う。

【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

- 引き続き、環境教育の場や機会の拡大、人材育成、プログラム整備、情報提供等を進めるとともに、わが国における「国連 ESD の 10 年」実施計画に掲げられている「高等教育機関における取組」及び「地域における実践」を更に推進していく。



施策の方向性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
⑤	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	①-a
	機構・定員要求への反映	⑤

⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 8-1	経済のグリーン化の推進							
	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、「環境と経済の好循環」を実現することにより、「健やかで美しく豊かな環境先進国」を目指す。							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	6章8節 社会経済のグリーン化の推進に向けた取組							
関係課・室	環境経済課・環境計画課							
指標の名称及び単位	①環境ビジネスの市場規模[兆円] ②環境ビジネスの雇用規模[万人] ③地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率[%] ア. 地方公共団体 イ. 上場企業 ウ. 非上場企業 ④(間接)ISO14001、エコアクション 21 等の登録事業者数[事業者] ⑤(間接)エコ/SRI ファンドの設定数、純資産残高[億円]及びその割合[%] ⑥(間接)環境報告書公表企業(上場/非上場)[%] ⑦(間接)環境会計実施企業(上場/非上場)[%]							
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値	
指標	①	約 58	約 66	約 69	約 75	調査中	H32年度	約 50 増
	②	約 137	約 144	約 130	約 176	調査中	H32年度	約 140 増
	③ ア	44.2	(※) 76.1	76.2	76.0	76.0	H22年度	100
	イ	60.8	66.8	77.5	77.8	調査中	H27年度	約 50
	ウ	52.2	56.5	70.3	70.7	調査中	H27年度	約 30
	④	18,809	21,224	22,836	24,035	25,043	平成 27 年度 ※エコアクション 21 登録事業者	6,000 社 ※エコアクション 21 登録事業者
	⑤	36/3,084 億円/0.35%	48/5,682 億円/0.52%	73/9,063 億円/0.86%	80/4,432 億円/0.55%	80/6,148 億円/0.63%	—	—
	⑥	47.0/24.6	51.8/28.0	48.8/26.9	51.6/29.3	調査中	—	—
⑦	37.5/22.7	39.8/22.4	37.2/20.0	36.4/19.9	調査中	—	—	
目標を設定した根拠等	基準年	① ②H 18 年度 ③、⑥、⑦H13 年度		基準年の値	①「 70 ②約 140 ③ア 23.6 イ 15.3 ウ 11.8 ⑥約 30/約 12 ⑦約 23/約 12			
	根拠等	① ②:新成長戦略、⑥、⑦:循環型社会推進基本計画						
評価・分析	【達成の状況】 ○環境産業の市場規模及び雇用規模については、最近の傾向として継続して拡大基調にある。 ○平成 21 年度においては、環境配慮促進法の評価・検討に関する報告書に沿って、環境報告書の表彰制度の実施や環境報告書に関する情報提供サイトの開設等、環境に配慮した事業活動を一層促進するための施策を実施した。また、特に中小企業の環境配慮型経営を促進する仕組みである「エコアクション21」については、5 年ぶりに内容の見直しとガイドラインの改訂を行い、質の向上と更なる普及拡大に取り組んだ。認証登録事業者数も年々増加しており、厳しい経済情勢の中でも中小企業における環境配慮型経営は徐々に普及してきている。環境報告書作成割合については、増加傾向に回復した。 ○グリーン購入法の対象品目として、11 品目の追加、1 品目の削除と 41 品目の基準の見直しを行うとともに、地方公共団体の事業者向けの説明会を開催し、約 2,000 人の参加を得た。また、環境情報の適切な提供方法について整理した環境表示ガイドラインの普及促進に努めた。これらの施策により、目標達成に向け一定の進展があった。							

- 環境配慮契約法制度について全国で説明会を実施し、国・独立行政法人・地方公共団体の調達担当者等3000名程度の参加を得、一定の進展があった。
- エコ/SRIファンドの公募投資信託の純資産残高は平成17年度の3,084億円から平成21年度に6,148億円へと増加し、設定数は36から80へと大幅に伸びている。エコ/SRIファンドの普及に向け、エコファンド組成に係る調査費等の費用への補助や、中央環境審議会に「環境と金融の在り方について」諮問し、「環境と金融に関する専門委員会」において新たな金融的手法の検討など、環境金融の促進策について検討を行った。
- 税制上の措置を通じて環境配慮の向上に資することができ、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)においても、「地球温暖化対策のための税については、(中略)平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めます。」とされ、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第六号)においても同様の規定が盛り込まれた。
- 平成21年度のエコ・アクション・ポイントモデル事業においては、全国型事業3件、地域型事業6件が公募で採択され、昨年度に開始したエコ・アクション・ポイントの本格展開に向け、システムの立ち上げ及び拡充を支援した。

【必要性】

- 地球温暖化問題や廃棄物・リサイクル問題をはじめとする今日の環境問題に対処するためには、従来型の規制的手法のみでは解決が困難であり、税制等の活用や、環境等の社会的課題に対して積極的に取組む事業者に必要な資金が流れやすくするための金融機能の活用、環境報告書や環境会計のガイドライン等を活用した事業者の自主的な環境保全活動を促進するためのツールの作成・普及による、事業者の自主的取組の一層の促進が必要となっている。環境基本計画においても、環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上が、環境政策の大きな柱として位置付けられているところであり、経済活動における環境配慮の徹底に資する本施策が必要である。
- 今日の環境問題を解決し、持続可能な社会経済を実現するためには、環境保全に資する技術・製品・サービス等を提供する環境ビジネスの発展が果たす役割は大きい。「21世紀環境立国戦略」(平成19年6月閣議決定)においても「車の両輪として進める環境保全と経済成長・地域活性化」として環境と経済の両立を図ることの重要性を訴えており、また「戦略8 環境立国を支える仕組みづくり」として環境保全の取組が市場で適正に評価される仕組みづくりや政府の率先した取組の推進等により、環境立国に向けた人々の自主的積極的な取組や創意工夫を最大限に引き出すために、市場メカニズムの活用等の検討と企業行動等における環境配慮の普及・促進が挙げられている。
- 持続可能な社会経済を実現するには環境負荷の低減に資する環境配慮型製品等の普及を図る必要があるが、そのためには、各主体が環境配慮型製品等に対する認識を共有することが第一に必要である。その上で消費者は環境配慮型製品の選択に努め、事業者はその選択を促すための製品の環境情報を消費者に提供し、また事業者自身も環境に配慮した製品やサービスを積極的に購入することが求められる。国はこのような情報の受発信が適切に行われるように、環境物品等の情報収集・整理を行うとともに、国内市場に大きな影響力を有する購入主体として、環境物品等の調達を推進することによりこれらの需要の拡大を図る必要がある。
- 持続可能な社会経済を実現するために、契約の段階において環境負荷の低減に配慮することによって、温室効果ガス等の排出の削減を図ることは大変重要な課題である。国等は、通常の経済主体として国民経済に大きな位置を占めており、また国等の契約の在り方は他の主体の契約の在り方に対しても大きな影響力を有しているため、国等が温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を行うことによる市場への波及効果は極めて大きい。そのため、国等が具体的に取り組む環境配慮契約の種類や内容、手続等を基本方針等において示して、その普及を図る必要がある。
- 低炭素社会形成のためには、特に近年の増加が著しい業務・家庭部門の温室効果ガス削減が必要不可欠であり、そのためには、国民一人ひとりのライフスタイル等の変革を図っていくことが必要不可欠である。

【有効性】

- 事業者の自主的な環境保全活動の推進については、環境報告ガイドラインを通じた普及促進等により、環境報告書を作成する企業が概ね増加傾向にある。
- 環境マネジメントシステムの構築については、代表的な規格であるISO14001の認証取得件数は2万

件を超えており、世界的に見ても取組が進んでいる。また、エコアクション 21 に取り組む事業者数については、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターが実施している認証制度における認証登録数が、平成 22 年 3 月末現在で 4,500 件を超えている。

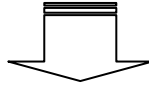
- 環境に配慮した製品・サービスの普及促進については、平成 20 年度に全国 1,852 の地方公共団体を対象としてグリーン購入の取組状況についてアンケート調査を実施したところ、町村のみでは 64.4% (平成 18 年度 63.5%) と若干遅れているものの全体では 76.0% (平成 18 年度 76.1%) の実施率となっている。(※なお、平成 18 年度からアンケートの設問を、紙類や文具など品目別に分けて実施率を問うものに変更しており、どれか一つ該当すれば実施しているものとみなした。)
環境物品等の市場形成状況では、平成 20 年度における特定調達物品等の市場占有率が、調査等から把握可能な品目については全て、グリーン購入法施行前の平成 12 年度より上昇しているなど、環境物品等の市場の拡大は着実に進展している。
- 環境ビジネスの振興については、平成 12 年度現在の市場規模は約 41 兆円、雇用規模が約 106 万人 (平成 14 年度調査) であったものが、平成 20 年度現在で、市場規模が約 75 兆円、雇用規模が約 196 万人 (平成 21 年度調査) に増加している。具体的には、例えば、太陽光発電システムについては、平成 20 年度の市場規模は約 4,700 億円であり、電力買取制度や住宅補助金制度など環境政策の導入の効果もあって、12 年度比 7 倍近くに成長している。また、地球温暖化に関する社会的な関心が高まる中で、消費者の環境問題に対する意識や企業の CSR に対する意識などが変わってきたことにより、環境配慮が企業の競争力につながるようになり、そうした中で、様々な産業において生産プロセス・製品・サービスの環境配慮が進み、環境ビジネスは環境規制を超えて多様化・拡大している。
- 経済的手法の活用については、例えば、環境性能に優れた自動車に対する税制優遇措置等により、低公害車の保有台数が、平成 20 年度末で 1,765 万台と増加している。
- 環境配慮契約の基本方針等の内容を、地方支分部局を含めた国の機関や独立行政法人、地方公共団体等に周知して、取組みを普及する必要があるとあり、周知するための説明会を全国 47 都道府県で開催し、合計 3000 人以上の参加を得た。
- 国民一人ひとりのライフスタイル等の変革を図るためには、21 世紀環境立国戦略や京都議定書目標達成計画に盛り込まれた、国民一人ひとりの温暖化対策行動に経済的インセンティブを付与する取組であるエコ・アクション・ポイントが有効である。

【効率性】

- 事業者の自主的な環境保全活動の推進に関する施策の成果は、様々な分野での環境政策の一層の展開にいかされるものである。また、事業者の自主的な環境保全活動の推進に関する施策は、国が調査研究やガイドライン策定等の環境整備を行うことで、企業等に対し環境配慮への取組を促進するよう働きかけるものであり、実際の環境保全活動そのものは事業者の自主的な取組により行われるという点において、効率的である。
- 環境ビジネスの振興については、指標①にあるとおり、環境ビジネスの市場規模が今後とも拡大することが期待される。このような状況において、本施策は規制等ではなく、情報提供、基盤整備等の施策の展開を通じて、企業の自主的な取組を促し、環境産業を活性化することにより、持続可能な社会の構築を目指すとともに、我が国の経済活性化、さらには雇用の創出にも資するものであり、実際の環境保全活動は事業者の自主的な取組により行われるという点において、効率的である。
- 環境に配慮した製品・サービスの普及促進については、環境への配慮に関して意識の高い一部の事業者や消費者がグリーン購入に取り組んでいるものの、社会全体での取組は十分とは言えない。このような状況において、経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国等又は公的部門が、環境物品等を率先して購入することは、市場規模の拡大など、その波及効果が市場にもたらされるとともに、その取組が地方公共団体や民間部門へ普及する呼び水となるものであり、効率的な手法である。
- 地球温暖化対策税等の経済的手法は、市場メカニズムを通じて制度の対象者全体の対策費用を最小化することが可能であるとともに、直接的に事業を実施するものではなく、必要最低限の行政コストで実施できるものであるため効率的と考えられる。
- 環境配慮契約については、その考え方は、まだ普及していない。このような状況において、経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ他の主体の契約の在り方にも大きな影響を有する国

が、環境配慮契約に率先して取り組むことは、波及効果が市場にもたらされるとともに、その取組が地方公共団体や民間部門へ普及する呼び水となるものであり、効率的な手法である。

○エコ・アクション・ポイントは、ポイント原資や運営費を公に依存していないことを前提としており、ビジネスモデルの中で自立的に循環するという点で事業効率がよい。



<今後の展開>

- 事業者の自主的な環境保全活動の推進においては、事業活動に環境配慮を組み込む手法や取組内容の評価手法の開発・普及、環境に配慮した「お金」の流れを拡大するための金融グリーン化の更なる促進及び環境配慮促進法等に基づいた公的法人、民間事業者等あらゆる主体による環境配慮の取組を促進することを課題としている。
- 平成22年度においては、平成21年度に改訂したエコアクション21について、環境マネジメントの促進を図るため引き続き普及推進を図ると共に、更なる普及拡大のための方策調査を行う。また、中小企業の環境マネジメントシステムであるエコアクション21について、産業廃棄物の適正処理などの環境法令の遵守の把握など審査の一層の適正化に努めつつ、その普及を推進する。なお、エコアクション21を持続可能な形で運営していくことができるよう、中央事務局・地域事務局による自主的な運営に対して一定の助言や支援を行っているところであり、引き続きこのような取組を続けてまいりたい。
- 環境に配慮した金融については、財政投融资や利子補給等を活用することで環境に配慮する企業への低利融資を引き続き行うと共に、中央環境審議会環境と金融に関する専門委員会の報告書を踏まえ、①リースの活用による低炭素機器の普及促進、②年金基金による環境配慮投資の促進、③有価証券報告書等を通じた投資家への環境情報開示の促進、④日本版環境金融行動原則の策定支援等の金融のグリーン化を推進する。
- さらに、平成20年度に行った環境配慮促進法の評価・検討も踏まえ、更なる環境情報の有用性や開示情報の利活用を図るため、環境報告ガイドラインや環境会計ガイドラインの改訂等も含めた環境報告書の普及促進策を図る。
- 環境ビジネスの振興については、引き続き環境ビジネスの市場規模及び雇用規模についての調査や、「環境にやさしい企業行動調査」、「環境経済観測」等の調査を行い、現状の把握を行うとともに、エコジャパンカップの開催等を通じ、優れた環境ビジネスのアイデアを発掘する。
- 環境に配慮した製品・サービスの普及促進については、さらに効果的かつ効率的に持続可能な社会の構築を図るため、環境負荷低減効果、環境物品等の市場形成への効果の観点から国等によるグリーン購入の効果の評価し、今後の取組に反映する。また、製品テストの実施等により、環境配慮製品の信頼性確保を図る。
- 環境配慮契約については、その環境負荷低減効果や普及状況を踏まえ、環境配慮の内容・手続を具体的に定める契約類型の追加も含め、基本方針等の内容を見直していく。あわせて、地方公共団体等への環境配慮契約の普及を図る。
- 経済的手法の活用については、環境配慮の促進に効果を挙げている税制上の措置を引き続き実施するとともに、地球温暖化対策税を含めさらに効果的な方策について、検討する。
- エコ・アクション・ポイントについては、全国型のモデル事業では、多様な企業の参画を得た事業として本格展開し、幅広い国民の参加を促進する。地域型事業では、20年度モデル事業の成果を踏まえ、採択事業の周辺地域や関連事業者内での拡大等を通じて他地域での普及・拡大を図る。

目標 8-2	環境に配慮した地域づくりの推進
	情報提供の充実等により、地域に対する取組支援と地域間の連帯を進め、環境に配慮した地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止に努め、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	6章5節 地域における環境保全の推進
関係課・室	環境計画課

指標の名称及び単位		①(間接) 地域環境総合計画策定団体率[%] ②(間接) 環境と経済の好循環のまちモデル事業実施に伴う CO ₂ 排出削減量[CO ₂ 換算ト]						③(間接) 公害防止計画策定地域を構成する市区町村数 (地域数)	
指標年度等		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値	
指標	①	23.4	30.7	34.8	43.8	49.3	—	増加傾向を維持	
	②	7,300	11,000	19,700	26,100	—	H21 年度	48,000	
	③	287(32)	246(31)	176(31)	176(31)	175(30)	—	減少傾向の維持	
目標を設定した根拠等		基準年			基準年の値				
目標を設定した根拠等		<p>①当該計画は出来るだけ多くの団体で策定されることが望ましい。</p> <p>②目標年度は全ての設備が完成(平成20年度)し実績が出る21年度とした。目標値は事業計画の目標値。</p> <p>③当該計画の策定を要するほど大気・水質等が汚染されている地域は減少が望ましい。</p>							
評価・分析		<p>【達成の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境省ホームページ上で地域づくりに関する情報の充実を図った。 ○低炭素地域づくり面的対策推進事業については、各地域において実効性の高い二酸化炭素削減目標を掲げた地域計画が策定され、計画に基づいた事業が実施された。今後は対象地域における計画の進捗状況、事業の効果を把握することにより、事業の効果を一層高める必要がある。 ○環境と経済の好循環のまちモデル事業は、事業による CO₂ 削減効果が見られ、目標数値を達成するなど一定の成果をあげた。今後は、対象地域と連携し、事業の効果をより一層高める必要がある。 ○公害防止計画に基づいて各種の公害防止施策が講じられた結果、計画地域として指定されている市区町村数は減少傾向を維持しており、公害の解決という目標達成に向け進展があった。 ○平成20年6月の温対法の改正により、都道府県、政令市、中核市及び特例市に対し、現行の地方公共団体実行計画を拡充し、従来の地域推進計画に相当する区域全体の自然的社会的条件に応じた施策を盛り込むことが義務付けられた。このため、対策・施策の立案の考え方を示した「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル」を発表し、併せて、自治体に対する説明会及び研修会を開催した。また、地方公共団体実行計画に基づき、各自治体を実施する取組を支援するため、地域グリーンニューディール基金、中核市・特例市グリーンニューディール基金を創設した。 <p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域からの環境保全の取組を進めていくに当たっては、第三次環境基本計画にも見られるように、地域の環境とその保全に取り組む住民の力を統合的に高める「地域環境力」を発揮した取組が必要不可欠である。資金面及び情報面での支援は地域における取組、「地域環境力」の発揮に欠かせないものとする。 ○また、公害防止計画については、平成21年度末現在、175市区町村が計画地域として指定されており、大都市を中心とする自動車交通公害や閉鎖性水域における水質汚濁等の都市生活型公害の問題が依然として存在することから、引き続き、これらの問題を解決するための施策を推進する必要がある。 <p>【有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域づくりに関する情報を環境省ホームページ上で充実させることは、全国の地域において容易に情報を入手できる有効な手段である。 ○公害防止計画については、計画に基づき、各種の公害防止施策が総合的・計画的に講じられた結果、過去に公害防止計画策定地域に指定されたことのある496市区町村のうち321市区町村において、公害防止計画の策定を要しないまでに大気、水質等が改善された。 <p>【効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報の環境省ホームページへの集約により、利用者の利便性向上とともに、セキュリティの確保、メンテナンス費用の削減などコスト面からも効率的に事業が行われたと考える。 ○低炭素地域づくり面的対策推進事業については、協議会において、自治体、民間団体、学識者等多様な主体との連携により、効率的に各地域の計画が策定されたと考える。 ○公害防止計画により、国、地方公共団体、事業者等が連携を図りながら、効率的に各種の公害防止施策を講じることができたと考える。 ○環境と経済の好循環のまちモデル事業については、対象地域の選定を終了しており、事業評価委員会による事業評価を行っており、効率的に事業が行われたと考える。 							



<今後の展開>

- 環境に配慮した地域づくりを資金面から支援するため、公共交通を中心とする低炭素型の地域づくりに向けた計画策定及び計画に基づいた事業の支援を行うとともに、コミュニティ・ファンド等の市民出資・市民金融を活用した環境保全活動の促進等を検討する。
- 環境と経済の好循環のまちモデル事業については、各モデル事業の事業評価書を作成するとともに、フォローアップ調査を実施する。
- 公害防止計画は、平成21年度末現在、175市区町村が計画策定地域として指定されており、引き続き都府県に対し、より実効性のある計画の推進を図るとともに、制度の見直しに向けた検討を行う。

目標 8-3	環境パートナーシップの形成							
	国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などの各主体が、環境保全に関してそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	6章7節 環境教育・環境学習の推進及び環境保全活動の促進							
関係課・室	民間活動支援室							
指標の名称及び単位	①(間接)地球環境パートナーシッププラザのホームページアクセス件数[万件] ②(間接)環境らしんばん登録団体数[団体] ③(参考)地球環境パートナーシッププラザのメールマガジン配信人数[人]							
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値	
指標	①	337	535	772	819	801	—	増加傾向を維持
	②	743	777	816	860	886	H22年度	2,000
	③	2,924	3,280	3,731	3,795	3,845	—	増加傾向を維持
目標を設定した根拠等	基準年	②、③H13年度			基準年の値	②504	③1,467	
	根拠等	①プラザホームページへの平成13年度のアクセス数を3倍程度に増加する ②平成13年度環境NGO総覧に掲載されている団体(4,132)の半数が環境らしんばんに登録 ③平成13年度のメールマガジンの配信数を倍増						
評価・分析	【達成の状況】							
	○環境パートナーシップの形成については、地球環境パートナーシッププラザ(以下、プラザという)/地方環境パートナーシップオフィス(以下、地方EPOという)の活性化を通じ、パートナーシップについての理解が各主体に広がり、地域でのパートナーシップ促進の取組を展開・支援する素地が形成されたが、具体的な企業、NPO、地域コミュニティ、行政とのパートナーシップ事業の形成、情報発信がまだ十分ではない。特に、環境NPOの活動等をHP上で紹介している「環境らしんばん」については、団体登録数は増加しているものの、登録に際し数種類の申請書を提出する必要があるなど、手続が煩雑である等及び環境NGOへの周知活動が不十分であった等の理由により、平成21年度で886団体にとどまり目標(2,000団体)は未達成である。また、環境政策の企画・立案における民間団体の参画については、政策提言の動きは定着してきているが、政策提言能力の向上や官民協働での政策形成や実施等の協働取組については、他部局との連携の強化や環境パートナーシップオフィスの業務を強化・充実を図るなどにより取組の強化が求められている。							
評価・分析	【必要性】							
	○持続可能な社会の実現には、NPO、企業等の多様な主体がパートナーシップで環境保全活動に取り組む必要がある。地方公共団体や企業などはこうしたパートナーシップが必要であることは理解し、協力事業を行うようになってはいるが、NPO側との理解の共有や、事業の効果的な進め方等に係る具体的な手法については、まだまだ模索中である。このため、プラザ/地方EPOを拠点とし、各主体のより効果的なパートナーシップ実現のため取組をさらに展開する必要がある。 ○環境行政を各主体とパートナーシップで取り組んでいくためには環境省だけで政策を立案するのではなく、環境NPO等の優秀な発想を積極的に政策に反映し、パートナーシップの下での取組を促進して							

いくことが必要である。そのためには、NGO/NPO・企業による環境政策提言の場を作り、優れた提案を施策に反映するための仕組みが必要である。

【有効性】

○プラザ/地方 EPO では、各主体間のパートナーシップの促進のためにホームページ上での情報提供、政策提言プロセスへの支援を行ってきた。その結果、環境分野の取組における NPO 等の役割は認知されてきており、地球環境パートナーシッププラザのホームページアクセス件数及びメールマガジン配信人数は、平成 21 年度には 801 万件、3,845 人に達し、目標(これまでの目標:目標年 18 年度、300 万件、3,000 人)を達成した。また、地方公共団体や企業が NPO 等とパートナーシップによる取組を始めている事例も各地域で出てきており、プラザで展開してきたパートナーシップ支援は効果があったと考えられる。

○すべての地方 EPO の設置が整い、地域でのパートナーシップ促進の基盤が作られた。

○直接国民との政策等に関する情報提供・意見交換が行われたり、NGO/NPO・企業から環境に関する政策提言を募集し、優秀な提言の発表の場を設ける「環境政策提言フォーラム」が実施され、寄せられた提言が広く公開されるなど、環境保全活動や環境政策の立案実施における国民と環境省のパートナーシップが着実に構築されてきている。また、平成 21 年度は、地域における持続可能な社会づくりを実現するため、地方EPOとの連携により環境NPOを事業型環境NPO・社会的企業として発展させていくための支援を行うとともに、先進的な取組事例等を示したポイント集を作成するなど、プラザ、地方EPOにおいて、環境パートナーシップの促進が図られてきている。

【効率性】

○インターネットを活用して幅広い環境情報を全国に発信することで、各主体において情報が共有され、パートナーシップ形成に必要な情報を容易に入手できるようになり、環境保全活動を行う NPO が同様の活動を行う各主体との協働によって、より広範な活動を行うなど、効率的な対応が図られるようになった。

○NPO/企業との意見交換や、政策提言プロセスにより NPO、企業、国民の意見が環境政策立案者へ届きやすくなり、現場における行政ニーズに柔軟かつ的確に対応できるようになってきた。

○一方、これらの意見交換や政策提言プロセスは、その対象及び参加者が依然東京に偏りがちであり、地方で取り組む NPO/企業とのパートナーシップ促進のためには、地方での活動を更に展開することが効率的と考えられる。



<今後の展開>

○様々な主体の特性を生かしたパートナーシップによる持続可能な地域づくりを進めていくにあたっては、NPO・企業等のパートナーシップ形成能力の向上、プラザ/地方 EPO の機能強化、パートナーシップ事業の形成・普及が課題であり、このため、以下を実施。

- ①政策提言能力の向上や官民協働での政策づくりのための支援などを実施する。
- ②プラザ及び地方 EPO を、政策形成等行政と民間とのパートナーシップ促進の拠点としての活動を進めていく。
- ③事業型環境 NPO・社会的企業として経済的に自立した活動として発展できるよう中間支援団体による支援事業を展開する。
- ④インターネットによる情報発信について、特に環境らしんばんの登録件数の目標達成に向け見直しを行う。

環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成

目標 8-4

NPO や事業者等、様々な主体と連携しつつ、様々な場において、すべての主体に対して、学校・家庭・地域コミュニティが連携した質の高い効果的な環境教育・環境学習を行うことで、自発的、主体的に取り組む意識を醸成する。

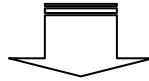
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	6章7節 環境教育・環境学習の推進及び環境保全活動の促進						
関係課・室	環境教育推進室						
指標の名称及び単位	①(間接)環境カウンセラーの登録者数(累計)[人] ②(間接)子どもエコクラブがある市町村の割合[%](H17~18の数値は、旧指標の子どもエコクラブの会員数[人])						
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値
指標	①	4,169	4,380	4,528	4,763	H22年度	5,500
	②	110,236	137,532	41.4%	42.4%		43.2%
目標を設定した根拠等	基準年	①H8年 ②H14年		基準年の値	①0 ②77,417		
	根拠等	①市民や事業者が必要なときに速やかに助言等を得られることを基準に中学校区数約11,000×1/2=5,500名という目標値を設定 ②子どもエコクラブがある市町村の割合を50%とするという目標値を設定					
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○環境教育・学習による環境保全意識の醸成については、子どもエコクラブ事業や我が家の環境大臣事業等を通じた場や機会の拡大、環境教育指導者育成事業や環境カウンセラー事業等を通じた指導者の育成、環境教育データベース総合整備事業等を通じた情報提供等により国民各界各層に対する環境教育が推進され、目標達成に向けて進展があった。</p> <p>○わが国における「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」実施計画において初期段階における重点的取組事項として掲げられている「高等教育機関における取組」の一環として、国際的に活躍する環境リーダーの育成を具体化するために平成20年3月に策定した「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」に基づき、産学官民の連携による環境人材育成の取組を促すプラットフォームとしての「環境人材育成コンソーシアム」設立に向けた取組、大学で活用できる環境人材育成のモデルプログラムの開発、環境人材育成に取り組むアジアの大学院のネットワーク化を実施した。また、同じく初期段階における重点的取組事項として掲げられている「地域における実践」に関しては、平成18年度から20年度に実施したモデル事業を通じて明らかとなった課題を踏まえ、ESD活動の登録制度やESDコーディネーターの育成に関する検討を実施した</p> <p>【必要性】</p> <p>○平成19年6月に「21世紀環境立国戦略」が閣議決定され、その戦略の一つである「環境を感じ、考え、行動する人づくり」が提唱され、「21世紀環境教育プラン～いつでも、どこでも、だれでも環境教育AAプラン～」に基づき、あらゆる場、人を対象とした環境教育・環境学習の施策を進めていくことがますます重要となっている。</p> <p>○中でも、次代を担う子どもたちの自主的な環境保全活動への支援、また、地域において環境保全に関わる取組を中心になって進める人材や専門知識を持った人材の育成が重要。</p> <p>○我が国が提案し、開始された「国連ESDの10年」が2005年に始まったことを受け、持続可能な社会の構築を目指し、この10年間で重点的に環境教育やそれを発展させたESDを実施することが求められている。また、平成26年を目途に、「国連ESDの10年」の締め括り会合が日本で開催されることとなったため、ESDの推進において、日本はこれまでも増して重要な役割を担うこととなってきている。</p> <p>【有効性】</p> <p>○地域の子どもの自主的な環境保全活動を支援することもエコクラブ事業では、全市町村数の50%に子どもエコクラブが設置されていることを目標としているところ、平成21年度の割合は43.2%である。また、家庭でのエコライフを支援する我が家の環境大臣事業では、登録世帯数が平成20年度末で約13万世帯にも達しており、地域や家庭において、環境保全に自主的に取り組む主体が着実に増加していると言える。</p> <p>○環境保全に関する専門的な知識や経験を有する環境カウンセラーの登録数については、平成21年度末で約4,600人に達しているが、今後は広報にも力を入れ、地方自治体とも連携するなど環境カウンセラーの認知度を高め、目標達成を目指したい。また、文部科学省と連携して行っている環境教育指導者育成事業では、学校教員や地域における実践リーダーを対象として、平成21年度は7ブロック総勢285名に対し研修を行い、今後の活躍が大きく見込まれる。さらに、文部科学省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と連携して行っている環境教育等人材認定等事業登録事業では、平成21年</p>						

度末までに 36 の事業を登録し、HP で公開するなどしてその活用を図っている。

- 「国連 ESD の 10 年」については、我が国における実施計画に基づき、初期段階の重点的取組事項を中心に施策を展開した。国連 ESD の 10 年促進事業において行っている ESD 活動の登録制度や ESD コーディネーターの育成に係る検討は、平成 18 年度から 20 年度に実施したモデル事業を通じて明らかとなった課題を踏まえたものであることから、本施策は ESD 活動の更なる促進において有効である。

【効率性】

- 文部科学省や関係省等と連携して事業を展開することで、学校関係者をはじめとして幅広く環境教育を推進することができる。
- 基本的かつ総合的な施策を行う国と区域内の特性に応じた施策を行う自治体とが連携を図ることで、国の施策が浸透しやすくなり、迅速に地域の実情にあった対応ができると見込まれるため、より適切かつ効率的に環境教育や ESD の普及啓発を行うことができる。
- 各施策それぞれウェブサイト上での情報提供に努めているが、特に、我が家の環境大臣事業については、教材等の紙での配布を中止したことで、費用対効果がさらに高まった。さらに、エコファミリーへの参加については、個人登録だけではなく企業等を対象とした団体登録を進めたことで、登録者数が飛躍的に増加した。



<今後の展開>

- 環境保全の意識の醸成、さらには、具体的に行動できる人づくりに向けて、21 世紀環境教育プランに基づき、「いつでも・どこでも・誰でも」環境教育に取り組むことができるよう環境教育・環境学習の場や機会の拡大、指導者の育成、プログラムの整備、情報提供・普及啓発などを引き続き推進する。
- 特に、持続可能な社会を構築するためには、一人ひとりの取組が大切であるという認識のもと、環境教育の地域間格差を解消し、全国どこでも環境教育を受けることができるような教材、プログラムの整備に努める。環境カウンセラーについても、今後、質を維持しつつ量的拡大を図っていく中で目標達成を考えているが、地域間格差の解消という視点から、地方での人材発掘に努めていく。
- さらに、子どもに対する環境教育については、教育基本法の改正を受け、今後ますますその重要性を増していくと考えられるため、文部科学省等との連携を強化し、学校での環境教育を推進していく。
- わが国における「国連 ESD の 10 年」実施計画の初期段階における重点的取組事項及び「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」に基づき、産学官民の連携による環境人材育成の取組を促すプラットフォームとしての「環境人材育成コンソーシアム」設立に向けた取組、大学で活用できる環境人材育成のモデルプログラムの開発、環境人材育成に取り組むアジアの大学院のネットワーク化を推進していく。また、同じく初期段階における重点的取組事項として掲げられている「地域における実践」に関しては、ESD 活動の登録制度や ESD コーディネーターの育成に係る検討を踏まえ、制度の運用及び研修の試行実施を行う。

⑦ 予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等

- 環境基本法・環境基本計画
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)
- 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)(平成 16 年法律第 77 号)
- 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成 15 年法律第 130 号)
- 自動車税、住宅関連税等のグリーン化等

関連する予算事項名及びその予算額(千円)

目標番号		関連する予算事項名及びその予算額(千円)		
		H21	H22	H23 反映
8-1	①国等におけるグリーン購入推進等経費	18	18	↑
	②環境表示の信頼性確保のための検証事業	300	205	→
	③国等における環境配慮契約等推進経費	47	43	→
	④環境政策における環境税検討経費	8	25	→

	⑤環境ベンチャービジネス育成スキーム構築検討経費	4	0	×
	⑥企業行動推進経費	56	67	↑
	⑦環境格付調査等補助金	140	0	×
	⑧無利子融資事業	6,000	0	×
	⑨製品対策推進経費	36	31	↑
	⑩環境関連商品購入促進方法調査事業	9	0	×
	⑪建築物等エコ化可能性評価促進事業	8	7	→
	⑫世界に貢献する環境経済の政策研究	400	400	→
	⑬エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業(一般会計)	10	10	×
	⑭エコポイント等 CO2 削減のための環境行動促進モデル事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	-
	⑮自立展開型エコ・アクション・ポイント対象製品拡充等検証業務費	-	-	新
	⑯環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業	236	350	↑
	⑰家庭・事業者向けエコリース促進事業「再掲:1-1」	-	-	-
8-2	①環境と経済の好循環のまち推進活動費	8	0	×
	②公害防止計画策定経費	6	32	↓
	③低炭素地域づくり面的対策推進事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	-
	④世界に貢献する環境経済の政策研究「再掲:8-1」	-	-	-
	⑤地域グリーンニューディール基金の創設 中核市・特例市グリーンニューディール基金の創設	61,000	0	×
8-3	①地球環境パートナーシッププラザ運営	89	88	→
	②NGO/NPO環境政策提言推進調査	15	15	→
	③地方環境パートナーシップ推進事業	95,032	95,032	
	④持続可能な社会づくりを担う事業型環境NPO・社会的企業中間支援スキーム支援事業	55	56	→
8-4	①国連大学拠出金	155	155	→
	②アジア環境人材育成イニシアティブ推進事業	138	140	↓
	③地域におけるESDの取組強化推進事業	31	35	→
	④クールアーススクール事業	41	0	-
	⑤21世紀子ども放課後環境教育プロジェクト	25	25	×
	⑥我が家の環境大臣事業(H23 名称変更:みんなエコクラブ推進事業)(統合:8-4⑦)	61	58	新
	⑦こどもエコクラブ事業(H23 名称変更:みんなエコクラブ推進事業)(統合:8-4⑥)	77	75	-
	⑧環境教育・環境学習推進基盤整備事業	19	19	↓
	⑨学校エコ改修と環境教育事業(一般会計)	37	37	→
	⑩学校エコ改修と環境教育事業(特別会計)「再掲:1-1」	-	-	-
	⑪環境教育人材認定等事業登録事業	4	4	→
	⑫環境カウンセラー事業	26	26	↓

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
8-1⑤	所期の目的が達成されたため	今後の動向を注視し、必要に応じ施策の検討を行う。
8-1⑦	所期の目的が達成されたため	環境格付融資の構築やエコファンドの組成をした金融機関の取組み状況を注視し、必要に応じ施策の検討を行う。
8-1⑧	所期の目的が達成されたため	今後の景気状況を注視し、必要に応じ同様の効果がある施策の検討を行う。
8-1⑩	他の事業とあわせて効率的に実施することとしたため	今後は本事業で得られた成果を他の事業の中で活用していく。

8-1⑬ 8-1⑭	モデル事業として所期の目的を達成したため。	経済的に自立した民間主導のポイントビジネスとして展開していく。
8-2①	一定の成果が得られたため、平成 21 年度限りで業務を終了することとした。	今後は本事業で得られた成果の報告を受け、広く普及啓発を推進していく。
8-2⑤	平成 21 年度補正予算の単年度事業であるため。	自治体に造成された基金の取崩しは、平成 23 年度末までであるため、引き続き、各自自治体に対し、適切な執行を指導することとしている。
8-4⑤	所期の目的が達成されたため	既存ウェブページで紹介し、普及を図る。

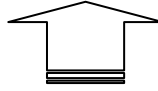
⑨特記事項

<p><政府重要政策としての該当></p> <p><当該施策に係る府省庁></p> <p>○文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、総務省及び内閣府</p> <p><昨年度評価書からの変更点></p>
--

⑩各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	8-1-①	環境ビジネスの市場規模
	8-1-②	環境ビジネスの雇用規模
	8-1-③	地方公共団体におけるグリーン購入実施率
	8-1-④	(間接)ISO14001、エコアクション 21 等の登録事業者数
	8-1-⑤	(間接)エコ/SRI ファンドの設定数、純資産残高及びその割合
	8-1-⑥	(間接)環境報告書公表企業(上場/非上場)
	8-1-⑦	(間接)環境会計実施企業(上場/非上場)
	8-2-①	(間接)地域環境総合計画策定団体率
	8-2-②	(間接)環境と経済の好循環のまちモデル事業実施に伴う CO ₂ 排出削減量
	8-2-③	(間接)公害防止計画策定地域を構成する市区町村数
	8-3-①	(間接)地球環境パートナーシッププラザのホームページアクセス件数
	8-3-②	(間接)環境らしんばん登録団体数
	8-3-③	(参考)地球環境パートナーシッププラザのメールマガジン配信人数
	8-4-①	(間接)環境カウンセラーの登録者数(累計)
8-4-②	(間接)こどもエコクラブがある市町村の割合	
指標の解説	<p>8-1-①:OECD の環境ビジネスの分類に基づき、わが国の環境ビジネスの市場規模について算出したもの</p> <p>8-1-②:OECD の環境ビジネスの分類に基づき、わが国の環境ビジネスの雇用規模について算出したもの</p> <p>8-1-③: 地方公共団体、上場企業、非上場企業におけるグリーン購入の組織的な実施状況をアンケート調査により把握した割合</p> <p>8-1-④:ISO14001、エコアクション21の登録事業者数</p> <p>8-1-⑤:SRI ファンドの純資産残高</p> <p>8-1-⑥: 上場企業並びに従業員 500 人以上の非上場企業及び事業所における環境報告書の作成・公表状況をアンケート調査により把握した割合</p> <p>8-1-⑦: 上場企業並びに従業員 500 人以上の非上場企業及び事業所における環境会計の実施状況をアンケート調査により把握した割合</p> <p>8-2-①: 全地方公共団体に占める、地域環境総合計画を策定している地方公共団体の割合</p> <p>8-2-②: 交付金事業における施設整備による CO2 削減効果</p> <p>8-2-③: 公害防止計画策定地域における市区町村の数(及び策定地域数)</p> <p>8-3-①: パートナーシップ情報を入手するためにプラザホームページにアクセスのあった件数</p> <p>8-3-②: 情報を発信するために環境らしんばんに登録のあった団体数</p> <p>8-3-③: プラザ/オフィスからのタイムリーな情報をメールマガジン配信した人数</p> <p>8-4-①: 市民や事業者が必要ときに速やかに助言等を得られることを基準に中学校区数約 11,000 × 1/2=5,500 名という目標値を設定。</p> <p>8-4-②: 平成 20 年度予算作成時の成果目標として、こどもエコクラブがある市町村の割合を 50%とする。</p>	

<p>評価に用いた資料等</p>	<p>8-1-①②環境経済政策の研究業務報告書等(環境省) 8-1-③グリーン購入に関するアンケート調査及び環境にやさしい企業行動調査(環境省) 8-1-④ISO14001 適合組織統計データ((財)日本適合性認定協会)、エコアクション21認証・登録事業者リスト((財)地球環境戦略研究機関持続性センター) 8-1-⑤日本のSRIファンドパフォーマンス 純資産残高(モーニングスター社)、8-1-⑥⑦環境にやさしい企業行動調査(環境省) 8-3-①②③プラザ/オフィス各種統計</p>
------------------	--



<p>指標に影響を及ぼす外部要因</p>	<p>8-1-③市町村合併 8-1-⑥⑦事業者の統廃合等</p>
----------------------	---

平成 22 年度事後評価シート（平成 21 年度に実施した施策）

施策名	9. 環境政策の基盤整備	評価年月日	平成 22 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	総合環境政策局 総務課長 川上 尚貴		

① 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 21 年版環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ (359ページ以降)		
政策(章)	2章	環境保全施策の体系	政策(章)	6章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2節	3 環境情報の整備と提供			
その他関連する個別計画	電子政府構築計画、重点計画 2007 環境技術・環境技術開発の推進戦略について(答申)(平成 18 年 3 月 30 日)				

※環境・循環型社会・生物多様性白書「平成 21 年度環境の保全に関する施策・平成 21 年度循環型社会の形成に関する施策・平成 21 年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」から該当箇所を記載

② 施策について

施策の方針	各種の技術開発や研究の推進、環境とそれに関連する様々な情報の整備、意思決定の各段階への環境配慮の統合といった、持続可能な社会づくりを支える基盤の整備を推進する。				
予算動向		H19 年度	H20 年度	H21 年度	<備考>
	金額(単位:百万円)	5,188	4,823	6,591	
	一般会計	5,188	4,823	6,591	
	特別会計	0	0	0	
施策を構成する具体的手段	<p>【環境基本計画の効果的実施】</p> <p>○各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した同計画に係る取組の普及啓発。</p> <p>【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】</p> <p>○環境大臣宛に意見照会された案件に対する環境保全の見地からの審査の実施、審査に基づく環境大臣意見の提出及び当該事業についてのフォローアップ。</p> <p>○環境影響評価手続の実施状況等に関する検討の結果を踏まえた制度の見直し、適切な環境影響評価が行われるために必要な情報提供の推進や技術手法の開発等による環境影響評価制度の充実。</p> <p>○戦略的環境アセスメント導入ガイドライン(SEA ガイドライン)の適用事例の積重ね及びSEA ガイドラインに基づく環境保全の見地からの環境省意見の提出。</p> <p>【環境問題に関する調査・研究・技術開発】</p> <p>○環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構の解明・予測、環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種調査研究・研究開発の実施。</p> <p>○研究開発のための基盤の整備、研究成果の普及。</p> <p>【環境情報の整備と提供・広報の充実】</p> <p>○環境情報の体系的な整備(収集、整理、加工)と国民等への情報提供、及び「電子政府構築計画」に基づく行政手続きの電子化や内部管理業務及びシステムの見直し。</p> <p>○国、地方公共団体等における、行政研修(国際研修を含む)・分析研修及び職員研修の実施。</p> <p>○「環境情報戦略」に基づき、環境情報に立脚した環境行政の実現及び利用者ニーズに応じた環境情報の提供を推進。</p>				

③施策の方針に対する総合的な評価

【環境基本計画の効果的実施】

○第三次環境基本計画(平成18年4月7日閣議決定)の効果的実施については、同計画策定以降の環境保全に関する取組状況についてみると進展がみられるが、環境の現状をみると各分野で未だ多くの課題を抱えている状況と言える。また、施策を点検する枠組み構築、環境白書等様々な手段による施策の状況に関する普及啓発、環境指標の検討やその基礎となる環境統計データの充実、環境保全経費の見積り方針の策定やとりまとめ等において進展があった。

【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

○環境影響評価制度の適切な運用と改善については、環境影響評価法に基づく手続を通じ、適切な環境配慮が図られた。環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供する体制の整備、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討を行うなどの進展があった。また、地域における環境影響評価に係る体制の強化を進めた。

○また、平成21年6月に法律の施行後10年を迎えたことを受けて、施行の状況についての検討を重ね、22年2月22日に中央環境審議会から「今後の環境影響評価の在り方について」答申がなされた。この答申を踏まえ、計画段階配慮手続(戦略的環境アセスメント)や環境保全措置等の結果の報告・公表手続を盛り込んだ「環境影響評価法の一部を改正する法律案」が同年3月19日に閣議決定された。

【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

○新たな環境ビジネスの創出や活性化に資するため、ナノテクノロジーを活用した環境技術開発において、目標の開発数を上回るなど、期待どおりの成果が得られた。

○平成21年度より開始した「環境経済の政策研究」の成果が、地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ(環境大臣試案)の前提条件を与え、また、平成22年版環境白書での分析に活用されるなど、環境政策の基礎として期待どおりの成果が得られた。

【環境情報の整備と提供・広報の充実】

○環境情報をワンストップで入手できるポータルサイトの内容、構成等について、利用者ニーズ等を踏まえながら検討を行い、平成22年度の運用開始に向けて必要な成果を得るなど、平成21年3月に策定した「環境情報戦略」に定める「当面優先して取り組む施策」の着実な推進を行った。

○環境省ホームページについては、動画配信など各種コンテンツ等の充実を図りつつ、障害者や高齢者向けにアクセシビリティ支援ツールを導入、更には海外に向けた情報発信のために、英語版ホームページ以外にもフランス語、中国語、韓国語のページを新たに設置した結果、ホームページアクセス件数の増加を踏まえると、広く国民や海外に対して環境配慮意識を創出し、行動を促すために必要な環境情報の提供に期待どおりの成果が得られた。

○各種媒体による広報活動を実施したほか、「環境月間」には、地方公共団体等と協働して関連行事を実施するなど、効率的な広報を実施し、環境保全活動の普及、啓発を推進した。

○研修については、新たなニーズに対応し、環境モニタリング技術研修、石綿マニュアル法研修及びアスベスト分析研修を実施するなどにより、環境行政を担当する職員能力の向上を図った。



④今後の主な課題

【環境基本計画の効果的実施】

○各主体が連携した取組を進めることにより具体的な各施策の実効性を高めるとともに、各主体の積極的な取組や施策の効果を明確化することなどを通じ、環境保全に対する積極的な取組が評価される社会となることが課題。

【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

○計画段階配慮書の手続の新設、環境保全措置等の公表等の手続の具体化等を盛り込んだ改正法案の施行に向けた調査・検討が必要。

○より上位の計画や政策の検討段階を対象とした戦略的環境アセスメントの導入等、中央環境審議会答申において今後の課題として指摘を受けた事項についての検討が必要。

○最新の科学的知見を踏まえた環境影響評価の技術手法の開発・改良や、環境影響評価の実施に資する環境情報を提供するためのデータベース構築が必要。

○中央環境審議会の答申において、「風力発電施設の設置を法の対象事業として追加することを検討すべきである。」とさ

れたことから、今後、政令の改正により風力発電施設を法対象事業に追加するため、規模要件や調査、予測及び評価の手法に関する基本的な考え方について検討する必要がある。

【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

- 平成18年3月の中環審答申「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」の改定を行っており、新たな推進戦略において今後5年間の重点課題が示される予定。この新たな推進戦略では、従来の「脱温暖化社会」「循環型社会」「自然共生型社会」「安全が確保される社会」という4つの個別領域における重点課題の設定のみならず、全領域共通の重点課題、領域横断的に取り組むべき重点課題についても明示する予定。
- 産学官連携、地域の優良技術の発掘・実用化などの視点も考慮しつつ、技術開発基盤の整備を進める。
- 競争的研究資金については、領域横断分野を明確にした研究開発など、その充実及び連携等の強化が課題。
- 環境経済の政策研究については、グリーン・イノベーションの推進、環境・経済・社会のバランスのとれた新たな経済社会システムの在り方など、世界的に検討が進みつつある分野について、環境経済的な側面から更なる研究の充実を図ることが必要。

【環境情報の整備と提供・広報の充実】

- すべての人々にとって利用しやすく、分かりやすい環境情報の電子的提供が課題。
- 環境問題に対する国民意識の一層の啓発を図ることが必要。
- 環境情報戦略の実施のため、その体制の整備や関係府省との連携を構築することが課題。



⑤今後の主な取組

【環境基本計画の効果的実施】

- 第三次環境基本計画に係る施策を効果的に実施し、点検結果を環境保全経費の見積り方針へ適切に反映し、各種施策実施のための財政措置を講ずるとともに、同計画の目標の具体化及び指標の充実化等を図る。同計画と国土利用計画等の他の計画との調和を図る。

【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

- 計画段階配慮書の手続の新設、環境保全措置等の公表等の手続の具体化等を盛り込んだ改正法案の施行に向けた調査・検討を進めていく。
- 中央環境審議会答申において挙げられた、より上位の計画や政策の検討段階を対象とした戦略的環境アセスメントの導入等、今後の課題として指摘を受けた事項について検討していく。
- 最新の科学的知見を踏まえた環境影響評価の技術手法の開発・改良や、環境影響評価の実施に資する環境情報を提供するためのデータベースの構築に取り組む。
- 政令の改正により風力発電施設を法対象事業に追加するため、規模要件や調査、予測及び評価の手法に関する基本的な考え方について検討する。

【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

- 「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」の改定を行い、新たな推進戦略で設定された課題を着実に実施するよう、体制整備や重点化を図る。なお、新たな推進戦略について、その実施状況のフォローアップを実施することとしている。
- 地域の産学官連携による環境技術開発の基盤整備、優良技術の実用化のための技術開発と社会への普及を図る。
- 環境研究開発の政策ニーズの反映の強化及び戦略性の強化を図る。
- 競争的研究資金について、新たな「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」等を踏まえ、領域横断分野を明確にした研究開発など、その充実及び連携の強化を図る。
- 環境経済の政策研究について、グリーン・イノベーションの推進等の残された課題について、新たに公募を行うなど、研究の充実を図る。

	①e	31,601	27,906	27,326	—		
	①f	18.1	19.7	22.9	—		
	②	364,376	353,392	344,669	365,566	371,558	
目標を設定した根拠等	基準年				基準年の値		
	根拠等	第三次環境基本計画					
評価・分析	【達成の状況】						
	○第三次環境基本計画(平成18年4月7日閣議決定)の効果的実施については、同計画策定以降の環境保全に関する取組状況についてみると進展がみられるが、環境の現状をみると各分野で未だ多くの課題を抱えている状況と言える。また、施策を点検する枠組み構築、環境白書等様々な手段による施策の状況に関する普及啓発、環境指標の検討やその基礎となる環境統計データの充実、環境保全経費の見積り方針の策定やとりまとめ等において進展があった。						
	【必要性】						
	○政府全体の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めることについては、喫緊の課題となっている。当該課題に対応し、持続可能な社会を実現するに当たっては、環境保全に関する施策が大きな広がりを持ち、長期的な取組を必要とする自然環境・地球環境の保全を対象としていることから、国、地方公共団体、民間事業者や国民一人一人が協力し認識を共有した上で、すべての構成員が環境保全の施策に参画することが求められる。そのためには、政府全体の環境政策の方向と取組の枠組みを明示する環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱である環境基本計画の理念と道筋を各主体が共有し、取組を着実に実施することが必要である。						
【有効性】							
○第三次環境基本計画(平成18年4月7日閣議決定)は、次のような各主体が共通認識を持ち環境保全の施策への参画を進めるための必要な枠組み等を構築することを通じ、各主体の総合した成果として、持続可能な社会を実現するに当たり必要な環境施策の効果的な展開に資するものである。							
・関係府省は経済主体としての活動分野に加え、政策分野においても環境配慮を推進することとし、政府全体として環境保全の施策に取り組むこと							
・国土利用計画などの各種計画と環境基本計画との調和を保つことにより、政府における環境保全施策の総合的な推進について環境基本計画と連動して展開されること							
・国民、事業者、地方公共団体等各主体に期待される役割を明確化することにより、各主体の環境保全の取組を進めるうえで有効に利用され、環境教育・環境学習などの場においても広く活用されること							
○第三次環境基本計画の進捗状況について点検とその結果の閣議報告を行うことにより、同計画がさらに推進され、環境保全に関する施策の効果的な実施に資することとなる。							
【効率性】							
○第三次環境基本計画では、環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、実効性の確保に資するために、環境の状況、取組の状況等を総体的に示す指標(総合的環境指標)を導入している。当該指標を活用し、中央環境審議会による同計画の関連する施策も含めた有効性や効率性を踏まえた総合的な点検・評価を毎年実施することにより、同計画の着実な進捗を図り、もって、持続可能な社会を実現するに当たり必要な環境施策の効率的かつ効果的な展開に資することとなる。							
○インターネット等を始めた各種媒体を効果的に活用し、環境白書や環境統計集などの環境情報を提供することを通じて、環境基本計画に係る取組の普及啓発を行い、環境保全に関する施策の効果的な実施に寄与した。特に、環境白書の普及啓発に当たっては、「図で見る環境・循環型社会白書」、「子ども環境白書」など、利用者のニーズや多様な利用形態を想定した普及を行い、「白書を読む会」を開催することで、受け手側との双方向性を確保し、啓発活動を効率的に進めた。							



<今後の展開>

○引き続き、第三次環境基本計画に基づいた効果的な施策の実施、同計画の各年毎の点検、必要に応じた計画の変更を行う。

- 引き続き、国のその他の計画であって環境の保全に関する事項を定めるものについては、環境の保全に関しては環境基本計画の基本的な方向に沿ったものとする。
- 第三次環境基本計画を踏まえ環境配慮の方針に沿った取組を進める。
- 引き続き、啓発対象に合わせた柔軟かつ多様な手法を展開することにより、環境基本計画に係る取組等の普及啓発を効率的に進める。

環境アセスメント制度の適切な運用と改善								
目標 9-2	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	6章2節 環境影響評価等							
関係課・室	環境影響評価課							
指標の名称及び単位	①(参考) 環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(当初から法によるもの)[件] ②(参考) 地方公共団体における上位計画等に係る環境影響評価に関する制度数[制度]							
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値	
指標	①	161(111)	169(119)	177(127)	179(129)	188(138)	—	—
	②	4	4	5	5	5	—	—
目標を設定した根拠等	基準年	—			基準年の値	—		
	根拠等	—						
評価・分析	【達成の状況】							
	○環境影響評価制度の適切な運用と改善については、環境影響評価法に基づく手続を通じ、適切な環境配慮が図られた。環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供する体制の整備、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討を行うなどの進展があった。また、地域における環境影響評価に係る体制の強化を進めた。							
	○平成21年6月に法律の施行後10年を迎えたことを受けて、施行の状況についての検討を重ね、22年2月22日に中央環境審議会から「今後の環境影響評価の在り方について」答申がなされた。この答申を踏まえ、計画段階配慮手続(戦略的環境アセスメント)や環境保全措置等の結果の報告・公表手続を盛り込んだ「環境影響評価法の一部を改正する法律案」が同年3月19日に閣議決定された。							
	【必要性】							
	○環境影響評価制度は、事業の実施にあたり、あらかじめその事業による環境への影響について、事業者自らが適正に調査、予測、評価を行い、その結果に基づいて環境保全措置を検討することなどにより、その事業計画を環境保全上、より望ましいものとする仕組みであり、環境保全上、必要不可欠な制度である。 ○法施行後10年を迎えたことを受けて、施行の状況についての検討を重ね、平成22年3月に改正法案を国会に提出した。法案の成立後は、政省令の整備や施行に向けた調査・検討等を速やかに行っていくことが必要である。 ○事業者が住民等の意見に配慮して適切な環境配慮が図られるためには、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供することで、環境影響評価法に対する住民等の理解や手続への住民等の参加を促すことが必要である。また、事業者、地方公共団体、地域住民等が環境影響評価の実施に当たって必要な情報を利用できるよう環境影響評価図書に含まれる環境情報のデータベース化及び提供が必要である。 ○最新の科学的知見を踏まえた技術手法の精度の向上や将来的に実施が見込まれる事業種に係る技術手法の知見の蓄積が常に求められており、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための調査検討が必要である。 ○戦略的環境アセスメントの迅速かつ効率的な対応及び環境影響評価手続終了案件フォローアップの着実							

な実施のため、地域における環境影響評価に係る体制の強化が必要である。

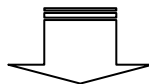
- 戦略的環境アセスメントについては、今回の法改正において個別事業の位置・規模又は施設の配置、構造等の検討段階を対象とした戦略的環境アセスメント制度を導入した。今後、より上位の戦略的環境アセスメントの整備に向けて、諸外国の戦略的環境アセスメントに関する情報を補完するとともに、我が国において導入可能な手続の基本的なあり方を検討していく必要がある。

【有効性】

- 環境影響評価制度に基づき、事業者は、国民や地方公共団体、国の意見に対応して環境影響評価書等を補正する等の取組を行っている。こうした手続を通じて、事業や地域の特性に応じた適正な環境配慮が進められており、有効性は高い。また基本的事項の改正を受けた主務省令の改正(平成 18 年 3 月)により、環境影響評価の客観性や透明性の向上が図られている。さらに、地方においても環境影響評価条例の整備が進められた結果、法と条例とが一体となって幅広い規模・種類の事業を対象に、より環境保全に配慮した事業の実施を確保する機能を果たしている。
- 平成 21 年度は環境影響評価法に基づく手続が 7 件完了し、環境配慮の徹底が図られた。また、平成 21 年度には、手続の中で環境大臣に対し意見照会があった 5 件について、希少種の保全対策の適切・確実な実施や温室効果ガスの削減に対する適切な措置等を求める環境大臣意見を述べることで、適切な環境配慮を図るといった期待どおりの成果が得られた。
- 環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実施状況等については、中央環境審議会総合政策部会の下に環境影響評価制度専門委員会を設置し、環境影響評価制度の各論点に係る議論を行い、それをもとに中央環境審議会から環境大臣に対し答申がなされた。また、これを踏まえ 3 月には SEA、事後調査等を盛り込んだ改正法案が閣議決定された。
- 技術に関する情報収集については、環境影響評価の対象事業に関連する環境保全措置に係る情報の整理・分析を行い、環境保全措置の検討に資する環境技術情報及び実施事例等に関する知見の提供について検討を進め、事業者や審査主体による環境保全措置の検討の効率化が図られ、期待どおりの成果が得られた。
- ホームページによる情報提供により、環境影響評価制度の内容と手続中の案件の周知を行っているが、平成 21 年度には新たに環境影響評価法による評価書 9 冊、条例による評価書の概要情報を掲載することで、環境影響評価制度に対する関係者の理解を深め、環境影響評価手続への住民等の参加を促すことができ、期待通りの成果が得られた。
- 技術手法の精度の向上のための検討を行い報告書等としてとりまとめて提供することにより、より適切な環境影響評価が行われるとともに評価の信頼性が高くなり、期待通りの成果が得られた。
- 戦略的環境アセスメントの迅速かつ効率的な対応及び環境影響評価手続終了案件フォローアップの着実な実施のため、地方環境事務所において、アセスサポーターをモデル的に雇用し、その活用を図るなど、地域における環境影響評価に係る体制の強化に一定の進展があり、期待通りの成果が得られた。

【効率性】

- 環境影響評価制度の存在により、事業者が事業実施前から環境に配慮することから、事業実施後に環境への負荷を低減する取組をする場合に比べて、より少ない費用でより大きな効果を上げることが期待できる。また、ある一律の基準までの環境保全上の責務を求める他法令と異なり、国民や自治体、国の意見も踏まえ、事業者がそれぞれの事業特性や地域特性に応じて環境に最大限の配慮を行うことで、環境上の最大効用を求めることができる。
- 戦略的環境アセスメントによる上位計画や政策の決定の段階で環境保全上の配慮を行うことにより、事業実施段階で環境保全上の配慮を行う場合に比べ、より少ないコストで大きな環境保全上の効果が期待できる。



<今後の展開>

- 環境影響評価法については、「環境影響評価法の一部を改正する法律案」が平成 22 年 3 月に閣議決定され、国会に提出されたところであり、法案の成立後速やかに政省令の整備や施行に向けた調査・検討等必要な措置を講ずる。
- 平成 17 年度に見直しが行われた基本的事項については、概ね 5 年程度を目途として点検することとされており、第 2 回点検のための検討を進める。また、法改正で新たに盛り込まれる手続きに係る基本的事項の策定について検討を行う。
- 中央環境審議会の答申を踏まえ、今後、政令の改正により風力発電施設を法対象事業に追加するため、規模要件や調査、予測及び評価の手法に関する基本的な考え方について検討する。
- 最新の科学的知見を踏まえた環境影響評価の技術手法の開発・改良や、将来的に実施が見込まれる事業種に係る技術手法の知見の蓄積、環境影響評価図書に含まれる環境情報のデータベース化及び提供、環境影響評価の専門性を有する人材の育成などを通じて、開発事業へのより一層の環境配慮の統合を図る。
- より上位の戦略的環境アセスメントの導入等、中央環境審議会で今後の課題とされた事項について検討を重ねていく。
- 環境影響評価手続を終了した案件のフォローアップの充実、SEA の実施のため、地方環境事務所の体制の整備・強化を引き続き進める。

目標 9-3	環境問題に関する調査・研究・技術開発								
	環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。								
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	6章第 3 節 調査研究、監視・観測等の充実、適正な技術の振興等								
関係課・室	環境研究技術室、環境計画課								
指標の名称及び単位	①ナノテクノロジーを活用した環境技術開発[開発数/着手]								
指標年度等	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値		
指標 ①	0/6	0/6	3/8	5/8	7/8	H19 年度末 H20 年度末 H21 年度末	【技術の実用化数】 3 5 6		
目標を設定した根拠等	基準年	H15年			基準年の値	—			
	根拠等	環境研究・環境技術開発の推進戦略について(答申)							
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たな環境ビジネスの創出や活性化に資するため、ナノテクノロジーを活用した環境技術開発において、目標の開発数を上回るなど、期待どおりの成果が得られた。 ○平成 21 年度より開始した「環境経済の政策研究」の成果が、地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ(環境大臣試案)の前提条件を与えた。また、平成 22 年版環境白書での分析に活用されるなど、環境政策の基礎として期待どおりの成果が得られた。 <p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地球環境を保全し、環境と経済の統合された社会を実現していくためには、環境研究・技術開発の推進が必要不可欠であり、その重要性については第 3 期科学技術基本計画(平成 18 年 3 月 28 日閣議決定)においても科学技術は国力の源泉であり、環境問題などの地球規模の課題解決のために役立てることがこれまで以上に求められることになると指摘されているところである。そのため、環境ニーズを踏まえた上 								

で、高機能で効果的な環境技術・システムの開発を推進することや、環境技術の普及を促進することにより、我が国の科学技術の発展と環境産業の振興に寄与する必要がある。

- 新興国等の人口増加や急速な経済成長の進展により、資源・エネルギー需給が逼迫し、地球規模での環境問題が深刻化しているように、環境と経済がますます密接に関連する中で、効果的な環境政策を進めるためには、環境と経済とのダイナミックな相互関係についての調査分析、政策の経済学的な評価手法を行う必要がある。

【有効性】

- 競争的資金の運営にあたっては事前・中間・事後評価を実施している。採択された課題の中間・事後評価については、当初の研究目的に対して概ね妥当との評価が得られた。また、成果発表会・シンポジウムを積極的に開催することにより、マスコミ、行政、民間企業等に対して研究成果の普及・広報が図られた。
- ナノテクノロジーを活用した環境技術の開発について、産学官の英知を結集し、これまでにない新しい環境技術を開発し、測定技術や有害物質除去技術の環境保全施策を高度化することにより、環境保全の推進、環境汚染の未然防止、環境測定の迅速化・簡便化による環境負荷低減コストの削減が図られ、開発された技術の波及効果により、新たな環境ビジネスの創出や活性化に資することが期待される。
- 環境経済の政策研究については、その成果を環境政策の基礎とすることが求められる中、各研究者が行政担当者との密接な連携を図りつつ研究を進めた結果、その研究成果が、「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ(環境大臣試案)」(平成22年3月31日公表)の前提条件を与え、また、「平成22年版環境白書」(平成22年6月1日閣議決定)での分析に活用されるなど、期待どおりの成果が得られた。

【効率性】

- 競争的資金(環境研究総合推進費)については、様々な研究課題を、公募を通じ、コストも勘案しつつ公正で透明性の高い評価に基づいて選定することにより、高い効率性・競争的環境を確保している。競争的資金及び公害防止等試験研究費については、事前評価、中間評価及び事後評価を実施することにより、研究開発を効率的・効果的に推進している。また、中間・事後評価指標の厳格化や、研究管理を行うPD(競争的資金制度と運用を統括する者)、PO(研究課題の選定、評価等を行う責任者)を設置するなど、制度の有効性、効率性をより一層高めるべく制度の改革を推進している。

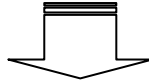


<今後の展開>

- 既存の枠を超えた分野横断的な研究開発を進めるため、「環境研究・技術開発推進費」と「地球環境研究総合推進費」を統合し、平成22年度から「環境研究総合推進費」として運用。
- 地域における科学技術の振興及び産学官連携の推進のため、地方環境研究所を中心とした人材ネットワークの形成等を図る。
- グリーン・イノベーションの推進、環境・経済・社会のバランスのとれた新たな経済社会システムの在り方など、世界的に検討が進みつつある分野について、環境経済的な側面から更なる研究の充実を図る。

目標 9-4	環境情報の整備と提供・広報の充実
	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	6章4節 環境情報の整備と提供・広報の充実

関係課・室	環境情報室、広報室、環境計画課							
指標の名称及び単位	① 環境情報に関する国民の満足度[%] ② (参考)環境省ホームページアクセス件数[百万アクセス] ③ (参考)環境省ホームページファイル数[万ファイル] ④ (参考)環境省ホームページの外国語版ページアクセス件数[百万アクセス]							
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値	
指標	①	-	24.9	17.7	24.4	17.9	-	90
	②	162	197	234	(P)	(P)	平成19年度	190
	③	22	34	32	(P)	(P)	平成19年度	25
	④	-	3.2	4.4	(P)	(P)	平成19年度	3.5
目標を設定した根拠等	基準年	-		基準年の値	-			
	根拠等	第三次環境基本計画						
評価・分析	【達成の状況】 ○平成21年3月に策定された「環境情報戦略」に基づき、政府の持つ環境情報をワンストップで入手できるポータルサイトの内容、構成等について、利用者ニーズ等を踏まえながら検討を行い、平成22年度の運用開始に向けて必要な成果を得た。また、公害関連情報を環境省 HP 上(英語版)で一体的に提供することを念頭に、関連する情報を提供しているサイトの情報を、典型7公害を基準として、収集・整理した。 ○環境省ホームページについては、動画配信など各種コンテンツ等の充実を図りつつ、障害者や高齢者向けにアクセシビリティ支援ツールを導入、更には海外に向けた情報発信のために、英語版ホームページ以外にもフランス語、中国語、韓国語のページを新たに設置した結果、ホームページアクセス件数の増加を踏まえると、広く国民や海外に対して環境配慮意識を創出し、行動を促すために必要な環境情報の提供に期待どおりの成果が得られた。 ○各種媒体による広報活動を実施したほか、「環境月間」には、地方公共団体等と協働して関連行事を実施するなど、効率的な広報を実施し、環境保全活動の普及、啓発を推進した。 ○研修については、新たなニーズに対応し、環境モニタリング技術研修、石綿マニュアル法研修及びアスベスト分析研修を実施するなどにより、環境行政を担当する職員能力の向上を図った。							
	【必要性】 ○様々な環境問題の克服には、国民各界各層・各主体の取り組みが原動力となることから、これをさらに促進するため、環境情報を分かりやすく、かつタイムリーに国民に提供できるITのより一層の活用が重要である。 ○環境行政を担当する職員の育成、職務能力の向上を図ることは、環境行政の各種政策を推進するうえでの基盤として必要不可欠である。							
	【有効性】 ○ITを活用した環境情報の基盤整備については、環境情報の収集、整理、提供を効率・迅速かつ的確に推進する上で必要不可欠であり、環境省ホームページについては、高齢者や障害者に配慮しつつ、海外向けページを拡充する等、広く国民や海外在住者に対する利便性の向上を図っており、利用者の視点に立った環境情報の提供に寄与している。 ○研修については、今後とも環境行政の新たな展開に対応して研修内容の充実を図り、新規施策への対応能力を有した職員を育成することが重要。							
	【効率性】 ○環境情報の一体的・体系的な整備と提供については、具体的効果は見えにくいものであるものの、ホームページアクセス件数の増加に見るように、国民のニーズに当たっているという意味では一定の効果が得られている。なお、ITを活用した環境情報の基盤整備については、国が行うべき基本的な責務に要する費用として、効率的なコスト負担となるよう、システム及び運用管理の集約を図るなど継続的な取り組みが必要。 ○各種媒体による広報活動の実施や「環境月間」における地方公共団体等と協働した関連行事の実施など、効率的な広報の実施に努めている。 ○新たなニーズに対応した研修の見直し等を継続的に実施し、効率的な研修の実施に努めている。							



＜今後の展開＞

- インターネットの普及に伴い環境省ホームページを利用する主体や利用目的も多様化している状況を踏まえ、利用者本位の環境情報を整備すると共に、様々な個別ページについて、デザインや文書の構造など利用者視点からの見直しを行う。なお、環境省ネットワーク（共通システム）最適化計画に基づく情報基盤の整備を、平成23年度までに実施する。
- 関係機関の協力も得て、各種媒体を通じた広報活動を年間を通して行う。「環境の日」を中心とした「環境月間」には、国、地方公共団体、民間団体、産業界など広く国民各層の協力の下に、関連行事を実施する。

⑦予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等										
【環境研究技術】 公害防止等試験研究費（一括計上）について、環境省設置法第4条第1項第3号に基づく施策										
【環境情報】 環境基本法、「電子政府構築計画」等の電子政府の施策										
目標番号	関連する予算事項名及びその予算額(百万円)	H21			H22			H23 反映		
9-1	①環境行政年次報告書作成等経費	38			38			→		
	②環境保全経費見積調整費	2			2			→		
	③環境基本計画推進経費	25			19			↑		
9-2	①環境影響評価制度等推進費(H23 名称変更:環境影響評価高度化経費)	38			36			↑		
	②戦略的環境アセスメント導入推進費(H23 名称変更:環境影響評価高度化経費)(統合:9-2①)	30			29			—		
	③環境保全経費見積調整費「再掲:9-1」	-			-			—		
	④環境影響評価制度充実推進費(H23 名称変更:環境影響評価高度化経費)(統合:9-2①)	18			16			—		
	⑤環境影響評価技術調査費(H23 名称変更:環境アセスメント技術調査費)	49			59			↑		
	⑥環境影響評価審査実施経費(H23 名称変更:火力発電所に係る審査高度化調査費)	20			48			↓		
	⑦環境影響評価追跡調査費	14			14			×		
	⑧環境影響評価審査体制強化費	0			0			新		
9-3	①地球環境保全等試験研究に必要な経費（一括計上予算）	643			461			→		
	②環境研究総合推進費	1,160			5,269			↑		
	③環境研究・技術開発推進事業	56			56			↓		
	④環境技術実証事業	175			176			×		
	⑤地域の産学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業	41			41			×		
	⑥環境研究・技術開発の戦略的発信事業	10			0			→		
	⑦環境試料タイムカプセル化事業	84			79			×		
	⑧地方における環境調査研究機能強化費	4			0			×		
	⑨太陽光発電世界一奪還戦略策定事業費	30			0			×		
	⑩世界に貢献する環境経済の政策研究	400			400			→		
	*酸性雨調査研究費(2-2)	-			-			-		
	*衛星搭載用観測研究機器製作費(2-4)	-			-			-		
	*気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費等(2-4)	-			-			-		

	*微小粒子状物質等の曝露影響調査研究費(3-1)	-	-	-
	*農薬健康・環境影響対策費(3-5)	-	-	-
	*循環型社会形成推進科学研究費補助金(4-3)	-	-	-
	*環境汚染等健康影響基礎調査費	-	-	-
	*化学物質環境安全性総合調査等調査研究費	-	-	-
	*イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究(7-1)	-	-	-
	*イタイイタイ病及び慢性砒素中毒発生地域住民健康影響実態調査費(7-1)	-	-	-
	*水俣病に関する総合的研究(7-2)	-	-	-
	*国立水俣病総合研究センター(7-2)	-	-	-
	*環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査(7-4)	-	-	-
9-4	①情報報基盤の強化対策経費	1,101	1,153	↑
	②環境保全普及推進費	96	96	→
	③世界に貢献する環境経済の政策研究環境政策研究調査等経費	400	400	→
	⑥環境保全に関する調査、研修等に必要経費	159	699	↓
	⑦上海国際博覧会関係費	21	20	×

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
9-1①	第四次環境基本計画の策定に向けた検討において、必要に応じて検討することとした。	第四次環境基本計画の策定に向けた検討において、必要に応じて検討する。
9-1④	循環・共生・まちづくり表彰についてアムニティ表彰から数えて平成 21 年度で 20 回目を迎え、表彰団体数も 130 団体となったため、一定の役割を終えたと判断し、終了することとした。	平成 22 年度に過去の表彰団体が取組を継続しているかフォローアップを行う。
9-1⑤	環境基本計画に係る普及啓発に当たっては、平成19年度にパンフレットを作成し、配布しているところ。次期計画策定までの間、同パンフレットの残部により普及啓発を図ることとした。	環境基本計画の点検の一環として開催する環境シンポジウム等において、パンフレットの配布等により普及啓発を図っていく。
9-2⑦	一定の成果が得られたため、平成 22 年度限りで業務を終了することとした。	環境省における審査体制の強化等を通じ、必要に応じて環境影響評価後の事業の実施状況についての的確な把握に努める。
9-3⑤	一定の成果が得られたため、平成 22 年度限りで業務を終了することとした。	必要に応じ、本業務において作成した産学官連携を進めるためのマニュアル等を用いて、本業務の成果普及を図っていく。
9-3⑨	平成 21 年度業務実施にあたり、再度費用対効果を検証し、業務効率化の観点から業務を中止した。	太陽光発電の動向を注視し、必要に応じ施策の検討を行う。
9-4⑦	本事業は上海国際博覧会の終了に伴い、平成22年度限りで終了することとした。	今後は、得られた成果を国内外に対し広く普及啓発を図っていく。

⑨特記事項

<p><政府重要政策としての該当></p> <p>○「電子政府構築計画」(2003年(平成15年)7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。2004年(平成16年)6月14日一部改定)、「重点計画-2007」(2007年(平成19年)7月26日IT戦略本部決定。)等の電子政府の施策に基づき、国民の利便性・サービスの向上のための取組、ITを活用した業務改革を行うための取組、情報セキュリティ対策の充実・強化の取組、電子政府の推進体制の整備・充実のための取組を政府全体で推進する</p> <p>○施政方針演説:第169回国会(平成20年1月18日)</p>
--

<当該施策に係る府省庁>

○厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 防衛省【目標9-2】

<昨年度評価書からの変更点>

⑩各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	9-1-① a	(参考) (地球温暖化分野) 温室効果ガスの年間総排出量
	9-1-① b1	(参考) (物質循環分野) 資源生産性
	9-1-① b2	(参考) (物質循環分野) 循環利用率
	9-1-① b3	(参考) (物質循環分野) 最終処分量
	9-1-① c1	(参考) (大気循環分野) 大気汚染に係る環境基準達成率
	9-1-① c2	(参考) (大気循環分野) 都市域における年間の30℃超高温時間数・熱帯夜日数
	9-1-① d1	(参考) (水環境分野) 公共用水域の環境基準達成率
	9-1-① d2	(参考) (水環境分野) 地下水の環境基準達成率
	9-1-① e	(参考) (化学物質分野) PRTR 対象物質のうち環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量
	9-1-① f	(参考) (生物多様性分野) 脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合
	9-2-①	(参考) 環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数 (当初から法によるもの)
	9-2-②	(参考) 地方公共団体における上位計画等に係る環境影響評価に関する制度数
	9-3-①	ナノテクノロジーを活用した環境技術開発
	9-4-①	環境情報に関する国民の満足度 [%]
	9-4-②	環境省ホームページアクセス件数
	9-4-③	環境省ホームページファイル数
9-4-④	環境省ホームページの外国語版ページアクセス件数	
指標の解説	<p>9-1-① a : 温室効果ガスの年間総排出量</p> <p>9-1-① b1 : GDP/天然資源等投入量</p> <p>9-1-① b2: 循環利用量/ (循環利用量+天然資源等投入量)</p> <p>9-1-① b3: 廃棄物の埋め立て量</p> <p>9-1-① c1 : NO2 (自排局) についての達成率 (達成測定局数/有効測定局数で算定 (全国))</p> <p>9-1-① c2 : 東京都の年間の熱帯夜日数</p> <p>9-1-① d1 : BOD (河川)・COD (湖沼・海域) の環境基準達成率</p> <p>9-1-① d2 : 地下水の水質汚濁に係る環境基準達成率</p> <p>9-1-① e : PRTR 対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量の合計 (大気)</p> <p>9-1-① f : 脊椎動物について、絶滅のおそれのある種数/評価対象種数</p> <p>9-2-① : 環境影響評価法施行後、法に基づく環境影響評価手続を実施した案件数 (既に手続きを終了した案件、或いは現在手続中の案件の累積)</p> <p>9-2-② : 上位計画等に係る環境影響評価に係る環境影響評価を制度化している地方公共団体数</p> <p>9-3-① : ナノテクノロジーを活用した環境技術の開発を行っている技術数</p> <p>9-4-① : 「環境にやさしいライフスタイル実態調査」中、「環境情報の満足度」における15項目の満足度 (「十分満足している」又は「まあ満足している」と答えた人の割合) の平均値</p> <p>9-4-② : インターネットを通じ環境省ホームページ (トップページ) にアクセスされた件数</p> <p>9-4-③ : 環境省ホームページに掲載されているファイル数 (情報量)</p> <p>9-4-④ : インターネットを通じ環境省ホームページ (英語版ページ) にアクセスされた件数</p>	
評価に用いた資料等		



指標に影響を
及ぼす外部要因

--